

令和3年2月定例会

商工建設常任委員会会議録

令和3年3月9日～10日・12日

場 所 第5委員会室

令和3年3月9日(火曜日)

午前9時58分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 令和3年度宮崎県一般会計予算
- 議案第9号 令和3年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
- 議案第10号 令和3年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算
- 議案第11号 令和3年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算
- 議案第13号 令和3年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算
- 議案第14号 令和3年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算
- 議案第22号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第23号 道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第24号 都市公園条例の一部を改正する条例
- 議案第34号 県道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第38号 土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について
- 議案第39号 河川法第4条第1項の一級河川の指定に係る知事の意見について
- 請願第3号 「労働者に対する支援の抜本的拡充を求める意見書」の採択を求める請願
- 商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査
- その他報告事項

- ・ 県営国民宿舎の営業再開について
- ・ 特約店方式による福岡地区のアンテナショップ開設について
- ・ 県営住宅の空き住戸を活用した地域活性化事業の実施について

出席委員(8人)

委員 長	武田 浩一
副委員 長	坂本 康郎
委員	外山 衛
委員	山下 博三
委員	西村 賢
委員	日高 利夫
委員	田口 雄二
委員	前屋敷 恵美

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

労働委員会事務局

事務局 長	阪本 典弘
調整審査課 長	小倉 久典

商工観光労働部

商工観光労働部長	松浦 直康
商工観光労働部次長	岩本 真一
企業立地推進局長	中嶋 亮
観光経済交流局長	丸山 裕太郎
商工政策課 長	山下 弘
経営金融支援室 長	長倉 佐知子
企業振興課 長	串間 俊也
食品・メディカル産業推進室 長	日高 一興
雇用労働政策課 長	兒玉 洋一
企業立地課 長	大衛 正直

観光推進課長	高橋智彦
スポーツランド推進室長	飯塚実
オールみやぎ営業課長	平山文春
工業技術センター所長	藤山雅彦
食品開発センター所長	山田和史
県立産業技術専門校長	矢野雅博

審査方法について、御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、そのように決定いたします。執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前9時59分休憩

事務局職員出席者

議事課主査	井尻隆太
議事課主査	増本雄一

○武田委員長 ただいまから商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、審査方法についてであります。お手元に配付いたしました委員会審査の進め方(案)を御覧ください。

まず、1、審査方針についてであります。当初予算の審査に当たっては、重点事業・新規事業を中心に説明を求めることとし、併せて決算における指摘要望事項に係る対応状況についても説明を求めることとしております。

次に、2、当初予算関連議案の審査についてであります。今回の委員会は、審査が長くなることが予想されることから、商工観光労働部については2班に、県土整備部については4班に分けて審査を行い、最後にそれぞれ総括質疑の場を設けたいと存じます。

なお、採決については、全ての審査終了後に行うこととしております。

午前10時0分再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました令和3年度当初予算関連議案について、局長の説明を求めます。

○阪本労働委員会事務局長 おはようございます。労働委員会でございます。では、令和3年度の労働委員会事務局の当初予算について御説明申し上げます。

お手元の歳出予算説明資料、赤いインデックスの525ページを御覧ください。

労働委員会事務局の令和3年度当初予算額は一番左上の数字、1億388万4,000円をお願いしております。

右の令和2年度の数字と比べますと、数字はございませんが、プラス107万2,000円、約1%の増となっております。

内訳について御説明いたします。

2枚おめくりいただきまして、529ページを御覧ください。

上から5段目、(事項)職員費の欄でございます。職員費7,132万4,000円でございます。これは、説明の欄でございますとおり、9名の職員の人件費でございます。

それから、その次の欄、(事項)委員会運営費3,256万円でございます。

内訳は、次の説明の欄を御覧ください。

1、委員報酬費、これは、労働委員会の15名の委員の方々への報酬2,656万8,000円、それか

ら2、労働争議の調整・不当労働行為の審査経費、これにつきましては93万9,000円、3、その他労働委員会運営費といたしまして月2回の定例総会と各種会議等への参加経費などで505万3,000円でございます。

労働委員会の当初予算につきましては、以上でございます。

○武田委員長 執行部の説明が終了しました。質疑はありませんか。

○西村委員 先ほどの説明の中で、昨年度より1%増えたということでしたが、何か理由はあるのでしょうか。

○小倉労働委員会調整審査課長 内容は、昨年度の予算と変わらないんですけども、人事異動で職員の構成が若干変わっておりますので、その分の給与や手当が若干上がったということで1%ほど増えています。

○西村委員 これを聞くのもあれなんですけど、内示前にもうそういう予算は決まるんですね。

○小倉労働委員会調整審査課長 予算編成の作業は大体1月ぐらいに終わるものですから、これはほかの課も一緒ですけども、前年度の1月1日現在の職員構成で予算を編成しております。その後、4月1日で定期異動がございますので、実際は若干変わってくる形になります。

○西村委員 分かりました。

○武田委員長 ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 ないようであります。それでは、以上をもって、労働委員会事務局を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時4分休憩

午前10時7分再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました令和3年度当初予算関連議案等について、部長の概要説明を求めます。

○松浦商工観光労働部長 おはようございます。商工観光労働部でございます。

本日の御説明、御報告事項でございます。

お手元の商工建設常任委員会資料の目次を御覧ください。

まず、議案といたしまして「令和3年度当初予算」、それから、関連しまして「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」の御説明をさせていただきます。

それから、その他報告事項といたしまして2件、県営国民宿舎の営業再開についてと特約店方式による福岡地区のアンテナショップ開設について御報告をさせていただきます。

資料の1ページをお開きください。

まず、当初予算でございますが、議案第1号「令和3年度宮崎県一般会計予算」の商工観光労働部の歳出につきましては、517億7,711万7,000円をお願いをしております。

併せまして、令和3年度設備貸与機関損失補償を含めて3件の債務負担行為をお願いしているところでございます。

それから、議案第9号「令和3年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算」、議案第10号「令和3年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計予算」、議案第11号「令和3年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算」をそれぞれお願いしているところでございます。

2の条例であります。議案22号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」につきましては、工業技術センター及び機械技術センターの機器の新規導入に伴いまして、使用料

の新設等を行うものであります。

2ページを御覧ください。

当初予算の各課ごとの状況を記載をしてございます。表の一番下のところを御覧いただきますと、商工観光労働部の合計としまして、一般会計、特別会計合わせまして522億4,596万2,000円をお願いしております。

一番右端ですが、対前年比で129.8%と増加しておりますが、主なものいたしましては、中小企業金融対策費が約113億円の増となっておりますのでございます。

3ページ、4ページをお開きください。

商工観光労働部の新規事業、改善事業を中心に来年度の重点施策の体系に沿って事業を整理したものでございます。

それから、5ページ、6ページでございますが、こちらのほうは県の総合計画、アクションプランにおけるプログラム別の体系に沿って整理したものでございますので、後ほど御覧をいただければと思います。

8ページをお開きください。

8ページ以降につきましては、商工観光労働部の関係の主な新規・改善事業等、当初予算をお願いしているものの事業、それから、その他報告事項で御説明いたします資料を添付をしておりますので、それぞれ担当課長のほうから御説明をさせていただきたいと思っております。

私からは以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○武田委員長 部長の概要説明が終了いたしました。

引き続き説明をお願いしますが、2班に分けて議案等の説明と質疑を行い、最後に総括質疑の時間を設けることといたしましたので、御協力をお願いいたします。

また、歳出予算の説明については、重点事業・新規事業を中心に簡潔明瞭に行い、併せて決算における指摘要望事項に係る対応状況についても説明をお願いします。

それでは、商工政策課、企業振興課、雇用労働政策課の審査を行います。

議案に関する説明を求めます。

○山下商工政策課長 商工政策課の当初予算について御説明いたします。

令和3年度歳出予算説明資料の青いインデックス、商工政策課のところ、251ページをお開きください。

商工政策課の当初予算額は、左から2列目の当初予算額の欄にありますとおり、一般会計、特別会計を合わせて464億2,038万2,000円をお願いするものです。このうち一般会計は460億6,672万4,000円、特別会計は3億5,365万8,000円です。

まず、一般会計につきまして、主な事項を御説明いたします。

254ページを御覧ください。

中ほどの(事項)中小企業金融対策費につきまして、442億5,364万9,000円をお願いするものです。事業の詳細につきましては、常任委員会資料で御説明いたします。

255ページを御覧ください。

中ほどの(事項)小規模事業対策費につきまして、12億6,913万1,000円をお願いするものです。このうち、説明欄1の小規模事業経営支援事業費補助金は、小規模事業者の経営支援等を行う商工会、商工会議所等の人件費や各種事業に助成するものです。

説明欄3の新規事業、商工会連合会設立60周年記念事業は、設立60周年を迎える商工会連合会の記念式典に要する経費に助成するものです。

説明欄4の新規事業、商工会事務局体制強化

事業につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

256ページをお開きください。

(事項) 地域経済活性化支援事業費につきまして、5,330万8,000円をお願いするものです。

このうち、説明欄1のプロフェッショナル人材戦略拠点運営事業は、企業の人材ニーズを掘り起こし、都市部のプロフェッショナル人材と県内企業とのマッチングにより、企業の人材確保を支援するものです。

2の新規事業、事業引継ぎ応援事業につきましては、常任委員会資料で御説明いたします。

次に、一番下の(事項)新事業・新分野進出支援事業費につきまして、2,963万円をお願いするものです。

このうち、257ページの説明欄4、地域課題解決型起業支援事業は、地域社会が抱える様々な社会的課題の解決に取り組む起業者について、事業の立ち上げに要する費用や事業計画の策定等の支援を行うものです。

258ページをお開きください。

小規模企業者等設備導入資金特別会計につきまして、主な事項を御説明いたします。

(事項) 小規模企業者等設備導入事業助成費につきまして、2億4,144万5,000円をお願いするものです。

このうち、説明欄1の(1)高度化資金貸付金は、中小企業組合等が実施する事業に対して長期低利の融資を行うもので、(2)のみやざき小規模企業者等設備導入資金貸付金は、小規模企業者等の設備投資を促進するため、宮崎県産業振興機構が行う貸付け事業に必要な原資の貸付けを行うものです。

続きまして、主な事業につきまして常任委員会資料で御説明いたします。

常任委員会資料の9ページをお開きください。
新規事業、商工会事務局体制強化事業です。

1の事業の目的・背景ですが、商工会には、小規模事業者への個別の経営指導のほか、地域振興の担い手としての役割も求められております。しかし、事務局長が設置されていない小規模な商工会には経営指導員等しかいないため、地域振興を担うまでの体制が十分とは言えません。このため、このような商工会に対して、市町村と連携して地域振興コーディネーターを設置することで商工会の体制を強化し、市町村との連携の強化、地域振興事業の取組の促進、地域経済の活性化を図るものです。

2の事業の概要ですが、予算額は1,626万円、財源は人口減少対策基金です。

(5)の事業内容ですが、事務局長設置基準に満たない商工会に、市町村が地域振興コーディネーターを設置する費用の2分の1を補助するものです。

次に、10ページを御覧ください。

改善事業、中小企業金融対策費です。

1の事業の目的・背景ですが、厳しい経営環境にある企業や新事業に積極的に取り組む企業に、事業資金を安定的かつ円滑に供給することにより、中小企業の活性化と経営の安定化を図るものです。

2の事業の概要ですが、予算額は442億5,364万9,000円、財源は記載のとおりです。

(5)の事業内容のうち、①の中小企業融資制度貸付金は、金融機関が貸付けを行うために必要な原資の一部を金融機関に預託するものです。金融機関から事業者への貸付けには、創業や事業拡大のための貸付けなど13のメニューを設けておりますが、新型コロナ関連の貸付けが急増し、今後は経営改善や事業再生の支援が重

要になりますことから、資料に記載の2つの貸付けについて内容を一部改正することとしております。

1つ目の経営力強化サポート貸付につきまして、金融機関等の支援を受けつつ、自ら事業計画を作成して計画の実行等を行う中小企業者を対象に、保証料率の引下げを行います。

2つ目の経営支援・災害対策貸付につきまして、中小企業再生支援協議会等の支援により作成した事業再生計画を実施する中小企業者を対象に、保証料率の引下げと融資期間・据置期間の延長を行います。

また、②、③は、融資に付随する信用保証協会への補助金など、④は新型コロナウイルス感染症対応資金について、国庫負担により事業者への利子補給を行うものです。

11ページをお開きください。

新規事業、事業引継ぎ応援事業です。

1の事業の目的・背景ですが、中小企業の事業承継を促し、経営資源や雇用の喪失を防ぐため、第三者承継等の際に売り手側の負担となる経費について補助を行う市町村を支援するものです。

2の事業の概要ですが、予算額は2,000万円、財源は人口減少対策基金です。

(5)の事業内容ですが、第三者承継等に取り組む企業に対し、マッチングコーディネーターとの委託契約に要する経費や企業価値評価に要する経費等を補助する市町村を支援するものです。

続きまして、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況について、御説明いたします。

決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況の8ページをお開きください。

(3) 商工建設分科会の⑦「商工会への支援

について、今後も商工会が地域経済を支える存在として活躍できるよう、各市町村と連携しながら積極的な支援に取り組むこと」との指摘要望がございました。

商工会には、小規模事業者への個別の経営支援のほか、地域振興の担い手としての役割も求められております。このため、先ほど御説明いたしました新規事業、商工会事務局体制強化事業により、事務局長が設置されていない商工会に市町村と連携して地域振興コーディネーターを設置することで、市町村との連携や地域振興事業の強化を図ることとしております。

引き続き、商工会が地域経済の牽引役としての役割を果たせるよう、市町村とも連携しながら支援に努めてまいります。

商工政策課の説明は以上です。

○串間企業振興課長 企業振興課でございます。

企業振興課の当初予算につきまして御説明いたします。

令和3年度歳出予算説明資料の企業振興課のインデックスのところ、259ページをお願いします。

企業振興課の令和3年度当初予算ですが、左から2列目のところ、12億7,964万9,000円でございます。

それでは、主な事業について御説明いたします。

261ページをお願いいたします。

一番上の(事項) I T 関連産業振興事業費1,611万5,000円は、I T 関連産業の振興に要する経費でございます。

説明欄1の改善事業、みやざき I C T 産業を担う人材育成事業611万5,000円は、急速に進展する I C T 技術に対応するため連続講座を開催し、高度なスキルを持つ人材を育成するもので

ございます。

説明欄2の新規事業、みやざきICT産業人材スカウト事業につきましては、後ほど、委員会資料で御説明いたします。

次に、一番下の(事項)新事業・新分野進出支援事業費1億4,007万7,000円は、新事業に取り組む中小企業の支援に要する経費でございます。

262ページをお願いいたします。

一番上の説明欄の1、宮崎県産業振興機構創業支援等事業8,572万6,000円は、産業振興機構における人件費や高熱水費などの管理運営に要する経費でございます。

説明欄3のイノベーション促進・新事業創出推進事業4,239万円は、産学官が連携した共同研究や技術開発を促進するとともに、企業の新製品や新技術の開発研究への支援を行うことなどによりまして、付加価値の高いものづくり産業の振興を図るものでございます。

次の(事項)地域産業・企業成長促進事業費1億67万3,000円は、地域に根差した産業の育成及び企業成長促進を図るために要する経費でございます。

説明欄1の産学金労官プラットフォームによる地域産業・企業成長促進事業7,759万2,000円は、県内の産学金労官の13機関で構成いたします企業成長促進プラットフォームによりまして、将来大きな成長が見込まれ、県経済を牽引することが期待される企業を成長期待企業に認定し、企業が取り組む商品開発や販路開拓への支援など、伴走型の支援を行うものでございます。

説明欄2の地域を支える未来企業育成事業2,308万1,000円は、同じく企業成長促進プラットフォームにおきまして、市町村など地域の経済や雇用を支える企業を未来成長企業として選

定し、その企業が抱える課題の解決に向けまして、専門家による派遣等を行うものでございます。

次の(事項)地域企業再起支援事業費1,653万9,000円は、新型コロナウイルスの影響を受けた企業の再起支援に要する経費でございます。

説明欄1の改善事業、ものづくり企業事業活動回復支援事業653万9,000円は、新型コロナウイルスの影響を受けた県内ものづくり企業に対し、生産現場の改善など生産性向上を図る企業の取組を支援するものでございます。

説明欄2の改善事業、中小企業等経営再構築サポート事業につきましては、後ほど委員会資料で御説明いたします。

次の263ページでございますが、中ほどの(事項)産業集積対策費7,800万9,000円は、産業集積を図るための経費でございます。

説明欄3の輸送用機械器具関連産業販路開拓・競争力強化事業1,466万6,000円は、裾野が広く付加価値の高い自動車関連産業や航空機関連産業等の振興を図るため、販路開拓や競争力強化のための支援を行うものでございます。

説明欄4の東九州メディカルバレー医工連携総合支援事業2,358万1,000円は、平成22年に本県と大分県の両県で策定した東九州メディカルバレー構想に基づきまして、県内企業の医療機器関連産業への参入から販路拡大までの取組について、一貫した支援を行うものでございます。

説明欄5の食品製造業者総合支援事業2,599万5,000円は、県内の食品製造業者が衛生管理の制度化や食品表示法の施行に伴う新表示移行など、大きな環境の変化に対応していくため、個別の研修・指導や商品開発支援など、総合的な支援を行うものでございます。

一番下の(事項)工業技術センター総務管理

費から、265ページの(事項)食品開発センター研究開発費までにつきましては、工業技術センター及び食品開発センターの管理運営や研究等に要する経費でございます。

続きまして、主な新規・改善事業等について御説明をさせていただきます。

常任委員会資料の12ページをお願いいたします。

新規事業、みやざきICT産業人材スカウト事業でございます。

1の事業の目的・背景であります。新型コロナウイルスの影響による全国的なテレワークの普及拡大によりまして、企業や人の地方回帰の動きが加速している中で、本県ICT産業の課題であります人材確保を図るためのネットワークの構築等の取組を実施するものでございます。

2の事業概要でございます。

まず、(1)の予算額は1,000万円をお願いしておりまして、(2)の財源は国の地域活性化雇用創造プロジェクト事業費を活用することとしております。

(5)の事業内容でございますが、首都圏在住のICT人材等との人的ネットワークを構築しまして、県内の豊富な観光資源などの魅力を発信しますとともに、ICT産業振興に係る取組の情報提供、それから情報交換会等を実施することとしております。

次に、13ページをお願いいたします。

改善事業、中小企業等経営再構築サポート事業でございます。

1の事業の目的・背景であります。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、大きな打撃を受けている県内企業の社会やビジネスの変化に対応するための新たな事業構築等に向

けた取組を支援するものでございます。

2の(1)の予算額は1,000万円をお願いしておりまして、(2)の財源は国の地域活性化雇用創造プロジェクト事業費と新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用することとしております。

(5)の事業内容でございますが、事業転換や多角化など、企業ごとの課題やニーズに対応した専門家を派遣しまして、新たな事業構築に向けた経営基盤強化の取組を支援することとしております。

当初予算につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第22号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

委員会資料の25ページをお願いいたします。

議案書におきましては、65ページから99ページにかけて記載されておりますけれども、こちらの資料で説明をさせていただきます。

まず、1の使用料及び手数料の名称であります。改正の対象は、工業技術センター、食品開発センター及び機械技術センター使用料でございます。

次に、2の改正の理由でありますけれども、機器の新規導入や更新に伴いまして、項目の新設・変更を行うものでございます。

次に、3の改正の内容でございます。

(1)の機器の新規導入に伴う新設が、耐性温度を測定するときなどに活用するスーパーイメージ炉など6件で、(2)の機器の更新に伴う変更が、電子機器が発する放射ノイズ等を測定する雑音電界強度測定器など3件でございます。

4の施行期日につきましては、令和3年4月1日からでございます。

企業振興課の説明は以上でございます。

○**児玉雇用労働政策課長** 雇用労働政策課の当初予算につきまして、御説明をいたします。

令和3年度歳出予算説明資料の雇用労働政策課のインデックスのところ、267ページをお開きください。

当課の当初予算額は13億7,866万5,000円であります。

それでは、主な事業について御説明をいたします。

269ページをお開きください。

下から2番目の(事項)女性・高年齢者雇用促進費4,035万3,000円であります。これは、女性・高齢者就業支援センターの運営など、女性・高年齢者の雇用促進に要する経費であります。

次に、一番下の(事項)若年者就労促進費9,583万9,000円であります。これは、若年者の就職支援や県内就職の促進に要する経費であります。ページを1枚おめくりいただきまして、270ページ、一番上の説明欄、2の改善事業「伝える宮崎の魅力」高校生県内就職促進事業、3の大学生等就職支援事業につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明をいたします。

次に、その下の(事項)地域雇用対策推進費9,046万5,000円あります。これは、UIJターン就職の促進と県内各地域の雇用対策に要する経費であります。説明欄4の新規事業、中途採用求人情報発信強化事業につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明をいたします。

次に、2つ下の(事項)働きやすい職場環境づくり整備事業費1,630万8,000円あります。これは、働きやすい職場「ひなたの極」認証制度等の普及啓発や労働相談、研修会の開催などにより、働きやすい職場環境づくりを支援するために要する経費であります。

次の(事項)労働福祉事業費1,500万円であり

ますが、これは、中小企業労働者の生活の安定と福祉の向上等を図るため、中小企業勤労者に教育資金などを低利で融資する経費であります。

次に、271ページを御覧ください。

下から2段目の(事項)認定職業訓練費4,557万5,000円あります。これは、認定職業訓練団体の運営費に対する助成に要する経費などあります。

その下の(事項)職業能力開発対策費6,051万7,000円あります。これは、技能検定などを実施する宮崎県職業能力開発協会に対する補助等に要する経費であります。

次に、272ページをお開きください。

一番上の(事項)技能向上対策費865万円あります。これは、技能尊重機運の醸成や技能士の技能水準と社会的地位の向上及び若年技能者の育成を図るために要する経費であります。

最後に、一番下の(事項)県立産業技術専門校費6億8,405万8,000円あります。これは、下の説明欄にありますように、県立産業技術専門校で、技能労働者の養成等を行う経費や、離職者等の再就職を図るための職業訓練などに要する経費であります。

続きまして、新規・重点事項について御説明をいたします。

常任委員会資料の14ページをお開きください。

改善事業、「伝える宮崎の魅力」高校生県内就職促進事業であります。

1の事業の目的・背景であります。高校生の県内就職を促進するため、産業人財育成プラットフォームを核として情報提供体制を強化するとともに、企業との連携による人材育成や県内企業等の魅力を伝えるための説明会等を開催するものであります。

2の事業概要であります。予算額は(1)

のとおり5,257万3,000円をお願いしております。財源につきましては、(2)のとおりに国庫及び人口減少対策基金を活用いたします。

事業内容は、(5)①にありますように、高校生をメインターゲットとしたメディアサイト構築を通じたきめ細かい企業情報提供を行います。

実施主体は産業人材育成プラットフォーム事務局である宮崎大学であり、同大学への補助事業として実施いたします。

また、②のとおりに、県内企業と高校の連携により、ものづくり分野やICT分野、商業分野における実践的な人材育成を行います。

また、③のとおりに、高校生の企業体験活動等を収録した動画コンテンツの作成及び県内企業の魅力を知るための就職説明会を開催することとしております。

次に、常任委員会資料の15ページをお開きください。

大学生等就職支援事業であります。

1の事業の目的・背景であります。大学生等の県内就職を促進するため、県内企業等におけるインターンシップの場の提供や、外国人留学生等高度外国人材とのマッチングを支援するとともに、大学等に進学した若年者やその保護者等に対して、就職説明会など様々な就職情報を周知するものであります。

2の事業概要であります。予算額は(1)のとおりに2,257万6,000円をお願いしております。財源につきましては、(2)のとおりに国庫及び人口減少対策基金を活用いたします。

事業内容は、(5)①にありますように、学生と県内企業とのマッチングサイト、みやざきインターンシップNAVIの運営、企業に対するインターンシッププログラムの構築支援及び受入促進のためのイベントを開催することとして

おります。

また、②のとおりに、外国人留学生等の就職相談対応及び受入企業の開拓やマッチング支援等の実施をすることとしております。

また、③のとおりに、大学等に進学した若年者の保護者に対する県内就職情報の提供及びSNS広告を通じた県内で働く魅力や就職関係情報の発信を行うこととしております。

次に、16ページを御覧ください。

新規事業、中途採用求人情報発信強化事業であります。

1の事業の目的・背景であります。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、離職や廃業等を余儀なくされた方の再就職に向けた環境は引き続き厳しい状況にありますことから、こうした離職者等を採用する企業等の情報発信力強化に向けた取組を支援するものであります。

2の事業概要であります。予算額は(1)のとおりに2,000万円をお願いしております。財源につきましては、(2)のとおりに、全額国庫を活用いたします。

事業内容は、(5)にありますように、県内企業等が行う中途採用者向けの採用情報ページの整備や求人広告等に要する経費の一部を助成することとしております。

なお、当課におきましては、決算特別委員会の指摘要望事項はございません。

当課の説明については、以上でございます。

○武田委員長 執行部の説明が終了しました。質疑はありませんか。

○山下委員 まず、商工会事務局体制です。今までに何回か説明を受けてきたと思うんですが、確認をさせてください。

6、7年前の改革によって事務局長の不在が出てきましたよね。35の商工会があると思うん

ですが、事務局長がいないことによって民間団体との連携に取り組む人がいなくなって、商工会の運営に非常に支障を来してきたことは事実なのです。

この間の失われた商工会の動きというのが、地域経済の中での大きな影響が出ていることは、もう皆さん方も御理解いただいて、市町村と県とが連携してこういう形でやろうということなのですが、県下35の商工会で、今、ちゃんと事務局長がいるところ、そして今回この事業に取り組むところ、その辺の数が分かっていたら教えてください。

○山下商工政策課長 県内35の商工会のうち17商工会に事務局長が設置されております。今回、予算上は10商工会分の地域振興コーディネートの設置を想定しております。

今、市町村に事業の趣旨ですとか、こういったものを照会かけておまして、既にやりたいというところが出てきております。当然市町村も予算が関係してきますので、当初予算に計上したいと言っているところと、あと、当初で間に合わないので補正予算で対応したいと言っているところがございます。

○山下委員 今の説明で、現在、35の中の17事業所が事務局長が在任しており、新たに10の商工会が手を挙げてきたという理解でよろしいんですか。

○山下商工政策課長 そのとおりでございます。

○山下委員 ということは、27の商工会が何らかの形で事務局スタイルができると、残りが8つだよ。残る8つの地域というのは、どの辺ですか。

○山下商工政策課長 まず、商工会に事務局長がついていない商工会は、18あると申し上げました。このうち4つの商工会は平成の合併の時

点での旧町村を対象としていまして、都城市の庄内と中郷、それから西都市三財、それから宮崎市生目、この4つはとりあえず今回の対象外としまして、残り14商工会のうちから10商工会、希望のあるところに設置しようと考えております。

○山下委員 庄内とかそれは、昭和の大合併だよ。私の地元ですから、いろんなことがあるもんですから、確認していききたいと思うんですが、中郷地域もいわゆる昭和の大合併で市町村合併をしたところなんです。私の地元の中郷というのは外されているわけですよ。今回、対象となっていない理由はなぜでしょうか。

○山下商工政策課長 私どもとしましては、商工会の事務局長がついていない全ての商工会に設置していききたいと考えておるんですけども、やはり財源的な課題とかもありまして、まず、令和3年度は10商工会で取り組んで、ここでコーディネーターの役割であるとか市町村との連携の在り方をつくり上げていって、今後拡充をしていききたいと考えております。

○山下委員 分かりました。ぜひ、漏れなく。中山間地域の本当に商工会会員が少ないところは対象になっているだろうと思うんで、ぜひ漏れなく。商工会に頼るところが一番ですから、ぜひその体制を早く整備していただくとありがたいと思っています。

これは、補助率は2分の1ですよ。事業所当たりの手当というのは幾ら。

○山下商工政策課長 今回予算でお願いしています1,626万円が10商工会分でございますので、1商工会当たり162万6,000円が補助の単価となります。

この単価の考え方につきましては、小規模支援事業費補助金の中で、事務局長を設置してい

る商工会の補助単価が325万2,000円ですので、この半額で、半分を市町村に負担していただくという趣旨でこの金額としております。

○山下委員 了解しました。

○外山委員 10ページの中小企業金融対策費についてでございますが、100億円の増額というのは、やはりコロナ禍のいろんなものを想定して、資金需要が増えると思越しての増額なのかということと、もう一つは、この想定の中に信用保証協会の代位弁済といったリスクが考えられることも含めて想定された増額なんでしょうか。

○長倉経営金融支援室長 中小企業金融対策費のうち増額で大きいものは、(5)の事業内容の①にあります中小企業融資制度貸付金になります。これは、金融機関への預託金ですが、令和3年度の資金需要の増額というよりは、本年度、コロナ関連貸付けで大分融資が出ましたので、その分の過年度分の預託をまた令和3年度もするという意味合いで、その分が大きくなっているもので、新規の貸付け分の預託が増えるというものではありません。

それと、③の信用保証協会損失補償金、代位弁済の際の信用保証協会の損失分の一部を県のほうが補償するものですが、これについては令和2年度当初予算と同額の1億5,500万円が組んでおり、特に増えるというところではないです。

○外山委員 つまり今までずっと、毎年340億ぐらいがございましたよね。今年度400億になるということは、また毎年元利償還金の原資になるわけで、ほぼこの額で推移しているのかな。来年度はそうでもないんですか。

○長倉経営金融支援室長 この貸付金——金融機関への原資預託金のうち、過年度分といいますのが融資残高に応じてきますので、コロナ関

連融資もだんだん償還が進んでくれば残高が減ってきますので、徐々に当初予算の規模としては縮小をしていくものになります。

○外山委員 分かりました。

○山下委員 新規事業の事業引継ぎ応援事業について確認をさせていただきます。銀行もこういう事業承継の事業をやっていると思うんですが、話を聞くと手数料が非常に高く、1割ぐらい取るみたいんです。非常に高いというようなクレームもあるんですが、この県の新規事業の中で、いわゆる事業承継で売る人に対して仲介手数料の助成をしようということなのでしょうけれども、この事業承継をやるときには、例えば、1億円の資産がありますと事業引継ぎ支援センターにどれぐらいの手数料が発生するものか教えてください。

○長倉経営金融支援室長 仲介手数料については、委員会資料の11ページの下のほうにフロー図が書いてありますけれども、事業引継ぎ支援センターへの相談については、費用はかかりません。その下、事業引継ぎ支援センターのほうにマッチングコーディネーターを紹介して、そこの仲介契約を結ぶときに仲介手数料が発生するのと、右側の金融機関や民間のM&A仲介業者との仲介契約を結ぶ際に仲介手数料がかかります。

仲介手数料の相場としましては、聞くところによりますと、着手金として50万円から100万円程度、成功報酬として譲渡金額の3%から10%程度となっておりますけれども、今回のこの事業引継ぎ応援事業では、成功報酬については補助対象外としております。というのは、成功報酬は譲渡金が発生しますので、その中からお支払いいただければいいかなというところで除外しております。仲介手数料としては着手金を対

象にするということにしております。

○**山下委員** 分かりました。成功報酬の3%から10%というものについては、この事業は全く関係ないということですね。事業の規模によって差はありますが、50万円から100万円という着手金に対して3分の2以内でを助成しましょうという理解でよろしいのですね。

○**長倉経営金融支援室長** はい、そういうことでございます。また、仲介手数料のほかに、企業価値評価の経費としまして、企業概要書を作成したりだとか、株価を算出したりだとか、そういったところの費用についてもこの事業で補助対象にするということにしております。

○**山下委員** それは、先ほどの50万円から100万円とは別になるわけですか。

○**長倉経営金融支援室長** はい、先ほどの仲介手数料が着手金として50から100万円程度で、企業価値評価については、企業概要書の作成については30万円から100万円程度、株価算出については50万円から100万円程度、別途かかってくることになっています。

○**山下委員** 大体分かりました。コロナ禍の影響で、かなり相談が増えてくると思うんです。売り手側も、経営状況によっては売りやすい環境にあるのか、本当に厳しい経営の中で事業承継をやっていくのか、様々だろうと思うんです。だから、事業承継がうまくいくように様々な手を尽くしていただいて、うまい具合に機能が発揮できるように御指導方よろしく願いしておきたいと思います。

○**西村委員** 関連で、いろいろな方が事業引継ぎ支援センターに相談したり、場合によっては金融機関とか商工会、商工会議所みたいなのところにもいろんな相談窓口があって、いろんなルートで相談が来ると思うんですが、この中小企

業・小規模事業者であれば誰でも対象となるのか。例えば、一応会社をしっかりと法人登記して従業員が何人以上とか、そういった何かしらの最低限の要件があるのか教えていただきたいんですけれども。

○**長倉経営金融支援室長** 特に企業の規模によって対象にするしないというところは考えておりません。

○**日高委員** 先ほど商工会の関係がありましたが、一点だけお伺いします。

今回こういった形で商工会の体制を新たに強化していただくということは、団体・業界からも要望がありましたし、これはもう本当に嬉しいことだと思います。2年間でしっかりと体制を整えていただきたいとは思いますが、今回の国の持続化給付金とか県の小規模事業者の継続給付金、いろんな関係で商工会の会員と会員外の皆さんで問題やトラブルがあったりしたことは事実だと思います。

その辺も、商工会の職員がいろいろ手を配っていただいて、うまく何とかリードしていただいてここまで来ているわけですが、結局30%、40%、商工会会員増の新たな対策というのは、商工会の事務局体制、コーディネーター、そういった方々の業務の範疇には入っていないのか。その辺の会員増の対策はどう考えておられるのかお伺いしたいと思います。

○**山下商工政策課長** 商工会の職員は、事務局長のほかに経営指導員とか経営情報支援員という方がいらっしゃいますけれども、こういった方々は人事異動で大体5年ぐらいをスパンに替わっていくものですから、地域の実情をなかなか把握し切れないというような状況も、最初のうちはございます。

したがいまして、地元のことをよく分かって

いらっしゃる地域振興コーディネーターなどが商工会の中に入ることによって、地元の商工業者とのつながりというのはもっと深くなっていくのではないかと考えております。

今回のコロナ関係の事業を行いまして、商工会は随分と注目されていると思います。今年の1月1日時点の数字でございますけれども、商工会地区で会員が238人増加しております、それはこういった給付事業等の手続をやってくれているというところで、辞めた方がもう一回入るとか、それから、例えば、移住してきて商売を始めた方が今回をきっかけにして商工会に入るという話も聞いておりますので、そういった形で会員増強等も進めていかれるものと思っております。

○日高委員 280人でしたっけ。

○山下商工政策課長 商工会地区で238人増えております。

○日高委員 すいません、238人ということですが、ありがたい数字かなと思っております。1,000円とか2,000円の会費をそのくらいならばと思いながら入っていても、あまりメリットないよねということで辞められた方々は、このコロナ禍において本当に商工会のありがたさというのを、もう随分分かってこられたのも事実だと思います。

今の時期を逃すと、また商工会の会員になってくださいという時期は本当はないので、ぜひこの機会を逃さずに、この1年間で何とか会員拡大と事務局体制というのをセットで考えないといけないと思っておりますので、頑張ってくださいと思います。

○田口委員 商工会の県が定める事務局長設置基準を教えてください。

○山下商工政策課長 基準は6つございまして、

まず1つは、経営指導員が指導に専念できるような体制がちゃんとあるということ。それから定数に基づいて、設置定数どおり指導員が設置されているということ。それから3つ目が、常時雇用する職員が事務局長を除いて4人以上いること。それから4つ目が、地区内の小規模事業者数が301人以上であること。ただ、これはただし書がございまして、300人以下の地域においては会員が101人以上いること。それから、組織率につきましては、65%以上であること。これもただし書がございまして、小規模事業者の数が301人から850人未満のところは60%以上の組織率、850人以上のところは50%以上の組織率であることになっています。それから、最後が会費でございまして、1年間の会費が1人当たり1万1,000円以上であることになっております。

○田口委員 これは、宮崎県が定めているということで、ほかの県とはまた条件が少し違ってくると思っておりますか。

○山下商工政策課長 事務局長の設置基準は、もともと小規模支援事業費補助金が国と県の補助金で、国庫補助だったんですけれども、このときの基準が今申し上げたような基準でずっと続いております。

したがいまして、九州各県でいいますと、長い年月の中で微妙に変わってきているところもありますけれども、6つの県が大体同じような基準を持っていらっしゃって、2つの県は全く独自に定めてあります。

○山下委員 商工会の本当に大きな問題なのですが、今の事務局長設置の基準というのが、国のそういう指導の下に今まで県も改革してきたんですね。私はもう6~7年、失われた商工会と言っても過言ではないだろうと思っております。どこを見ても、もう町なかだつて商店街がなく

なる、田舎になればなるほど商店街がなくなっている。だから商工会の加入率とかいろいろな厳しい基準がそれに当てはめられたら、疲弊した地方ほど、商工会が成り立たないんです。都城市の状況を考えても商工会議所があって、そしてその周りの小さい集落、地域に対して商工会というのはあるわけです。

だから皆さん方が、今、衰退していく地域のために、限界集落の事業は当てはまらないか分かりませんが、中山間地域対策とか過疎地対策とかいろいろな総合政策の事業などで、莫大な予算を使ってやっているわけでしょう。だけど、その中で商工会がいかに大事な位置を占めているかということ、まずしっかりと認識してもらわないといけないんです。それがあつたから、遅れて今になってこういうことをやろうとしているわけですから。

私は、今回漏れたところ、そこにあなた方はこの1年様子を見て、漏れたところもまたその事業もやっていきたいという希望を持てる発言をしていますので、ぜひ、今回漏れたところに対してさらに挫折感を味わわせるのではなくて、しっかりと夢と希望を持てるような施策をやっぱりつくっていかないと、地域がもう廃れていきますので、その辺の対策をよろしく願いしておきたいと思います。

もうそういう説明はしてあるんですね。今回漏れた商工会に対しては、どういう説明をしていますか。

○山下商工政策課長 10商工会については、まだ正式に決定はしておりませんで、予算が成立してから正式な動きをしますけれども、当然、これも予算の問題が前提としてあるので、私たちとしては拡充していきたいという話はしてあります。

市町村としても、当然2年間だけ人を雇うというのは現実的な話ではございませんので、ずっと将来的にやっていけるもんだらうと思いつつやっていると思っております。

委員がおっしゃいましたように、商工業者の支援はもちろんなのですが、やはり地域が廃れていく中で商工会の役割が非常に大きいということも私も商工会や市町村の方とお話をする中で感じておったところがございます。商工会の中にあつては地域振興という言葉を使わせていただいています。今回の事業は地域振興コーディネーターと名称をつけたところがございます。これについては、当然拡充していきたいと考えております。

○山下委員 ぜひ、よろしくお願いします。

○前屋敷委員 委員会資料の13ページです。

中小企業等経営再構築サポート事業ですけど、これは具体的には、コロナで影響を受けた事業所や企業に対してのサポートなんですけど、この事業の予算は、相談のあつた事業所に専門家を派遣する人件費と見ていいんですか。

○串間企業振興課長 13ページの中小企業等経営再構築サポート事業1,000万円の予算につきましては、産業振興機構に補助金を出しまして、産業振興機構が再構築を目指す企業に対して専門家を派遣するんですけども、その内容に応じていろいろな専門分野がございますので、その分野に応じた専門家を派遣するための謝金なり、報償費なりというような形で考えているところがございます。

○前屋敷委員 産業振興機構に予算を委ねてしまうということですね。そこで、いろいろな企業からの相談を受けたりということで対応するための予算でいいんですか。

○串間企業振興課長 事業イメージの一番下に

ございますイベント資材リースの企業が、医療用関連資材の製造という分野に進出された実際の事例でございます。イベント関係が軒並み中止になる中、新たな事業構築をしようということで、この資材がエア遊具といたしまして、空気を入れて、その中でイベント等で子供たちを遊ばせるような遊具なんですけれども、このノウハウをうまく活用して医療用関連資材の製造ということで、この枠組みに空気を入れて、中を陰圧して圧力の低い施設にし、感染症の方がかが中に入っても、その中の空気が外に漏れないような施設を企業と連携して造りました。

その中で、この企業が成長期待企業ということで、いろんな専門家の方の派遣をする中で、専門的な知識なり県のほかの補正予算を含めた事業の活用など、いろんなアドバイスをしながら進めてきたということで、その企業への支援が1回で終わるのではなくて、何回も行われました。そういった企業の産業振興機構への相談に応じて、柔軟に対応していきたいと考えております。

○前屋敷委員 様々な企業、分野がコロナの影響を受けて、新規のものも含めて今後事業をどうやっていこうかという相談が想定されるので、それに十分対応できるような取組にしたいと思っています。

続けていいですか。

説明資料の263ページの産業集積対策費の中の5番ですけれど、食品製造業者総合支援事業ということで、昨年もずっとやってきている事業ですが、今年は昨年からすると事業費がかなり減っているんです。十分昨年も対応しながら今年度に引き継ぐという事業になるんですか。十分足りるのかどうか。

○日高食品・メディカル産業推進室長 今御質

問がございました食品製造業者総合支援事業についてでございます。

委員のほうから御指摘がございましたとおり、前年度と比べまして事業費が若干下がっておりますのでございます。これは、今委員からもございましたけれども、3年間事業をやってきましたまいりまして、今までのやってきたことを踏まえまして、もう一回事業の見直しを行ってきたところでございます。

その中で、今まで一番大きいところと言いますと、商品開発支援事業という形で、食品開発センターのほうに商品開発関係の支援専門員を2名配置しておりました。主に人件費、旅費等だったんですけれども、こちらを人件費から食品開発センターと利用される企業との共同研究費ですとか、分析に係る施設の関係消耗品の需用費に見直しを行ったところでございます。

あとは食品表示法が改正をされておりまして、こちらが今年の4月から新しい食品表示法の表示が義務づけられておりますけれども、今まで3年間、その法改正に向けて中小企業の食品製造業のいろんな相談事を賜ってきたところでございます。こちらも今回、法改正が4月になされたということで、若干事業費の見直しをさせていただいたところでございまして、事業費の減という形になっているところでございます。

○前屋敷委員 今、課長が言われた表示の方法は、消費者からすると非常に感心がなくて、きちんと分析されていかに安全かという点での表示がしっかりなされていないと困ります。私もどの程度の改正になっているのか、まだ詳しく勉強していないところもあるんですけれども、安全性がしっかり担保できるような、そういう表示になることを希望しています。

次は、269ページの雇用労働政策課のところで、

女性・高齢者雇用促進費は先ほど御説明もいただきまして、ずっと毎年やっている事業であるのですが、特にこのコロナ禍の中で、とりわけ女性は雇用の問題、経済的な問題では今大変な状況があつて、結果的には女性の自殺率というのも非常に上がっております。

だから、極めてこの事業というのは、そういう方々に寄り添った事業になる必要があるかと思うんですけど、具体的にどういう形での支援事業になるのか、もう一度御説明いただければと思います。

○兒玉雇用労働政策課長 今委員がおっしゃいましたように、今回のコロナウイルス感染症による雇用の影響といたしますのは、飲食業や宿泊業といった、いわゆる対人サービスを主体とした雇用に大きな影響が出ておまして、そのサービス業に多く雇用されている非正規の雇用労働者——特に女性に大きな影響が出ていると思っております。

この事業につきましては、昨年12月になりますけれども、宮崎市の駅前のKITENビルに女性・高齢者就業支援センターというものを立ち上げ、女性と高齢者を対象にした就職支援を行っておりまして、セミナーを開催したり、マッチングをしたり、そういったことをやっている事業でございます。

今、委員がおっしゃったように、女性の失業が非常に厳しい状況がございまして、自殺者もやはり昨年は一昨年より増えているような状況もありますので、そういった相談者の立場に立って丁寧な対応をしてみたいと考えております。

○前屋敷委員 ぜひ、お願いしておきたいと思っております。身近なところですぐ相談に行けるような、そういう場所に設定されたというのは、大

変よかったなと思います。よろしく申し上げます。

それと、その次のページの中途採用求人情報発信強化事業というので、先ほど御説明もあつたところなんですけれども、これは中途採用するという方針の下に求人をする企業を支援するということなのですが、そういう企業をいかに増やすかというところも県としてはやはり開拓していく必要もあろうかと思っております。

こういう中途採用をする企業に対して、どういうシステムの中でPRや情報発信をすることになるのか、その辺のところを。

○兒玉雇用労働政策課長 中途採用については、傾向としてやはり新卒に比べて、離職された場合になかなか採用されにくいというようなことは、あろうかと思っております。

中途採用者向けのこの事業については、今年度、新卒の採用企業応援事業の中で、多様な採用手法導入等支援事業、予算額6,000万円でございますけれども、この中で例えば新卒の方を採用するためのホームページの充実ですとか、あるいはSNSを使った情報発信とか、そういったような事業をやらせていただきました。今春卒業する新卒者についての採用状況につきましては、今年度、大きな落ち込みは見られないのですが、離職者のほうの給付事業もさせていただきましたが、離職者の再雇用については、やはり伸び悩んでいるという状況もございまして、来年度につきましては離職者の採用に特化した形での、例えば自社ホームページの新規作成であるとかリニューアル、あるいは情報発信、そういったものに対して補助をしていきたいと考えております。

その中で、当然のことながら、今回は早い者勝ちという形ではなくて、一定期間でこの事業

に応募する企業を募りまして、その中で離職者対策に本当に力を入れているかとか、そういったようなことも審査をいたしまして、その上で補助金を交付するというような形でやっていきたいと思っております。

○前屋敷委員 やはりコロナの影響を受け、雇い止めだとか離職をされた方々にとっては、本当に職場を探すというのは大変なことで、県の役割としても中途採用をする企業へ広く当たっていく必要があるかと思うんです。そういった意味では、この事業は進めていかなきゃならない事業だと思うんで、ぜひ、県のほうも中途採用ができる企業というのを広く募るとするか、当たるというか、開拓していくというか、そういう役割も併せて進めてほしいなと思いますので、お願いしておきたいと思います。

○兒玉雇用労働政策課長 企業開拓につきましては、当課のほうでは就職支援員ということでも任用しておりますので、そういった方々の企業訪問等を通じて、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

○前屋敷委員 お願いします。

あと一つ、説明資料の272ページの産業技術専門校の中の10番目ですが、離職者等訓練事業、これが昨年と比べて減額となっているんですけども、今特に必要なものではないかと思うんですが、減額の理由も併せて御説明ください。

○兒玉雇用労働政策課長 離職者等訓練事業については、今年度4億160万円ほどの予算になっております。これは、教育訓練機関への委託料ということで、大体3億3,500万円でございます。その他、訓練終了後3か月以内に就職に結びついた受講生の数等に応じて訓練校へ支払われる報償費とか、そういったようなものが入っているところでございます。例えば、非常勤等

の方で離職された方については、一刻も早く仕事を探したいとか、なかなか雇用保険をもらえない状況の方については、すぐに就職をしたいとかそういったようなことがあって、離職者の訓練というのは伸び悩みの傾向があるのかなというようなこともあって、毎年2月補正の段階で予算を減額をさせていただいているところでありまして、実態に合わせてきたというようなことでございます。

○前屋敷委員 特に今、離職者の問題が大きな課題になっている中で、昨年からすると1,200万円ぐらい減額になっているところだったものですから、実態に即してということもあろうかと思いますが、ぜひ、この辺のところはきっちり対応できるように進めてほしいと思います。

○兒玉雇用労働政策課長 おっしゃるとおり、離職者の訓練というのは、私どもも非常に重要なものだと思っております。このコロナ禍の中で来年度どのような雇用の情勢になるのか見極めがつかない部分がありますので、状況に応じた的確な対応を図ってまいりたいと思っております。

○山下委員 議案の第22号、今回、使用料の見直しがここに出されておりますが、(1)の新規導入の機械が6種類入っているんですが、もともとこれはどれぐらいする機械ですか。分かっていたら教えてください。

○串間企業振興課長 まず、(1)のスーパーイメージ炉でございます。これは、工業技術センターに導入するものなのですが、購入価格が445万5,000円となっております。次のハイスピードカメラ、これも工業技術センターに導入するものでございますけれども、この購入価格が419万7,600円となっております。その次のエックス線CT装置でございます。これは、6月補正で

コロナ対策の中で認めていただいて購入したものでございますが、これにつきまして工業技術センターに導入しますけれども、5,237万1,000円。その下がCTデータ解析ソフトということで、エックス線CTの設計ができるという機械なんですけれども、これが1,692万9,000円。その次の高精度三次元経常測定器が、機械技術センターに導入するものでございまして、これにつきまして862万2,240円。それから最後のEDS付き低真空走査電子顕微鏡、これも機械技術センターのほうに導入するものでございますが、これが2,090万円となっております。

○山下委員 分かりました。これは、工業技術センター、機械技術センターに導入されると思うんですが、これを使う業界の人たちが分かれば教えてほしいんですが。

○藤山工業技術センター所長 まず、スーパーイメージ炉というのは、熱を加えましてその状況を見るというものでございます。例えばセラミックス系とかガラスを使うところとか、いわゆる材料を扱うようなところの企業様は大体使えるかなと考えております。

次に、ハイスピードカメラは、一瞬ですごいスピードのものをスローの状況で確認するという機械でございます。開発した製品を振動試験で耐久テストをするときに破損してしまったりするんですけれども、どここの部分がどういうふうにして壊れたかという状況を見るような機械でありまして、一般的に製造品を使うところも、広くお使いできるかなと。

続きまして、エックス線CT装置につきましては、エックス線で製品とかを透かして見ることが出来ますので、中の構造がはっきり分かるということでございまして、例えば中に隙間が生じているのが確認できたりとか、あとは……。

○山下委員 その使い方という専門的なことは僕は分からなくていいんだけど、どういう事業所が使っているのかなということをちょっと確認したい。

○藤山工業技術センター所長 スーパーイメージ炉につきましては、機械電子関連製品製造業とかセラミック製品の製造業者等がお使いになると考えております。

ハイスピードカメラにつきましては、電子機器とか一般的な製造業、あと、エックス線CT装置につきましても、電子機器とか、いわゆる樹脂成型とか、そういう金型製品を作るところを考えております。

あと、こちらを見ますと、雑音電界強度測定器から雑音端子電圧とか雑音電力、これらも電子機器の電磁濃度に対する影響を測定するというので、そういう電子機器を製造する企業がお使いになると考えております。

○山下委員 ちょっと聞きづらいんだけど、大体分かりました。

それで、(2)を今回更新されるんですよね。今まで同じような機械があつて、これを新規導入したから値上げだろうと思うんですが、1時間当たりの単価がここにはもう出ているわけですから、大体の稼働率というのは。

この(2)のやつというのは、同じような業態の機械だろうと思うんですが、どの程度の器具なんですか。大型の器具だったら、そういう機器というのはそろえられるはずでしょうけれども、どういう業態の人たちがどれぐらい必要とされる機械なのか。この(2)のやつは、同等のものを今までも使っていたはずですよ。どれぐらい稼働率があったものかを教えてください。

○藤山工業技術センター所長 申し訳ございま

せん、稼働率につきましては、手元に数字を持っておりません。使う企業としましては、大企業は大体大きな機械とかを持っているところもありますけれども、中小企業は大きな機械というのは、高価で持っておりませんので、そういうところがお使いになっているかなと考えております。

○坂本副委員長 資料の12ページ、みやざきICT産業人材スカウト事業についてお尋ねします。この事業のイメージをもうちょっと分かりやすく説明をしていただきたいです。といいますのが、ICT人材をどこで活用されようとしているのか、県が雇用するのか、企業が雇用するのか、その辺を分かりやすく説明いただけないでしょうか。

○串間企業振興課長 資料12ページのみやざきICT産業人材スカウト事業は、全国的にコロナ禍の中でテレワークとかの推進とか、デジタル化ということで、場所を選ばずに仕事ができます。そこで県内企業に人材不足という課題がございますので採用したいという面もございませし、宮崎県の魅力というのを宮崎県に感心を持っている首都圏の方々にどんどん発信して行って、そのまま仕事を持ってこちらに来ていただきたいというところも狙いの一つで、まず宮崎県にICT人材を集めていきたいというのが主たる目的でございます。

このためにネットワークということで、全部委託でホームページを作成して、県内企業のネットワークとかを通じて人材を登録して行って、宮崎県の魅力とかを発信して、できたら企業とマッチングや移住等も含めて、とにかく宮崎に来ていただきたいということを狙いにしております。

○坂本副委員長 今おっしゃったように、テレ

ワークが進んでいくと、例えばですけれど、ICT人材の持っているスキルを活用するというところに焦点を当てるのであれば、例えば、地元の企業にとって活用するというのを考えれば、首都圏に住んでいるままでも副業として活用するとか、そういった方法もあると思うんです。

それで、移住を一つの大きな目的にされているのか、もしくは今申し上げましたように、ICT人材の持っているスキルを活用しようとしているのか、もしくはそれをさらに広げて、企業で雇うということをおっしゃったんですけれども。多分首都圏のIT企業に勤めていらっしゃる方たちのもらっている給料とか、そういった条件を考えると、簡単に地方に呼び込んで地元の企業が雇用していくのは、かなりハードルが高いようなイメージを持っています。先ほど申し上げましたように、首都圏にしながら技術的なこと、本人の持っているスキルを活用するというようなところまで含めて進めていくという考え方もありますし、副業として宮崎の企業にも力を貸してもらおうという活用の仕方もありますし、その辺の幅をもうちょっと広げて取り組まれたほうがいいのかなどという印象を持ったものですから申し上げました。

○串間企業振興課長 御指摘のとおりマッチングという点で見ると、給与の問題とかハードルがいろいろございます。こうした中で、宮崎県に関心を持っているIT技術者の方がたくさんいらっしゃるからお聞きしておりますので、そういった方を中心にネットワークをつくりまして、宮崎県に来ていただいて、いろいろな形で宮崎県に関わっていただく。先ほど御指摘がありました人材育成の観点からの技術指導とか、そういう面も含めて宮崎県に来ていただくような仕

組みづくりをまた考えていきたいと思えます。

○坂本副委員長 これはイメージで、老後の移住ということも含めて考えていらっしゃるかと考えてもいいんですか。

○串間企業振興課長 基本的にはIT人材ということで来ていただくということで、県内企業のアンケートを取ったところ、7割の企業さんが人材不足というようなお答えを頂いておまして、そういった中で、システムエンジニアやプログラマーという技術を持っている方の不足感が強いということもありますので、できましたらそういった方々に来ていただきたいという思いがございます。

○坂本副委員長 分かりました。ありがとうございます。

○長倉経営金融支援室長 中小企業金融対策費に関しまして、先日の2月補正に係る常任委員会において、山下委員のほうから融資枠1,800億円との絡みで2月末の融資実績が今議会中に分かれば教えてほしいという御要望がございました。

申し訳ありません、融資実績につきましては、2月末時点のものを今各金融機関のほうで精査中でございまして、今議会中に数字が集計できるかどうか微妙なところですので、融資の前提となります信用保証協会の保証承諾実績から見た見通しというところで、御説明をさせていただきたいと思えます。

保証承諾実績については2月末が出ておまして、2月末時点で約1,678億円となっております。融資枠の1,800億円と比較すると、あと約122億円の枠ということになります。

2月の1か月分の保証承諾額を見ますと、約57億円ですので、年度末で資金繰りが増えるとしても、この残りの122億円で足りるのではな

いか、つまり、1,800億円という今年度の融資枠で収まるのではないかと考えております。

仮に、コロナ融資枠の1,800億円を超えるとなった場合でも、コロナ以外を含めた融資制度全体の融資枠を1,893億円確保しておりますので、金融機関には柔軟な対応をしていただくということで、融資実行においては支障がないということになります。

○山下委員 借入金額の件数と1件当たりのも融資金額もお願いしたかなと思っていたんですが、また分かった時点でいいです。そこまで出してください。

○武田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、以上で、商工政策課、企業振興課、雇用労働政策課の審査を終了いたします。

続きは午後1時から行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、午後1時からの再開といたします。暫時休憩いたします。

午前11時38分休憩

午後0時59分再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。

それでは、企業立地課、観光推進課、オールみやざき営業課の審査を行います。

議案に関する説明を求めます。

○大衛企業立地課長 企業立地課の当初予算について御説明いたします。

令和3年度歳出予算説明資料、企業立地課のインデックスのところ、273ページをお願いいたします。

当課の当初予算額は7億7,402万4,000円であ

ります。主な事業について説明いたします。

275ページ中ほどの(事項)企業立地基盤整備等対策費2,128万5,000円であります。

説明欄の1、企業立地基盤施設整備事業であります。これは、企業立地の受皿となります。県営工業団地の維持管理等に要する経費であります。

2の地域工業団地整備促進事業につきましては、市町村が実施します工業団地の整備や調査、分譲促進のための取組に対して、その一部を補助する経費などあります。

続きまして、(事項)企業誘致活動等対策費5,469万4,000円あります。

説明欄1、情報収集整備事業につきましては、企業誘致活動に係る職員の旅費、需用費等の経費や県内各地域の企業立地促進協議会への負担金などあります。

その下、3の誘致対象企業リサーチ強化事業につきましては、民間企業が有する情報やネットワークなどを活用し、立地可能性を有する企業を抽出することにより、効果的かつ効率的な誘致活動を展開するものであります。

4の新規事業、地方創生テレワーク推進事業につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

次に、(事項)立地企業フォローアップ対策費6億84万6,000円あります。

276ページをお願いいたします。

説明欄の2、企業立地促進補助金であります。これは、本県への企業立地を促進するため、設備投資や新規雇用者数等に応じて立地した企業を支援する補助金でございます。

それでは、常任委員会資料17ページをお願いいたします。

新規事業、地方創生テレワーク推進事業であ

ります。

1の事業の目的・背景であります。コロナ禍を契機としまして、都市部を中心にテレワークが普及するとともに、地方への関心が高まってきておりますことから、本県のプロモーションやテレワーク受入環境整備支援等を実施し、テレワークの受入促進を通じた都市部から県内への新たな人の流れの創出を図るものであります。

2の事業の概要であります。予算額は2,400万円、財源は国庫2分の1、人口減少対策基金が2分の1でございます。

(5)の事業内容であります。まず、①の企業誘致・地域プロモーション等の実施につきましては、テレワーク活動拠点としての本県の認知度を高めるため、主に都市圏を対象としまして、本県のテレワーク環境や施設の情報、地域の魅力などを発信するプロモーション等を実施するものであります。

次に、②のテレワークトライアル支援であります。県内でテレワーク、ワーケーションに取り組む県外企業に対しまして、その経費を支援するものであります。

最後に、③のテレワーク受入環境整備支援あります。県内のサテライトオフィスやシェアオフィスなどを運営する事業者に対し、その受入環境整備に係る支援を行うものであります。

説明は以上であります。

○高橋観光推進課長 観光推進課でございます。当課の当初予算について御説明いたします。

お手元の令和3年度歳出予算説明資料の観光推進課のインデックスのところでございます。277ページをお願いいたします。

当課の令和3年度の当初予算額は15億618万6,000円となっております。

内訳といたしましては、一般会計が13億9,099万9,000円、特別会計につきましては、えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計が1,930万円、県営国民宿舎特別会計が9,588万7,000円でございます。

それでは、主な事業について御説明いたします。

279ページをお願いいたします。

上から8行目、ページの中ほどでございますが、まず、(事項) 県営宿泊休養施設改善対策費1億671万5,000円でございます。

説明欄の2、新規事業、国民宿舎活用検討事業につきましては、後ほど常任委員会資料のほうで御説明をさせていただきます。

次に、280ページをお開きいただけますでしょうか。

上から8行目ほどでございますが、(事項) 観光・MICE誘致促進事業費1億1,777万2,000円でございます。

説明欄の2、改善事業、MICE推進強化事業4,946万2,000円につきましては、感染症対策によりまして、例えば会議の小規模化ですとか、またはディアル等オンラインを使いながらハイブリッド型のような形でMICE開催関係は、いろいろ変化が生じている状況でございます。そうした状況変化を踏まえまして、小規模MICEへの支援を拡大するとともに、市町村や民間と連携したMICE誘致を推進し、コロナ禍で大きく落ち込んだMICEの需要の回復を図るというものでございます。

次に、281ページでございまして、上から2行目、(事項) 観光交流基盤整備費8,199万9,000円でございます。

説明欄の3、新規事業、新しいニーズに対応した観光地域づくり推進事業4,500万円につつま

しては、後ほど常任委員会資料のほうで御説明をさせていただきます。

続いて、その下の(事項) 国内観光宣伝事業費2億5,224万1,000円でございます。

説明欄の5、改善事業、教育旅行誘致・定着促進事業費2,920万円につきましては、教育旅行の誘致・定着を図るため、教育旅行の総合調整窓口の設置ですとか、貸切りバス費用の支援等に加えまして、海外の学校が来県した際に、交流事業を行う県内校に対しまして、その交流事業に要する経費を支援するというものでございます。

その下の説明欄の6、新規事業、みやざき観光誘客再生事業1億8,853万6,000円につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明をさせていただきます。

続いて、282ページをお開きいただけますでしょうか。

一番上の事項でございますが、(事項) スポーツランドみやざき推進事業費4億6,060万9,000円でございます。

説明欄の1、改善事業、東京オリパラ等合宿受入推進事業2億9,636万8,000円につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明させていただきます。

説明欄の5、改善事業、Jリーグ等キャンプ誘致強化事業918万5,000円につきましては、これまでJリーグチームがキャンプ期間中に行うトレーニングマッチの開催支援等を行ってきたというものでございますが、これに加えまして、市町村がJリーグ等のキャンプ誘致を行うための必要な施設整備に対して支援を行うというものでございます。

説明欄の6、新規事業、スポーツランドみやざき県内消費促進事業2,750万円につつま

は、本県観光の大きな強みでございますスポーツを活用した対策といたしまして、新たに県内外のアマチュアスポーツ団体の合宿に対して1人1泊1,000円、上限10万円の支援を行うことで、落ち込んだ県内宿泊需要等の喚起を図るというものでございます。

以上が一般会計の事業でございます、続いて特別会計について御説明させていただきます。

283ページをお願いいたします。

まず、えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計についてでございます。

(事項) 県営えびの高原スポーツレクリエーション施設運営費1,930万円でございますが、スポーツレクリエーション施設、いわゆるアイススケート場維持補修費ですとか事務費になってございます。

284ページをお願いいたします。

次に、県営国民宿舎特別会計でございます。

(事項) 国民宿舎「えびの高原荘」運営費2,935万4,000円及び、その下の(事項) 国民宿舎「高千穂荘」運営費6,653万3,000円でございますが、それぞれえびの高原荘につきましては従業員宿舎の屋根等、また、高千穂荘につきましては外壁、屋根の補修費等となっております。

続きまして、主な新規・重点事業について御説明をさせていただきます。

資料が替わりまして、お手元の常任委員会資料の18ページをお願いいたします。

まず、新規事業、国民宿舎活用検討事業についてでございます。

本事業の目的・背景といたしましては、県営国民宿舎のえびの高原荘、高千穂荘につきまして、改築後いずれも20年以上が経過してございまして、施設・設備の老朽化が進んでおります。こうしたことから、今後必要となる修繕・更新

に必要な費用の算定を行うとともに、地元市町、民間事業者等から幅広く意見を求めるなどしながら、国民宿舎の活用について総合的な検討を行おうというものでございます。

事業の概要でございますが、予算額は1,509万1,000円、財源、事業期間、実施主体につきましては、(2) から(4) のとおりというものでございます。

(5) の事業内容でございますが、まず、①といたしまして物理的・経済的な評価でございます。具体的には、専門業者等による施設の現況調査とそれを踏まえた修繕・更新費用の算定を行い、不動産評価等も実施をさせていただくというものでございます。それとともに施設の維持管理データベースといたしまして、これまでどういった維持管理を行ってきたのか、そういったものを全て逐一データベース化するということを考えてございます。

②といたしまして、サウンディング調査でございます。こちらは、国民宿舎の活用につきまして、民間事業者から広く意見や提案を求めまして、市場性の有無や活用のアイデアを把握していくというものでございまして、こうした調査結果を踏まえまして、③を問うところでございますが、外部有識者等で構成する委員会での検討を行いまして、中長期的な視点に立った国民宿舎の活用に関する基本計画を策定するというものでございます。

次に、19ページをお開きいただけますでしょうか。

新規事業、新しいニーズに対応した観光地域づくり推進事業でございます。

事業の目的・背景でございますけれども、新型コロナウイルスの影響によりまして、観光を取り巻く環境につきましては、変化が生じてご

ございます。例えば、アウトドアに関する嗜好が高まっていたりだとか、オンラインツアーが出てきたりだとか、ワーケーションみたいな動向も出てきたりだとか、そういったような変化がございます。こういったような状況を踏まえまして、地域の中核となる観光人財の育成、また受入環境の整備を支援することによりまして、新しいニーズに対応した観光地域づくりの推進を図るというものでございます。

事業の概要でございますが、予算額は4,500万円でございます。

財源は御覧のとおりでございます。事業期間は令和3年度、実施主体につきましては、県観光協会、市町村及び民間事業者としております。

事業の内容でございます。

まず、①旅行ニーズの変化に対応した人財づくりということでございますけれども、現状、県観光協会につきましては、観光庁のほうから地域連携DMOとして認定されてございまして、その中でしっかりと観光人財という専門人材を置いて取組を進めるということを伝えてございます。

こういうことを踏まえまして、今回、県観光協会に、専門人材を引き続き配置をさせていただいて、新しいニーズに対応した旅行商品開発等を支援するというを考えているとともに、現状、例えば観光みやざき創生塾といたしまして、人材育成も県のほうで行っているんですけれども、それを今回、宮崎県観光協会のほうで地域の中核となる観光人財育成を目的とした研修会等を実施するというを考えてございます。

②旅行ニーズの変化に対応した受入環境整備の支援といたしましては、例えば①の専門人材

のほうから助言を受けて行う受入体制整備ですとか、起業に対する支援を行うということとしてございます。

次に、20ページをお開きいただけますでしょうか。

新規事業、みやざき観光誘客再生事業でございます。

事業の目的・背景でございますけれども、新型コロナウイルス感染症により落ち込んだ観光需要の回復を図るため、国内外の交通機関、観光関連産業と連携しながら、本県の強みを生かした旅行商品の造成やプロモーション等を行いまして、本県観光の再生につなげるというものでございます。

事業の概要でございますが、予算額は1億8,853万6,000円、財源は国庫と観光みやざき未来創造基金を活用いたします。

事業期間、事業主体につきましては、御覧のとおりでございます。

(5)の事業内容は、①といたしまして、航空会社などをはじめとする交通機関の強みを生かして、スポーツや食、神話等をテーマとした観光プロモーションに取り組んでまいります。

次に、②といたしまして、予約サイトですとかレンタカー、飲食店等と連携した各種キャンペーンに取り組んでまいります。

さらに、③といたしまして、ゴルフやサイクリングなど、各種スポーツツーリズムを推進するため、コンテンツの充実ですとか商品造成、プロモーションなどに取り組んでまいります。

また、最後に④といたしまして、将来的なインバウンド誘客の回復を見据えながら、国際定期便の回復を見据えた航空会社と連携したプロモーションですとか、海外事務所の現地での情報発信等に取り組むというものでございます。

こうした事業をいろいろ展開してまいります
が、実施に当たってのコンセプトにつきまして
は、一番下のほうの図として示させていただ
いておりますとおり、宮崎観光「プラスONE」
を掲げて、当面は展開していこうというふう
に考えてございます。

具体的なイメージといたしましては、今、観
光庁等は分散型旅行という形でウィズコロナ時
代の新たな旅のスタイルを提案されているところ
なんですけれども、これに対応するため、例
えば、これまでの旅行に体験ですとか発見です
とか、グルメ、宿泊を「プラスONE」してい
ただいて、ロングステイ、ウィークデー旅行を
旅行者に楽しんでもらおうというものをコンセ
プトとしてございます。

本事業につきましては、先週の常任委員会
の中でも御説明させていただきましたとおり、7
月補正で措置していただきました、観光みやざ
き再生加速化事業につきまして、繰越しを行う
ということとしてございましたが、その一部
を活用させていただきながら、まずは県内観光
等から支援に機動的に取り組んでいくというこ
とと考えております。

次に、21ページをお開きいただけますでし
ょうか。

改善事業、東京オリパラ等合宿受入推進事
業でございます。

事業の目的・背景でございますが、万全な新
型コロナウイルス感染症対策を実施いたしまし
て、東京2020オリンピック・パラリンピック等
に向けた国内外代表チームの事前合宿、大きな
PR効果や経済効果が見込める大規模スポーツ
大会の開催支援等を行うものでございます。

事業の概要でございますが、予算額は2
億9,636万8,000円でございます、財源は観光

みやざき未来創造基金と、先週の常任委員会
の中でも御説明させていただきました宮崎県東京
オリンピック・パラリンピック事前合宿等新型
コロナウイルス感染症対策基金を活用させてい
ただきます。

(5)の事業内容でございますが、②にあり
ますとおり、東京オリパラ事前合宿チームの練
習会場の手配等、受入れを行う実行委員会に対
しまして費用の一部支援を行うということ、ま
た、③のとおり海外代表チーム事前合宿時に、
選手団等へのPCR検査の実施や宿泊ホテルの
フロア貸切り等の感染症対策支援を行うことと
してございます。

また、④のとおり、今年本県で開催が予定さ
れているプロ野球公式戦等の大規模スポーツ大
会の開催経費の一部を支援することとしてござ
います。

当課からの説明は以上でございます。

○平山オールみやざき営業課長 オールみやざ
き営業課の当初予算について御説明いたします。

お手元の令和3年度歳出予算説明資料、オー
ルみやざき営業課のインデックスのところ、285
ページをお開きください。

オールみやざき営業課の令和3年度当初予算
額は、8億8,705万6,000円となっております。

それでは、主な事業について御説明いたしま
す。

287ページをお開きください。

まず、上から6行目の(事項)海外渡航事務
費5,663万6,000円であります。これは、パス
ポートの発給などを行う業務及び申請窓口の運営
に要する経費であります。

次の(事項)国際交流推進事業費1億2,277
万8,000円であります。

まず、説明欄5の多文化共生地域づくり推進

事業2,809万9,000円は、県民と外国人住民がともに地域の一員として協力し合う多文化共生の地域づくりを推進するため、様々な普及・啓発事業や外国人住民支援に取り組むものであります。

次に、外国人材受入環境整備事業3,756万4,000円は、外国人住民等への行政・生活全般に関する情報提供、相談対応を多言語で行う一元的な相談窓口を運営するとともに、日本語教育の実施等を行うものであります。

次に、10の改善事業、世界県人会開催準備事業800万円は、令和5年の世界県人会の開催に向け、令和3年度においては国内県人会横連携会議を開催するものであります。

次の(事項)海外技術協力費511万円であります。これは、海外技術研修員や留学生を本県で受け入れ、研修機会や修学の機会を提供することにより、本県とブラジル等との良好な国際関係を構築するものであります。

続きまして、288ページをお開きください。

ページ中ほどの(事項)貿易促進費1億445万6,000円であります。

まず、1のみやざき海外拠点運営強化事業3,564万7,000円は、上海、香港に海外事務所を設置し、現地のマーケット情報の収集や人的ネットワークの構築などを行い、県産品の輸出拡大と本県への観光誘客を図るものであります。

次に、3の世界市場を目指す!みやざきSHOCHUブランド確立事業2,875万4,000円は、焼酎産業の振興及び国内、海外からの誘客拡大を図るため、国内外でのプロモーションや情報発信、酒蔵ツーリズム促進等に取り組むものであります。

次に、改善事業、地域商社等による県産品輸出強化支援事業1,300万円は、輸出に取り組む県

内企業を増やすため、輸出の中核プレイヤーとなる県内の地域商社や企業の海外販路開拓に係る取組を支援するものであります。

次の(事項)県産品販路拡大推進事業費3億5,945万8,000円であります。

まず、説明欄1の県産品振興事業1億4,920万5,000円は、新宿みやざき館KONNEに係る維持管理費等であります。

289ページを御覧ください。

3の県産品販路拡大・魅力発信強化事業1,759万1,000円は、新宿みやざき館KONNEを核とした県産品の販売促進やデジタルマーケティングの成果を生かしたECサイトの充実等により販路拡大を図り、食をはじめとする県産品の魅力発信を行うものであります。

次に、6の新規事業、県産品発掘コーディネーター配置事業935万円は、魅力ある県産品の発掘や活用について提案を行うコーディネーターを県物産貿易振興センターに配置し、中山間地域等で生み出された県産品の魅力発信を実施することにより、県内事業者の販路開拓を支援するものであります。

5の新規事業、県産品需要回復促進事業及び7の新規事業デジタルツールを活用した販路拡大支援事業につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

次に、ページ中ほどの(事項)県外広報対策費5,292万6,000円であります。

まず、説明欄1のひなた宮崎情報発信強化事業3,293万9,000円は、日本のひなた宮崎県のプロモーションを中心として、シンボルキャラクターみやざき犬や宮崎応援団を活用し、観光や食、スポーツといった様々な魅力を総合的に情報発信するものであります。

3の新規事業、「日本のひなた宮崎県」の魅力

発信事業につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

それでは、資料を替えていただきまして、常任委員会資料の22ページをお開きください。

まず、新規事業、県産品需要回復促進事業であります。

この事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、県産品の需要が十分回復していないことから、新宿みやざき館KONNEをはじめ県外で県産品PRイベントを実施するとともに、県内での県産品応援消費イベントの開催を支援することで、県産品の販売促進による本県経済の回復につなげるものであります。

予算額は5,514万1,000円で、財源は地方創生臨時交付金を活用いたします。

事業内容につきましては、2の(5)にありますとおり、大都市圏を中心に旬の県産品をPRするイベントや物産展等の実施及び県内の物産展主催者が、県内での県産品応援消費イベント・フェアを実施するための経費の支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、23ページをお開きください。

新規事業、デジタルツールを活用した販路拡大支援事業であります。

この事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、商談会などの販路拡大の機会が失われている県内事業者に対し、オンライン商談会等のための研修会を開催するとともに、デジタルツールを活用した販路拡大や商品磨き上げ等のための新たな取組を支援するものであります。

予算額は2,456万3,000円で、財源は地方創生臨時交付金を活用いたします。

事業内容につきましては、2の(5)にありますとおり、オンラインやデジタルツールによる販路拡大に必要な知識を学ぶ研修会を実施し、

実際のオンライン商談会展展を通じた効果検証を実施するとともに、デジタルツールを活用した販売力・商談力強化を図る新たな取組の支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、24ページを御覧ください。

新規事業、「日本のひなた宮崎県」の魅力発信事業であります。

この事業は、東京オリンピック・パラリンピックや国文祭・芸文祭などの大規模なイベントの活用や首都圏情報発信拠点である新宿みやざき館KONNE等を中心とした注目度の高いプロモーションの展開により、「日本のひなた宮崎県」の魅力を発信するものであります。

予算額は1,951万5,000円で、財源は観光みやざき未来創造基金を活用いたします。

事業内容につきましては、2の(5)にありますとおり、①の大都市圏等でのプロモーション展開につきましては、東京オリンピック・パラリンピック期間中に開催される関連イベントや、国文祭・芸文祭が本県と和歌山県で開催されることに伴う連携イベント等を活用したプロモーションの展開や、新宿みやざき館KONNE、新宿サザンテラス及び周辺施設でのみやざきフェアを開催してまいりたいと考えております。

②の来県観光客等に向けた県内プロモーション展開につきましては、宮崎だいすきポケモン「ナッシー」等を活用したイベント実施など、来県観光客等に向けた県内プロモーションを展開してまいりたいと考えております。

続きまして、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況について御説明いたします。

決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況、9ページをお開きください。

(3) 商工建設分科会の⑧「焼酎の海外販路

拡大について、本県の本格焼酎の新たな市場として、輸出に向けたさらなるPRと酒造関係者の商談支援に取り組むこと」との指摘要望がございました。

焼酎の海外販路拡大につきましては、焼酎が本県を代表する県産品の一つであることや、原料生産を通じた農業、食を通じた観光産業など、広く地域経済の循環に寄与する産業であることから、県としても県内蔵元と連携しながら、令和元年度から輸出に向けた取組を推進しているところであります。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、海外における十分なプロモーション活動ができませんでした。アジアにおいては、香港、上海の現地事務所や台湾在住のコーディネーターを通じて、現地の見本市等への出品等を行うとともに、米国やEUにおいては、PR動画の制作やインスタグラムなどのSNSを使った広報活動を行いながら、PRに努めたところであります。

このような中、昨今、アメリカやフランスの酒類コンペティションに焼酎・泡盛部門が新設されるなど、バーテンダーやソムリエ等の間に焼酎に対する関心が高まりつつあることや、国内においても令和2年12月に国が策定しました輸出拡大実行戦略の重点27品目の一つに本格焼酎・泡盛が選定されるとともに、ユネスコ無形文化遺産登録を目指すことを首相が表明されるなど、本県にとってまさに追い風が吹いている状況が見られます。

このため、令和3年度は、感染症の状況も見極めつつ、国やJETRO、九州各県、酒造組合等の関係団体との連携をさらに深めながら、焼酎のブランディングや焼酎蔵元の魅力発信、酒蔵ツーリズムの促進などを積極的に展開する

ことによりまして、焼酎の海外での認知度向上を図り、輸出に向けたより一層のPRと酒造関係者の商談支援に取り組んでまいります。

オールみやざき営業課の説明は以上であります。

○武田委員長 執行部の説明が終了しました。質疑はありませんか。

○日高委員 まず、歳出予算説明資料の282ページ、一番下のスポーツランドみやざきの県内消費促進事業ですが、新規ということですので、もう一度事業の内容をお聞かせ願いたい。

○飯塚スポーツランド推進室長 この事業は本県で合宿を行うチームに対する支援でございまして、従来でありましたら県外からの合宿を対象としておりましたが、県内外ということで範囲を広げまして、コロナ禍での宿泊需要の増加につなげるということでございます。1人1泊当たり1,000円の補助、延べ日数が10泊以上で上限を10万円にしております。

○日高委員 これは県内外ということなんですね。これはどのくらいの需要を見込んでおられるのでしょうか。

それから、合宿先の相手を選ぶのは県の部署のほうでするんですか。それとも、どこかに委託して探すのですか。

○飯塚スポーツランド推進室長 県の観光協会を申請の窓口といたしまして受け付けます。見込みですけれども、400団体程度です。

○日高委員 県内、県外は。

○飯塚スポーツランド推進室長 合わせてでございます。

○日高委員 ありがとうございます。県内も含むということだと結構いいのかなと思っているので、何で常任委員会資料に載らんかったのかなというのもあるんですが。

合宿関係が今年も大分調子が悪くて、サッカーのキャンプがある綾町では、昨年の夏から酒泉の杜が宿泊施設の営業を中止しております。最近、レストランなどは開いたんですけど、宿泊だけはめどが立たないということで、当分の間は未定だということだったわけです。ぜひ、来年度は盛り返しを期待したいと思っています。

できるなら観光協会にしっかり力を入れていただいて、どんどん呼んできてもらわんといかんと思っています。できたら、坂本副委員長がおられますので、創価大学の榎木さんに、ぜひ創価大学を綾町に呼んでもらうようにですね。そこ辺は本当に熱意次第だと思うのです。そういうことで、合宿は宮崎県というようなイメージをつくってもらわんと、どこもやっぱり奪い合いになってくると思いますので、しっかり力を入れて頑張っていたきたいと思います。

○飯塚スポーツランド推進室長 ちょっと補足をさせていたきたいと思います。今年度は、6月補正で県内合宿も対象とした補助制度をつくらせていただきました。それを来年度当初からということで、新規という扱いになります。実際に8月も非常に予約が多かったんですが、第2波でキャンセルとなり今回も春合宿向けに売れないものですが、県内経済を回すという意味で、来年度活用されるようにしっかり売り込んでまいりたいと思います。

○日高委員 コロナでどういう状況になるかは分かりませんが、しっかり頑張っていたきたいと思います。

それから、続けてもう一点よろしいですか。287ページになります。

私の勉強不足で知らなかったんですが、10番です。世界県人会が令和5年度に宮崎で開催されるというようなことなんですね。もうちょっ

とどういう形になるのか御説明いただけますか。

○平山オールみやざき営業課長 世界県人会開催事業につきましては、世界に19の県人会がございまして、その中の代表の方に置県140年のその年に宮崎県に来ていただき、会合を開きまして、宮崎のアピールとか、県人会の結束を固めていただき、さらなる宮崎県の応援団を増やす。また、宮崎県の世界に向けての情報発信ですとか、アピールですとか、そういったことを開催しようというものでございます。

この事業につきましては、来年度の事業なんですけれども、世界県人会の令和5年度開催に向けまして、国内の15県人会の方々の結束を深める必要があるということで、代表の方に宮崎県に来ていただきます。

先ほどの令和5年度の県人会は、代表の方に来ていただくことはもちろんですが、世界県人会に参加されていらっしゃる方々や国内の県人会の方々、県民にも参加を広く呼びかけまして、大勢の大会にしたいと考えております。

先催県の調査等も行っておりまして、九州では福岡県とか鹿児島県が実際にされていらっしゃるんですけども、そういったところの状況も踏まえて、今後、令和5年度に向けて企画実行委員会を立ち上げて、どれぐらいの規模でやるかとか、そういったことも整理していきたいというふうに考えております。

○日高委員 すいません、今後、規模を考えてということですが、鹿児島大会が前回だったんですか。ある程度で結構ですが、令和5年度の規模はどのぐらいになるんですか。

○平山オールみやざき営業課長 予算とも関係が出てきますので、まだ規模的なところは詳細を詰めていないところではございます。

(「鹿児島大会とかはどのぐらいですか」と呼

ぶ者あり)。

鹿児島県は、海外・国内県人会で560名の規模で、うち海外が280名でございます。あと、福岡県は、海外の県人会を参加対象としていまして、350名程度の参加となっております。

○日高委員 560人と350人、大分差がありますが、せめて500人以上ぐらいは。頑張ってもらえるかどうか分かりませんが。

○山下委員 関連なんですけど、世界の県人会の場所をちょっと教えて。

○平山オールみやざき営業課長 19の県人会がございまして、ブラジル、アルゼンチン、パラグアイ、アメリカはサンフランシスコ、ワシントン、ハワイ、ニューヨークにございます。カナダ、マレーシア、シンガポール、中国は香港と上海にございます。台湾、イギリス、インドネシア、韓国、タイ、ベトナムでございます。

○山下委員 ヨーロッパはないんだね。

○平山オールみやざき営業課長 ヨーロッパは、イギリスに英国宮崎県人会というのがありまして、25名参加しているということでございます。

○山下委員 私は、おとししブラジルとアルゼンチンに行ったときに、どこも県人会が高齢化していまして、活動そのものはちゃんとできているんですけども、やっぱり世代交代の難しさがあったような気がしたのです。移住した人たちの歴史のあるブラジル、アルゼンチンでしたから、組織的にはしっかりとしていましたが、ほかの県会はどうなのかなと思うのですが、前、中国の上海に行ったときに、事業を起こしておられる宮崎県の人たちの会とも交流したことがあったのですが、やっぱり県会の活動がしっかりとできているところ、できていないところがあるため、本県経済との関わりをさらに進めていくためには、この大会を機にしっかり

と連携が取れるようにしていただくとありがたいなと思うんです。よろしくお願いします。

○平山オールみやざき営業課長 県会の高齢化は世界もそうですが、国内でも見られます。先日、千歳の県会に伺ったのですが、そこでもやはり後継の方、特に会長とか事務局を担う事務局長さんたちとか、そういった役員の方々が高齢化していまして、若い人がなかなか入らないという状況にあると伺っております。

現在、世界県人会は19ありますが、人数は855名となっております。令和5年の世界県会を契機にもっと若い人に入っていただいて、県会の数も増やしていければと考えております。

○西村委員 企業立地課にまず伺います。17ページ、地方創生テレワーク推進事業ということで、先ほど企業振興課のほうも人材スカウト事業等、コロナ禍、コロナ後を見据えたテレワークの推進というのは、もうこれは部を横断もしくは県全体として取り組んでいる一番の中心の事業の一つかなと思っております。

その中で少し気になっているのが、これは半分は国庫ですけれども、宮崎県が予算を出して他県からテレワークをする人を誘致したり、人材を誘致するということですが、これは宮崎県だけではなくて、当然ながら他県も一生懸命やっているわけで、全国各地、人の取り合いみたいな部分があると思います。

昨年、私もこれに関連していろいろ質問させていただいたときに、県がこのぐらい熱を持ってやっても、それぞれの市町村と温度差があるんじゃないかなと思うのが1点。市町村をどう巻き込んでいくかということです。私たちから見たら、宮崎市ばかりテレワークが盛んになってもらっても、県下一円に波及されないと困るものですから、その温度差のことが1点。

他県との競争に関して、宮崎県は温暖であったり、通勤時間が短い、サーフィン環境、ゴルフ環境、そういうこともあると思うんですが、それだけで果たして勝てるのかという、受入れ環境の部分が2つ目。この部分をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○大衛企業立地課長 まず、市町村の巻き込みというお話でございます。私どもも今、テレワークの誘致といった面でどういった形でやっていけばいいかといういろいろ考えているのですけれども、市町村におきましても、実は結構熱心な市町村もございます。

委員は、先ほど温度差があるとおっしゃいましたけれども、実際そういう部分はあるんだろうと思いますが、例えば日向市は、実際に海岸端にSTAIRS OF THE SEAという貸事務所を御利用され、東京の企業に委託をされて実証事業を行い、どういった問題点があるのかというようなことをもう既に着手されています。あるいは小林市や西都市も最近シェアオフィスの整備をされまして、テレワークなり、いわゆるワーケーション等の拠点となるような施設を整備をされて、そういう実証実験等を着々とやっていらっしゃるところでございます。

その一方で、どこからどういうふうに手を付けていいか分からないというような市町村もあるかと思っておりますが、テレワークあるいはワーケーションにつきましては、ハードとしては比較的着手しやすい部分があるのかなと思っております。

と申しますのは、既に施設があるところの通信環境等をしっかり整備をする、あるいは受入環境の整備をしっかりとすることで、ある程度受入体制はできます。

ただ一方で、例えば滞在中のコンテンツ、体

験ものだったり、あるいは滞在期間の受入体制といったノウハウの部分というところでは、まだこれからというところがございます。ですので、そこ辺も含めて我々も一緒になってやっていきたいというふうに思っておりますが、まず、今回の事業としましては、ある程度整備体制ができているところからやってまいり、それで成功事例をつくって、展開していきたいと思っているというのが1点でございます。

それから、他県との競争でございます。今、地方への関心というようなお話がございますが、東京から見たときに、今盛り上がっている地方というのは東京近郊であったり、あるいは新幹線等で非常に便利がいいところ、ここ辺は本当に着々と動きがあるように感じております。

そういう中で宮崎県がどういうふうに戦っていくかということでございますけれども、私どもとしては観光地、あるいはスポーツだったりとか登山であったりとか、そういうレクリエーションを含めて、ゆったりとした環境の中で仕事ができるということもございます。

あとは、事業者とちょっとお話をする機会があったんですが、企業としてはただ単にワーケーションとして、あるいはテレワークとして仕事がしたい、ゆっくりしたいというだけでなく、その地域とのつながりを持ちたいという御要望というか、そこにワーケーションに行く理由、そこでテレワークをする理由といえますか、ストーリーといえますか、そういったものを探していらっしゃるというところがございます。

例えば、インターネット上のECサイトで食材を扱っていらっしゃるところが食材を探すと。そのときに、宮崎県というのは非常に豊富な食材がございます。この間、そういうマッチングイベントもやったんですけれども、そういった

中で、地元にある食だったり、あるいは歴史・文化だったり、そういったものも含めて企業さんがなぜその地に行くのかというところをしっかりとストーリーづけしてプロモーションしていくことで、自分たちがここに来ることが単なるワーケーション、テレワークだけではなく、プラスの付加価値というのを見つけられるような取組もしたいというお声もありました。

そういったところも一つヒントにしながら取組を進めていって、宮崎県のほうにも目を向けてもらえるようにプロモーションしてまいりたいと考えております。

○西村委員 10名ぐらいのキャパしかなかったところに、100名以上の問合せがあったみたいなことも実際に私も日向市のほうで聞いていまして、来たい人を逆に9割ふるいにかけて、ありがたい話を断らざるを得ない。その背景には、私も前の議会で質問したような調整区域のキャパや自然公園内の建物の条件があります。

これは商工観光労働部だけではどうにもならないし、県全体で垣根を越えて県土整備部、環境森林部等も一緒になってやらないと、せっかくそこに立地したい、そこに行きたいけど、現行法では無理だということ。私も、何度もそういう質問をさせてもらっていますが、そこをクリアしていかないと、先ほど言ったように100人来て10人しか働けないということが現実にありますので、ぜひ先導していただきたいと思います。これは要望に代えさせていただきます。

もう一点、続けてさせていただきますが、今度は観光推進課になります。

観光推進課の19ページ、20ページの事業は、県の観光協会がやる事業と民間業者に委託する事業があるんですが、御承知のとおり、コロナウイルスの関係で、昨年来から観光業者の事業

規模というのがかなり縮小をしています。また、倒産件数も多い状況にある中で、どうやって民間事業者がうまく活用できるのか、本当に息も絶え絶えなところに予算だけ送っても、自分たちの事業資金だけでろくなことができないということになっては困りますし、実際に県内企業はもう本当に事業ができないような状況にある中で、県外企業ばかり頼ってしまっても地場企業の存続にも関わってくるという、何か非常にジレンマがある事業だと思っています。まず1点、県内の観光業者の現在の状況、倒産もしくは大手だったら撤退も含めた状況を教えていただきたいのと、この2つの事業に関しては民間事業者に委託する部分のウエートがどのぐらいあるのかを教えていただきたいと思います。

○高橋観光推進課長 現状の観光事業者の経営状況につきましては、昨年以来GOTもトラベルですとか、県の独自の誘客キャンペーンによりまして、11月、12月にかけては上昇してきたところですが、第3波の影響ですとか、またそれに伴うキャンプの無観客等によりまして、いろいろ事業者の声も頂く中で非常に厳しい現状にあると承知しています。

その中で、廃業という話もございましたが、本日の宮崎日日新聞でも、例えば竹乃屋さんの廃業という話もございましたし、また、昨年でございますと都城市の都城プラザホテルの廃業という報道がなされていたりだとか、また九州内でございますと、例えば霧島の霧島国際ホテルですとか、また、福岡の老舗でございますタカラホテルといったところも廃業といった報道が頻繁に出ていると聞いております。

○西村委員 ホテルとかじゃなくて、この事業を委託する観光業者——JTBとか、HISとか、そっちのほうの。

○高橋観光推進課長 旅行業8社につきまして、廃業の具体的な件数というところまでは承知をしていないのが正直なところではあるんですけども、同様に第3波の影響によりまして、非常に厳しい現状であると承知してございます。

もう一点の民間事業者に対する支援につきましては、例えば20ページのみやぎき観光誘客再生事業、民間事業者③という形で書かせていただいております。この具体的なイメージとしまして、サイクリングにつきましては、県全体のまとめ団体といたしまして、ひなたサイクリング協会という民間の団体がございますが、そういったところを指して、今回、民間事業者という形で書かせていただいております。予算額といたしましては、誘客効果の高いキャンペーンである①、②辺りは特に重点的に配分をしているところでございますので、全体の割合を見ますとそこまで多いという状況ではありません。

一方で、19ページの新しいニーズに対応した観光地域づくり推進事業の②の分につきましては、全体予算額の中の大体2,000万円を想定しているところでございますが、この中で市町村、民間事業者それぞれに対して幾らほど確保するだとか、そこら辺は具体的な設定はしておりません。当然今後、市町村、民間事業者からの申請等を踏まえて、より効果の高い事業者に対しまして支援をしていくという状況でございます。

○外山委員 同じように19ページですけれども、4,500万円の予算は宮崎県の観光協会に委託するわけですね。県の観光協会が日南市とか、あるいは延岡市や高千穂町の観光協会と連動して事業をやるわけでしょう。お金を各観光協会に振り分けるの。これは、配分するということができないのですか。

○高橋観光推進課長 こちらで具体的に、①の

ほうで想定しておりますが、専門人材の配置といたしまして、具体的にその人材を雇わないといけない関係上、それに要する費用という部分と、もう一つは、研修としまして、現状でも観光みやぎき創生塾というものを実施しており、例えば講師の委託費とか会場を確保する費用などをこの中で見ていくというものでございます。

○外山委員 ということは、この4,500万円は宮崎県の観光協会に特化した予算なんですか。そこでセミナーの講師を雇ったり、いろんなセミナーを開催するために充当する予算ということなんですか。

○高橋観光推進課長 この事業につきましては、①、②という形で書かせていただいております。このうち①の部分につきましては、現状、県観光協会が観光庁から地域DMOですとか、地域連携DMOみたいな形で登録を受けている状況なんですけど、その中の要件の一つといたしまして、しっかりと県のDMOの中に専門人材を配置して、観光地域づくりに対する支援やデータの分析といったマーケティングの機能についてやっていくというものになってございます。

一方、②の部分につきましては、県が各市町村や民間事業者から具体的にこういった受入体制支援をしたいといった申請を受けまして、それに対して、県観光協会ではなくて、県が支援するというものでございます。

○丸山観光経済交流局長 ちょっと補足させていただきます。私も観光を長く担当しているのですが、新しいニーズに対応した観光地域づくり推進事業という新しい仕組みをつくったというふうに私は受け止めております。

といいますのが、①で県の観光協会をメインに人材づくりもやる。②は市町村と民間事業者と書いてあるのですけれども、従来は県として

は市町村に補助するというスキームだけで、市町村にやる気がないとそういう整備がなかなか行われないうのが実態でございました。

そこは、スキーム上は残っているんですけども、新たに①の人財づくりの研修で、すごく勉強して自分で新しいものに取り組んでいきたいとか、そういう投資意欲が出てくる民間事業者が出てくるのが狙いなんですけど、その人々を直接支援する方法がないかというような思いの中で、県の観光協会から助成するスキームを新たにつくったというところでございます。額的にどこをどの程度というのは、これから実際に研修を受けたりしていただきながら、何をチャレンジしていくかというようなのが固まっていく段階において県から市町村に出す分、それから観光協会から先駆的な取組をされる民間事業者の整備に出す分というようなところを、そこ辺を見極めながらこのスキームを実現化していこうというようなものでございます。

○外山委員 こういう事業に期待はするんですけども、何となく見たときに、果たしてこれが実利を生むまでに発展する仕組みなのかなと一瞬思ったもんですから。いろいろな会合とか、人を雇ったり、セミナーなどはするけれども、何となく1年間4,500万円使った割には、何か終わっちゃったなという。今のは少し理解できましたけど、そこがぴんとこなかったの。

○丸山観光経済交流局長 今まで人材のほうは、県を中心にやってきていまして、まさに座学的な勉強会でした。その中で、一生懸命勉強して新たなチャレンジをされる方もいらっしゃるんですけど、さらにそこを実務的に盛り上げていこうという思いの下に、県観光協会に軸足を置いて、そこで展開していただくという取組にしたというところでございます。

○前屋敷委員 企業立地課でお願いしたいと思います。歳出予算説明資料の275ページの企業立地基盤施設整備事業ということで、先ほど御説明もあったんですけど、もうちょっと詳しくお聞きしたいというのと、予算も昨年度よりは増やされている中で、フリーウェイ工業団地なども、去年は土地の買い戻しなどがあったりして、そのあれがないんですけど、この中にそこも含まれている事業なのかどうか。

○大衛企業立地課長 今の御質問の件ですけれども、実は今まで事項は3本柱だったのですけれども、今回、フリーウェイ工業団地の維持管理事業と県営団地の事業が2つあったのを1つにさせていただいた関係で予算が増えておるように見えるんですけども、実は昨年と同額ということでございます。

中身としましては、先ほど御説明しましたように、フリーウェイ工業団地の除草費であったりとか、あるいは何か自然災害等で被害が出た場合の復旧費とか、そういった予算を計上させていただいているという状況です。

○前屋敷委員 じゃあ、土地としては、フリーウェイ工業団地以外に新たなところがあるわけではないんですね。

○大衛企業立地課長 説明不足で申し訳ございません。まず、フリーウェイ工業団地が1つと、あとは学園木花台に今、バクスターとかが入っているハイテク工業団地というのを、地域振興整備公団が造っておりまして、その維持管理経費もこの中に入ってございまして、その2つを従来から管理をしております。その分は、従来から変わっていないということでございます。

○前屋敷委員 木花台のはちょっと存じ上げておりませんでしたけど、現状としてはどうなっているんですか。

○大衛企業立地課長 木花台につきましては、今、富士フィルム系の薬品工場と、あとはバクスターの工場、それから、1つはもともと工業団地で予定しておったんですけれども、太陽光発電のソーラーパネルが設置してございまして、用地としては完売されている状況でございます。

○前屋敷委員 では、次のページの企業立地フォローアップ対策費で、企業立地促進補助金が6億円ですと推移しているということなんですけど、立地企業の契約が整った段階でいつも資料を届けていただき、見せていただいております。毎年総括もされて、どういう企業で、雇用だとかいろいろまとめておられて、新年度の予算を組まれるんでしょうけれども、毎年同じ金額で推移していて、それだけの効果はどういうふうに判断されておられるのか。

○大衛企業立地課長 ここ数年、6億円をお願いをしているところでございます。この補助金につきましては、実は企業に対して交付するまでに、私どもが皆さんに企業立地として今回認定しましたというお知らせをしましてから、そこから工場を建てて、1年間操業していただいて、その1年間ずっと雇用していただいた方に対して雇用の補助金を交付することになりますので、タイムラグがございまして、過年度に立地した企業に対して交付するものでございます。

基本的には企業に対して年度の予算の時期に、来年度補助金の要望はございますかと、申請されますかとお話を伺った上で必要な額を計上させていただいているという状況でございます。

○前屋敷委員 これはいつも要望させていたいただいているんですけど、雇用の継続がしっかり図られるといたしますか、そして、正規の雇用ということも言ってきたんですけれども、ぜひそのところは把握していただきたいなと思っ

ているところです。

282ページの観光推進課のところ、一番上の行に広域観光協議会等負担金というのが4,800万円余あるんですが、これは全国的な組織での協議会だったですか。

○高橋観光推進課長 こちらは、広域観光協議会等という形でまとめさせていただいておりますが、例えば現在でも熊本県、鹿児島県、宮崎県の南九州3県で連携した、南九州広域観光ルート連絡協議会や九州全体を統括した組織、九州観光推進機構への負担金ということで、そういったものを広域観光協議会等という形でまとめて計上しています。

○前屋敷委員 「等」ということで、南九州3県また九州全体というところの協議会の負担金ということですね。各県で連携して観光の推進に当たるという点では、やっぱり必要な組織なのかというふうに思っているところです。

それと、もう一つお願いします。オールみやざき営業課の中で、287ページの国際交流推進事業費の中の9番目ですが、外国人材受入環境整備事業、先ほど御説明もいただいたところです。これは、外国人の実習生も関わるんですか。

○平山オールみやざき営業課長 この事業は、大きく3つありまして、外国人住民等相談窓口運営事業——カリーノの地下1階に設置しておりますみやざき外国人サポートセンターの運営と地域日本語教育体制整備事業——これは、日本語教育を推進するために県内4地域にコーディネーターを配置しまして、各地域の外国人住民のニーズを踏まえた日本語教育を実施しているものでございます。

したがいまして、技能実習生の方につきましては、こういった相談事があるときにはサポートセンターで相談を受け付けておりますし、ま

た、日本語教育を受けたいという方がいらっしやいましたら、各地域の日本語教室、あるいはカリーノ地下1階の日本語の教室といったところに参加していただくというところがございます。

○前屋敷委員 直接実習生の方々をそこで、責任持ってどうこうするという組織とは、これは別ですね。分かりました、結構です。

○坂本副委員長 2点お伺いします。

先ほど西村委員も触れられましたけれども、17ページの地方創生テレワーク推進事業、私もこのワーケーションの取組に関心を持っております。根本的な質問で、17ページの下にチャート図が描かれていまして、テレワークを推進していくことの中で、どこで稼ごうとするとか、どこでお金を生むのかなど疑問を持っていて、そこを教えていただきたいんですけど。

○大衛企業立地課長 この事業につきましては、基本的に本県のテレワーク環境等をPRすること、そして、トライアルという形でも来ていただいて、こちらのほうでテレワークをやっていただく。そして、県内の企業のサテライトオフィスの運営者の方に施設の整備を支援すると、そういった3本立てで考えております。お金を生む部分としましては、まず県外から来ていただくということになりますので、その交通費や宿泊費、あるいは滞在中の消費というのが一つあります。それから、サテライトオフィス等の賃料というところになります。

企業誘致としましては、実は本来であれば拠点設置までというところが大きくあるんですけども、今回のこの事業ではそこまでのところではなくて、これをきっかけに事業所の設置、拠点の設置というところに将来的には結びつけていきたいなというところもありまして、きっかけづくりのような事業という形で、こういう

事業を考えているところがございます。

○坂本副委員長 私が、去年の10月にオープンしたばかりの名護市にありますカヌチャリゾートというところのワーケーション施設を視察に行ったんです。ここは、かなり早い時期にオープンしました。理由を聞きますと、新型コロナウイルスの影響は関係なく、当初からワーケーションを積極的に取り組んでいこうということで、かなり先駆けとして準備万端で進められていたという印象を受けました。御承知かもしれませんが、そこはゴルフ場とか宿泊施設があって、そもそもリゾート施設がある中に仕事ができる環境をつくるという、そういった事業を新しく立ち上げられたということで、かなり高級なリゾート施設なんですけれども、ワーケーション施設の利用率自体はかなりお安かったんです。

それで、もともとリゾートでお金を生む。そこに誘客するための一つのオプションとしてワーケーション施設を構えたという、そういうことをなさっていて、こういうやり方であれば成立するのかなと、私自身は思っておりました。

今、計画としてきっかけとおっしゃったので、それはすごく大事だと思うんですけども、県内に今言いました名護市のケースを当てはめたときには、具体的に会社名出すのは控えますけど、もともとゴルフ場とかがあって、そこにお客さんと呼んでくるためという一つのスキームができれば、この事業自体のお金を落とすところとして、県外企業サテライトオフィスプラス地元のホテルとか、観光をなりわいにされている企業にも支援の手を入れたほうが、より長続きする形で取り組めるんじゃないかなと思ったもんですから、申し上げたところなんです。

○大衛企業立地課長 今の副委員長の御指摘の点は、本当に大事な点だと思っております。実

際に、例えば県内のホテルあるいはリゾートホテル——皆さんが思い浮かべられるような施設におかれましては、既にもうワーケーションプランみたいな形で商品を作成されて、一生懸命に販売されておられます。

今回は間に合わなかったんですが、ある企業からはこの事業についてぜひ聞かせてほしいと、できれば一緒に連携したいという申出も頂いております。そういう視点もこの中に盛り込みながら、特にプロモーションであります。そういったところも一緒に宮崎県を発信する中では欠かせない部分だと思っておりますので、ぜひ勉強しながらやっていきたいということ。

それからあとは、県内のワーケーション施設で、いわゆるサテライトオフィスというのが民間事業者でも20施設ぐらいございます。宮崎市内だけではなくて、県内に結構ございます。最近では、先ほども言いましたけれども、西都市であるとかいろいろなところに市町村で設置されており、例えば、椎葉村のK a t e r i eという施設も、そういうものを目指して造られた施設でありますけれども、それぞれいろいろな組み方があると思っておりますので、各地域の状況に応じて県としても連携してやっていきたいと思っております。

○坂本副委員長 もう一点、観光推進課のほうにお伺いします。20ページのみやざき観光誘客再生事業についてですが、事業内容の④のところに国際定期便の復便対策ということで、海外からの誘客を将来的にまた復活させるという見込みで立てられているかと思えます。

これはちょっと一般論として、去年はかなり影響が出たと思うんですけれども、一昨年まで国全体としては海外からのお客さんというのは、圧倒的に中国からの訪日客というのが多かった

と思うんです。それで、多分割合でいうと、この韓国、台湾を合わせたぐらい、ひょっとしたらそれ以上の訪日客というのは中国から来ていると思うのですが、中国向けの誘客というのは今までどう取り組んでこられたのか、また、これからどういうふうに取り組んでいかれるのかというのを教えていただきたいんですけど。

○高橋観光推進課長 本県は、インバウンドにつきまして、中国本土からの誘客といたしますのは非常に少ない状況でございまして、本県や周辺の鹿児島空港に直行便のある台湾、香港、韓国辺りが非常に大きい状況でございました。

今後、当然すぐに人に来ていただくようなことは難しいと思っておりますので、海外事務所を通じていろいろプロモーションを展開させていただくとともに、最近ですとデジタルプロモーションという形で情報発信をして、どういったコンテンツが海外の観光客に受けるのか等をちゃんと把握するような取組も、今年度から実際に中国、特にタイといった今後非常に増えることが見込まれるような国を対象として展開をさせていただいているところでございます。

来年度、再来年度につきましても、その事業を使って、しっかりと誘客できるようになれば、プロモーションだけではなくて、OTA等とも連携しながら実際に予約をできるようなことになっていければなと現状考えているところでございますが、なかなかすぐには難しいところでございます。

○武田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 ないようでありますので、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○高橋観光推進課長 観光推進課でございます。

その他報告事項といたしまして、常任委員会

資料の26ページをお開きください。

県営国民宿舎の営業再開についてでございます。

県営国民宿舎につきましては、昨年5月から緊急事態宣言等を踏まえまして休業しておりましたが、昨年11月議会の中で御議決を頂きました次期指定管理者の営業が再開されますので、今回、御報告をさせていただき次第でございます。

現在は、4月の営業再開まで、現指定管理者でございます宮交ショッピングアンドレストラン株式会社と次期指定管理者との間で、業務や雇用の引継ぎが行われている状況でございます。現状、順調に進んでいると伺っているところでございます。

まず、1の営業開始日でございますが、令和3年4月1日を予定してございます。

なお、次期指定管理期間につきましては、令和3年度から3か年の令和6年3月31日までとしてございます。

運営の概要でございます。

まず、(1)のえびの高原荘につきましては、指定管理者は株式会社レジャークリエイティブホールディングスでございます。具体的には日南市でカームラナイハーバーというグランピング事業ですとか、またスポーツジム等々を展開されている事業者でございます。

今回、②の名称といたしましては、これまで愛称をえびの高原荘という形で呼んでございましたが、今回新しく「ホテルピコラナイえびの高原」へと変更する予定としてございます。ちなみに「ピコ」と「ラナイ」という形で言葉を使わせていただきますが、それぞれハワイ語で、「ピコ」は頂上、「ラナイ」はバルコニー、ベランダを意味する用語でございます。

③の主な取組でございますけれども、現状、レジャークリエイティブホールディングスさんのほうで、日南市油津でカームラナイハーバーというグランピング施設を展開されてございますので、そういったところのノウハウを生かしながら、国民宿舎の敷地内でグランピングサービスを提供するなど、えびの観光の新たな魅力を創出し、インターネット予約サイト等の積極的な活用による集客強化を図るとのこととしてございます。また、地元の食材の積極的な活用など、閑散期、多客期の時期に対応した魅力的な宿泊プランを造成すると伺っております。

次に、県営国民宿舎高千穂荘につきましては、①の指定管理者につきましては、株式会社ケイメイでございます。宮崎市の宮崎グリーンホテル等のホテルを展開されている事業者さんでございます。

②の名称につきましては、現状のホテル高千穂という愛称から変更は加えないということ聞いております。

③の主な取組でございますが、例えば大浴場につきましては、光明石という石を入れることによって、天然温泉ではないんですが、人工温泉ができるというふうなところがございまして、そういった人工温泉の導入ですとか、夜間におけるイベント開催等による新たな魅力を創出しまして、インターネット予約サイト等の積極的な活用による集客強化を図るとともに、地場の和牛や野菜といった地場産品を積極的に使うなど、地域と連携した魅力的な宿泊プランを造成すると伺っているところでございます。

3の管理業務の継続に向けた県の対応でございます。これまでの課題といたしましては、例えば施設経営の課題の分析が逐一把握できていなかった、十分ではなかった、そういったよう

な反省がございましたので、これを踏まえまして四半期ごとに指定管理者から提出される業務報告等の精査ですとか、現場でのヒアリング等を適切に実施いたしまして、施設の管理運営状況、課題の把握・分析をしっかりと行ってまいります。それとともに、利用者の増加とか収支改善に向けた適切な指導を行うなど、県としてもワンチームでしっかりと支えていく対応をさせていただきますと考えてございます。

○平山オールみやざき営業課長 オールみやざき営業課から、特約店方式による福岡地区のアンテナショップ開設について御説明させていただきます。

お手元の商工建設常任委員会資料の27ページをお開きください。

このアンテナショップにつきましては、1の概要にございますとおり、大阪の堺みやざき館KONNEに次いで2例目となる特約店方式として設置するものでございます。

特約店方式につきましては、米印で書いておりますけれども、民設民営の店舗に対しまして、店舗の名称としてKONNEの使用を許諾する方式でございます。

設置・運営主体は2にありますとおり、株式会社PUNCH—LINEでございます。

資料の一番下、参考欄を御覧ください。

PUNCH—LINE社の代表取締役であります濱崎淳氏は本県日南市の出身で、イベント企画や飲食店経営などの事業を幅広く展開されていらっしゃるしまして、現在、北九州宮崎県人会の副会長兼事務局長を務められておられます。

3の店舗の名称ですけれども、「博多みやざき館KONNE」という名称としております。

店舗の設置場所につきましては、4の店舗の概要の(1)にございますとおり、JR博多駅

の博多口にあります博多バスターミナルの2階となります。

主な取扱商品は、加工品、農産物、飲料、酒類等、約100品目となっております。店舗の面積が12坪程度ということで、この100品目をここで販売するというような形になります。

5の開設日ですけれども、3月22日午前10時オープンを予定しております。

営業時間につきましては、午前10時から午後8時までで、店休日は博多バスターミナルに準じるとしております。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、このオープニングの式典につきましては行わない予定としております。

福岡地区のアンテナショップの設置につきましては、これまで県内事業者や在福の関係者から設置を要望する多くの声を頂いております。県としましては、今回の開設によりまして、県産品の認知度向上や販路拡大、観光誘客にも寄与するものと考えておりますことから、積極的にこの博多みやざき館KONNEをPRするとともに、情報発信の拠点として連携した取組を行ってまいりたいと考えております。

○武田委員長 執行部の説明が終了しました。質疑はありませんか。

○西村委員 福岡地区のアンテナショップの開設ということで、県人会をうまく活用してお互いにウイン・ウインのよい方法だと思います。東京と堺と今度福岡ということを見ると、もっと協力体制を取っていけば、全国各地に増やすことができ、大阪に関しても、1店舗じゃなくて2店舗でも3店舗でもできないものかなと思うところです。

皆さん方の業務もありますし、また、濱崎さんみたいな一般の企業の方が、私がやるって言っ

てくれたらいいんですけど、なかなか手を挙げてこないものなのか。どっちも原因があると思うんですが、何かしらのハードルがあるのでしょうか。宮崎県として今後、このアンテナショップを、日本全国に拡大していく気持ちがあるのかをまず伺いたいと思います。

○平山オールみやざき営業課長 アンテナショップにつきましては、販路拡大に有効な施策であると考えております。今回、博多にできるということで、我々としても長年の課題でありました東京、大阪、福岡にアンテナショップが整うということで、連携した取組により、販路拡大を進めたいと考えております。

新宿みやざき館KONNEのような店舗を県が設置、整備し、物産貿易振興センターに運営を委託するという方法には、県の財政状況が極めて厳しい状況におきまして限界があると考えております。

一方、今回のような民設民営型の特約店方式につきましては、ハード整備の県の財政負担なく開設できますことから、条件を満たして意欲を示す運営主体がある場合には、そういった方を積極的に活用いたしまして、アンテナショップの展開を図ってまいりたいと思っております。

しかし、KONNEという商標の使用を許諾するに当たり、条件をつけておきまして、物産貿易振興センターの会員であること、常時10社以上かつ100品目以上の県産品を扱うこと、県産品のPRに寄与することが明確に認められること、この商標を使用して1年以上にわたって継続して営業することといった条件をつけております。この10年間ぐらひはこの商標使用のお話はありませんでしたので、そういった条件をクリアする意欲ある経営者が現われた場合には、積極的に支援してまいりたいと考えております。

○西村委員 今、説明をいただいたとおりでと思います。新宿のKONNEでさえも、最終的に民設民営でやっていただいたほうが、県の投資リスクもないし、県産品のアピールにつながれば結果的によいと思います。例えば毎年4月であるとか、期ごとに広く募集しますよというのを県のほうから訴えていかないと、手を挙げるところすら私は出てこないと思います。

一方、別の県産品のアピール事業でいろいろなデパートで販促をされたりするんですが、そういった予算を毎年かけていくよりも、民設民営でこのような拠点を造って、その拠点を中心にアピールしたほうが継続的な宮崎県産品の販路拡大につながっていくと感じます。今まで私も四角四面に、物産貿易振興センターが絶対やらなくちゃいけないみたいな考えがあったのですが、こういったものが広がっていくというのは、アンテナショップが全国から東京に進出しているような事例を考えますと、逆に東京以外のところに広げていくというのもいいんじゃないかなと思いました。

これは、今後の大きな戦略になると思いますし、物産貿易振興センターとの協力体制も必要だと思いますので、部長、ぜひいろいろ考えていただきたいと思います。

○松浦商工観光労働部長 大変重要な御指摘だと思います。みやざき館KONNEという名前をつけるかどうかというのはとりあえず置いておいたとしても、県産品をPRする拠点を確保していくというのは非常に大切なことであると私も常々考えているところです。KONNEという名前で行くのか、あるいはイベントを常時させていただけのような場所、拠点として別の名前にするのかということも考えながら、県産品が認知されていくような形を考えていきたい

と思っております。

○**田口委員** 一点教えてください。県営国民宿舎のえびの高原荘ですが、主な取組でノウハウを生かしたグランピングサービスの提供とありますが、グランピングとは今はやりのテントを常設している高級な感じのものですか。

○**高橋観光推進課長** おっしゃるとおりでございます。大きくて強い構造の常設テントがあります。その中に、ベッドやちょっとした冷蔵庫、冬であれば暖房器具があったりします。床は木で基盤が組んであるのですが、キャンプのちょっと豪華バージョンのようなものを想定していただければと思います。

こちらのグランピング事業につきましては、4月1日からというのは難しいのですが、4月中には敷地内に4張ほど設営し、営業を開始する予定でございます。

○**田口委員** その建設費は、県ではなくレジャークリエイティブホールディングスが負担するのですか。

○**高橋観光推進課長** おっしゃるとおりでございます。基本的にはレジャークリエイティブホールディングスが自分でお金を出して設置するものでございます。場合によっては県の補助金が一歩使える部分がございます。それを使っていくということはあるのですが、基本的にレジャークリエイティブホールディングスが自主的な事業として、自らお金を使って設置されるものです。

○**田口委員** 資料の主な取組の最初にノウハウを生かしたとありますが、この会社はもう既にこのようなことを何か所かでやっているということですか。

○**高橋観光推進課長** レジャークリエイティブホールディングスにつきましては、日南市でカムラナイハーバーというグランピングと、サップ

といったアクティビティを展開をされてございまして、そこで培ったノウハウを踏まえて、えびの高原荘の敷地内で展開されます。

○**武田委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**武田委員長** それでは、以上で企業立地課、観光推進課、オールみやざき営業課の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時33分休憩

午後2時36分再開

○**武田委員長** 再開いたします。

各課の説明及び質疑が全て終了いたしましたので、これより総括質疑を行います。商工観光労働部全般について質疑はありませんか。

○**山下委員** 去年からのコロナの影響で、各産業が疲弊してきております。いつ沈静化し、安全、安心な地域生活が営まれるかはワクチン接種次第であり、まだ見通せない状況なのですが、商工関係の皆さん方ですから、今年度中には各企業間の状況把握をしっかりとさせていただいて、宮崎県の経済浮揚のサポートをお願いをしておきたいと思っております。

また、随時様々な補正予算が出てくるだろうと思っております。皆さん方商工だけでなく、県庁の横の連携をしっかりとっていただいて、政策を実行していただくことを要望したいと思います。

○**松浦商工観光労働部長** 今年度の最大の課題は、コロナにどう対応していくのかということであったと思っております。県議会の皆様、それから委員にも県民の皆さんからたくさんの御意見があったのではないかとと思っております。我々のところにも、直接いろんなお声があったところです。

財政上の制約もあり、全てに対して100点満点の答えを出すのは難しいですが、委員の方からいろいろな御意見を頂きながら、どういったところに対策を打っていくべきなのかを私どもとしても一生懸命考えながら、何とかこの第3波まではそれなりの形では乗り切ってこれたのかなと思っております。

また、今、委員より御指摘がありましたように、本当の勝負はこれからだと思っております。借入れをした事業者の皆さんは、それを返していかなきゃいけない。休業をされていて雇用調整助成金をもらっている事業者は、事業を再開したらそれがなくなるということがありますので、本来の事業の形に戻していくという中で、いろんなことが出てくるだろうと思っております。

御指摘のように、我々もいろいろなところにアンテナを張って、どこにどういった対策が必要なのかということは考えていかなければならないと思っております。我々の使命は、少なくとも元の状態にまず戻すことだと思っておりますので、最大限努力をしてみたいと思います。皆様方の御指導をよろしくお願ひしたいと思います。

○前屋敷委員 今、部長もお話になりましたが、今度の予算の中でも雇用には重点を置かれているなと思いましたが、先ほど質疑もさせていただきましたけれど、女性や高齢者、それから中途採用の対策も。質疑はできませんでしたが、高校生や大学生の就職問題をどうするかという点では、雇用がないと生活そのものも成り立ちません。そして今、部長も言われましたが、どこも営業が元の軌道に早く戻らないと、そこの雇用も安定しないということもあります。地域の経済も潤すことになりますので、雇用対策も十分強めていっていただきたいと思ひます。

○兒玉雇用労働政策課長 委員が言われました

とおひ、雇用の問題については、県民の最大の関心事の一つだと思っております。企業の努力によりまして、何とか今雇用が維持をされていると思っております。国も対策をいろいろ取っておりますが、県も引き続き適宜適切な対応を心がけてまいりたいと考えておりますので、今後とも御指導をよろしくお願ひいたします。

○武田委員長 よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、請願の審査に移ります。

継続請願第3号、労働者支援の拡充を求める請願について、執行部から何か説明がありますか。

○兒玉雇用労働政策課長 特にございませぬ。

○武田委員長 その他、委員からは何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、以上をもって商工観光労働部を終了いたします。執行部の皆さん、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時42分休憩

午後2時44分再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。

明日の委員会は午前10時の開会とし、県土整備部の審査を行います。

それでは、以上をもって本日の委員会を終了いたします。

午後2時44分散会

令和3年3月10日(水曜日)

港湾課長 平部隆典

午前9時57分再開

空港・ポート
セールス対策監 大浦浩一郎

出席委員(8人)

都市計画課長 横山義仁

委員長 武田浩一

美しい宮崎づくり
推進室長 梅下利幸

副委員長 坂本康郎

建築住宅課長 金子倫和

委員 外山衛

営繕課長 巢山昌博

委員 山下博三

設備室長 日高誠

委員 西村賢

高速道対策局次長 多田昌志

委員 日高利夫

委員 田口雄二

事務局職員出席者

委員 前屋敷恵美

議事課主査 井尻隆太

欠席委員(なし)

議事課主査 増本雄一

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

県土整備部

県土整備部長 明利浩久

県土整備部次長
(総括) 吉村達也

県土整備部次長
(道路・河川・港湾担当) 西田員敏

県土整備部次長
(都市計画・建築担当) 石井剛

高速道対策局長 廣松新

部参事兼管理課長 斎藤孝二

用地対策課長 伊豆雅広

技術企画課長 境光郎

工事検査課長 杉本一隆

道路建設課長 国府紀夫

道路保全課長 有馬誠

河川課長 小倉弘康

ダム対策監 平島充治

砂防課長 小牧利一

○武田委員長 おはようございます。委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました令和3年度当初予算関連議案等について、部長の概要説明を求めます。

○明利県土整備部長 おはようございます。県土整備部でございます。よろしくお願いたします。

説明の前に、まず御報告を申し上げます。

申し訳ありませんが、着席させていただきます。

高速道路についてでございます。

今月4日に国土交通省から、九州中央自動車道高千穂一雲海橋交差点間における新規事業採択時評価手続の着手につきまして、また翌5日には東九州自動車道高鍋一西都間の一部を4車線化の候補箇所を選定との発表がございました。今後、それぞれ新規事業化に向けた手続の最終段階に入ることになります。整備促進のた

めに、力強い御支援をいただいております商工建設常任委員会をはじめ、関係者の皆様に心より感謝を申し上げますとともに、両区間の事業化決定及びその後の事業推進に、そして県内高速道路の一日も早い全線開通と4車線化を目指して、引き続き全力で取り組んでまいりますので、皆様の御支援、御協力のほどお願い申し上げます。

それでは、今回の委員会で御審議いただきます県土整備部所管の議案につきまして、概要を御説明いたします。

お手元に配付しております商工建設常任委員会資料の表紙をめくっていただきまして、目次を御覧ください。

まず、議案につきましては、一般会計予算案のほか予算議案が2件、特別議案が6件であります。

また、その他報告事項といたしまして、県営住宅の空き住戸を活用した地域活性化事業の実施について、御報告いたします。

資料の1ページをお開きください。

県土整備部の当初予算等の概要一覧であります。

令和3年度当初予算額は、黄色で表示しておりますが、下から5行目の一般会計が714億円余、下から2行目の特別会計が20億円余、部の予算合計は一番下で734億円余となりまして、令和2年度当初予算と比較しますと、これは約2割減であります。

これは、国土強靱化の予算を令和2年度は当初予算で計上しておりましたが、新たな5か年加速化対策におきましては、初年度分が国の令和2年度第3次補正予算で措置されたことに伴いまして、県は2月補正で計上しているため

ございます。

なお、黄色の欄には令和2年度2月補正の国土強靱化分を、またピンク色の欄には国土強靱化分と令和3年度当初予算を合算したものを表示しており、このピンク色の欄と令和2年度当初予算を対比しますと、一番下の右になります。が、予算合計で109.4%となっております。

次に、資料の12ページをお開きください。

12ページから13ページは、説明は省略いたしますが、令和3年度の県土整備部の主な事業を宮崎県総合計画アクションプランにおけるプログラム別に整理したものでございますので、後ほど御覧ください。

なお、議案及び別冊で配付しております決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況につきましては、担当課長等からそれぞれ御説明いたします。

○武田委員長 部長の概要説明が終了いたしました。

引き続き説明をお願いしますが、4班に分けて議案の説明と質疑を行い、最後に総括質疑の時間を設けることといたしますので、御協力をお願いいたします。

また、歳出予算の説明については、重点事業・新規事業を中心に簡潔明瞭に行い、併せて決算における指摘要望事項に係る対応状況についても、説明をお願いいたします。

それでは、管理課、用地対策課、技術企画課の審査を行います。

議案に関する説明を求めます。

○斎藤管理課長 管理課であります。

それでは、県土整備部令和3年度の当初予算について、委員会資料の3ページをお開きください。

事業ごとに御説明いたします。

まず、2、補助公共・交付金事業であります。太線で囲んだ当初予算額、Cの欄の一番下、合計で322億円余であります。

主な内容であります。道路では、国道219号岩下工区等の道路整備や国道218号等の橋梁老朽化対策、河川では、三財川等の河川改修、砂防では、椎葉村の鹿野遊谷川において砂防ダムの整備を行っていますが、3年度はその上部の斜面の法面工事などを行う予定であります。

港湾では、細島港の16号岸壁の整備で、ケーソンの製作を行っており、3年度はその据付けを行う予定であります。

次に、4ページをお開きください。

3、県単公共事業であります。太線で囲んだ当初予算額、Cの欄の一番下、合計で159億円余を計上していますが、このうち防災・減災、国土強靱化対策分は57億円余であります。

これは、補助・交付金事業との一体的な整備により、一層の効果を見込まれる県単事業であります。主に道路では緊急輸送道路等の舗装補修を、河川では河道掘削や堆積土砂撤去などを予定しております。

次に、5ページを御覧ください。

4、直轄事業負担金であります。太線で囲んだ当初予算額、Cの欄の一番下、合計で59億円余であります。国が予定している主な事業といたしましては、道路では国道220号で、伊比井潮風トンネルが開通した北区間や昨年11月に中心くい打ち式があった南区間での整備、河川では大淀川の河川改修や岩瀬ダム再生整備、高速道路では東九州自動車道の清武南一日南北郷間や九州中央自動車道の五ヶ瀬高千穂道路の整備などあります。

次に、6ページをお開きください。

5、災害復旧事業であります。災害発生時に速やかに復旧を行うための予算となっております。太線で囲んだ当初予算額の一番下、昨年同様、合計で90億円余であります。

次に、7ページを御覧ください。

6、課別内訳であります。後ほど歳出予算説明資料で担当課長等から御説明いたします。

次に、8ページをお開きください。

一般会計の債務負担行為の追加であります。これは道路建設課の公共道路新設改良事業などの工事契約で、工事期間が年度をまたがりますことから、債務負担行為の設定をお願いするもの等あります。

10ページにかけて、債務負担行為を設定する事業や工事内容につきまして、事業ごとに記載しております。

10ページをお開きください。

表の一番下、合計で31件の125億円余あります。

部の予算につきましては、以上であります。続いて管理課の令和3年度当初予算を御説明いたします。

歳出予算説明資料の361ページをお開きください。

当課の当初予算額は、左から2列目、19億2,421万8,000円あります。

以下、主なものを御説明します。

363ページをお開きください。

まず、表の上段、(事項)職員費は15億3,519万9,000円で、管理課及び土木事務所などの人件費であります。

次に、一番下の(事項)建設技術センター費は1億2,121万7,000円です。

364ページをお開きください。

建設技術センターの施設・設備等の維持管理費や産業開発青年隊の運営業務に伴う指定管理料などがあります。

次に、表の下段、(事項)建設業指導費は2億4,530万1,000円で、建設業の許可や経営事項審査に要する事務費のほか、3のみやぎき建設産業経営力強化支援事業では、建設業者の経営基盤の強化等を図るために資金調達に対する支援や新分野への進出に対する支援などに要する経費であります。

また、4の建設産業の未来を担う人づくり促進強化事業では、建設業者等の若年技術者を確保・育成するための取組を支援する経費であります。

そして、7の新規事業、建設産業のスマート・デジタル化推進事業であります。説明につきましては委員会資料の14ページをお開きください。

1の事業の目的・背景であります。建設産業の魅力や持続可能性を高めるため、公共工事等における施工及び施工管理のICT化や現場管理のデジタル化等を推進するとともに、接触機会の低減による建設現場における新型コロナウイルス感染症対策を図るものであります。

2の事業の概要であります。予算額は1,920万円、財源は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、事業期間は令和3年度の単年度であります。

事業内容といたしましては、まず① i-C o n s t r u c t i o n の推進ですが、県内企業等を対象として、建設ICTに関する研修や県発注のICT活用工事におけるフィールド演習会等を開催し、公共工事におけるICT化への

取組を加速させ、②建設キャリアアップシステム登録推進支援では、国において進められているキャリアアップシステムへの登録に向けて導入に必要な初期費用の一部を助成し、技能者の適切な評価や処遇改善、現場管理の負担軽減につながるものと考えています。

最後に、3の事業の効果であります。これらの取組により、コロナ対策のみならず、建設産業の担い手不足の解消や経営力の向上につなげ、将来活躍できる環境づくりを進めてまいります。

○伊豆用地対策課長 用地対策課であります。

まず、当課の当初予算について御説明をいたします。

お手元の歳出予算説明資料の365ページをお開きください。

当課の当初予算額は、一般会計が5億7,066万円、特別会計の公共用地取得事業特別会計が6億9,114万2,000円、一般会計と特別会計を合わせまして12億6,180万2,000円でございます。

以下、主なものについて御説明いたします。367ページをお開きください。

まず、一般会計であります。ページ中ほどの(事項)収用委員会費1,998万2,000円あります。

これは、収用委員の報酬のほか、収用裁決に必要な土地や物件の鑑定料など、委員会の運営に要する経費でございます。

次に、その下の(事項)用地対策費495万2,000円でございます。

これは、登記事務委託料など、用地対策の推進に要する経費であります。

次に、368ページをお開きください。

(事項)特別会計繰出金4億8,514万2,000円

であります。

これは、次に説明いたします特別会計の公共用地取得事業特別会計の事業費として一般会計から繰り出すものであります。

続きまして、369ページを御覧ください。

公共用地取得事業特別会計であります。

当初予算額は6億9,114万2,000円であります。説明欄1の公共用地取得事業費4億8,514万2,000円は、主に用地の先行取得や代替地取得のための用地補償費及び事務費であります。

説明欄2の一般会計への繰出金2億600万円は、先行取得した用地を事業課及び国に引き渡した際の収入及び県が代替地として取得した用地を地権者に売却した際の収入を一般会計へ繰り出すものであります。

○境技術企画課長 技術企画課であります。

当課の令和3年度当初予算(案)について、御説明します。

歳出予算説明資料の371ページを御覧ください。

当課の当初予算額は3億7,997万8,000円であります。

以下、主なものを御説明します。

373ページをお開きください。

初めに、中ほどの(事項)土木工事積算管理検査対策費7,517万7,000円ですが、これは設計単価調査、工事实績管理及び施工体制の重点点検等に要する経費であります。

下の説明の欄の1の労務及び建設資材単価の調査4,103万1,000円は、公共事業の積算における単価を設定するために労働者の賃金や建設資材などの実態調査を行うものであり、また3の公共工物品質確保推進事業3,171万円は、公共工事の品質確保に向けた施工体制監視チームに

よる点検や県内技術の活用や地産地消の推進を図るためのシステムの運用などを行うものであります。

次に、一番下の(事項)公共工事技術力向上事業費の207万7,000円であります。

374ページをお開きください。

一番上のふるさとみやぎ土木の魅力発信事業につきましては、公共事業や建設産業の重要性について、若者をはじめ広く県民の理解を深めるため、小中学生、高校生、大学生を対象とした出前講座、現場見学会などを実施するものであります。

最後に、一番下の(事項)入札システムデジタル化推進事業費であります。これにつきましては委員会資料で御説明します。

委員会資料の15ページをお開きください。

新規事業、入札システムデジタル化推進事業であります。

1の事業の目的・背景ですが、総合評価落札方式の入札に必要な各種情報のデジタル化や入札手続のシステム化により、業務の効率化と正確性向上を図るとともに、受発注者間の対面機会の削減による新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るものです。

次に、2の事業の概要です。

予算額は、3,500万円、事業期間は令和3年度の単年度です。

事業内容は、①の確認書データベースシステムの構築、②の電子申請システムの構築、③の電子入札システムの改修により、入札手続のデジタル化を行うものです。

下のイメージ図を御覧ください。

上側の導入前の現在におきましては、入札参加に必要な資料を工事ごとに建設会社が紙媒体

で作成、提出し、発注機関は、内容の審査等を行っており、多くの作業が必要となっております。

下側の導入後は、入札手続に必要な各種情報のデータベース化が図られ、建設会社が自社のパソコンで電子申請をすることにより、落札候補者決定までの一連の作業が自動化されます。

これにより、3の事業の効果にありますように、受発注者双方の事務作業が大幅に削減できるなど、働き方改革にも寄与するとともに、押印の廃止や新型コロナウイルス感染症の感染防止対策につながるものです。

○齋藤管理課長 委員会資料の28ページをお開きください。

議案第38号、土木事業執行に伴う市町村負担金徴収についてを御説明いたします。

これは、令和3年度の土木事業に要する経費に充てるため、5つの事業につきまして、記載の負担率のとおり、市町村負担金を徴収することを、地方財政法第27条等の規定により、議会の議決に付するものであります。

なお、これらの負担金の徴収につきましては、既に関係市町村からの同意は得ております。

説明は、以上であります。

○武田委員長 執行部の説明が終了しました。

質疑はありませんか。

○西村委員 今、議案第38号の市町村負担金徴収について伺ったんですが、これは市町村の同意を得ているということでありましたが、私たちが地元の会合に出ると、港湾予算の10分の1の負担は重過ぎると聞きます。特に私の地元は6万人の市民の財政力ではとてもできないような大きな港である細島港を抱えておりますので、1回当たりの事業費が非常に大きいです。

それゆえに地元としては潤っている部分も当然あるんですが、立地企業を見ますと、最近では中国木材のような企業が進出してくれましたけれども、旭化成のような延岡を中心とした企業がほとんどであります。この配分について、県北の自治体で割りましょうという話が地元からは出るんですが、県としてはどのように話を聞いているのか伺いたいと思います。

○平部港湾課長 地元の負担が非常に大きいという話もございましてけれども、港湾を整備することによる地元への経済波及効果も非常に大きいものと考えております。

議員おっしゃるとおり、いろんな地域に関わるんじゃないかという御意見もありますけれども、この負担金は全国的に見ましても、細島港であれば日向市、油津港であれば日南市といった地元から負担をいただくという形になっております。

先ほど申し上げました経済波及効果も非常に大きいので、地元自治体の方には御理解いただきながら整備を進めていきたいと思っております。

○西村委員 課長のおっしゃるとおりなんですが、細島港だけを考えると、先ほど申し上げたとおり、6万人の市民で抱えられる港ではないのと、県全体の中でも重要港湾として全体的な活用をしていくという方向性は示されているので、今整備中のものもや今後の整備しなきゃいけない部分も含めて、1年でも5年でも早く整備が進めたところです。しかし、市の財政予算があまりないものですから、結果的に大型工事のスピードが上がらないという現実があります。何十年もやりながらも整備が進んでいないところも、地元の財政力と比例しているのでは

ないかと思っております。

地元経済に効果があるというところは、本当にもっともなんですけど、日向市に余りあるほどの恩恵があるのかなとも思います。

これは日向市に限らず、日南市も同じだと思います。そういった部分をせめて周辺や県のエリアで多少なりとも分けていく試算がないと、未来永劫安定して工事の進捗を進めていくというのは難しいのではないかと思います。部長も御存じのことだと思います。地元の同意を取られているということでもありますので、何とも言いようがないんですが、今、細島の港湾工事の進捗のスピードが鈍っている気がいたしますので一言申し上げさせていただきました。

○明利県土整備部長 今の件につきましては、以前より地元からそういう声が上がっているということで、何度か議論になったことがございます。もともと細島港は、延岡・日向の新産都市の関係で、地元負担がずっとなかったのですが、特例がなくなったことで地元負担が発生しております。そのときにもこういう議論になったのですが、結局港ができて船舶等が利用することで、市に入る税金等もかなりございまして、もし地元負担を案分するようなことになれば、市に入る利用料関係も案分していかないといけないのではないかというような議論もございまして。結局そのあたりを精査したところ、今のところは日向市のみでいきたいと思いますということで落ち着いていると私自身は理解しております。

今後、整備の進捗や社会状況でまたこのような議論になるかもしれませんが、現状としてはそういう状況でございます。

○西村委員 分かりました。

○外山委員 同じく議案第38号ですけども、

事業費の負担割合が公共急傾斜地崩壊事業で20分の1以上の10分の1以下と幅を持たせてありますが、何か意味があるのですか。

○小牧砂防課長 急傾斜地崩壊対策につきましては、どうしても受益者が限られているということで、市町村からの負担をいただいているところでございます。

このパーセントが違うのは、例えば斜面の規模が30メートル以上であれば安くなるとか、公共の施設があつたりとか、あと実際下のほうの災害関連であれば、そのとき起こった被害で家屋に被害があつたとか、そういうものによってパーセントがそれぞれ設定してありまして、ここでは20分の1以上、10分の1以下という表記になっております。

○前屋敷委員 技術企画課の373ページの労務及び建設資材単価の調査は毎年されるわけなんですけれども、工事の途中で単価の引上げであつたり、工事請負金額の変更が度々行われる際に労務単価の引上げも出てまいります。

確かに重要なことなので、それがきっちり労働者のところに届いているかというのを毎回お尋ねしてきたところなんです。毎年こういう調査をされる中で、きっちりそれがなされているか確認をすることはできると思うのですが、途中でそれが届いているかという調査は難しいということを言われてきました。こういう毎年行う労務単価の調査などにそれがきっちり反映されているかどうかという確認はいかがでしょうか。

○境技術企画課長 まず、労務費調査ですけども、これは公共工事の積算に用いる単価を設定するために、実際動いている工事の本当の賃金を調査しているものでございます。

この調査を踏まえ、次年度の単価を決定して

いるところをごさいます、その調査結果がこの9年連続の引上げという形でつながっているところをごさいます。

調査につきましては、抽出して行っており、全てのところでは行ってごさいませんけれど、この労務費調査の中で、ある程度実態は調査しているという状況をごさいます。

○前屋敷委員 そのこのところは、しっかり確認もしていただきたいと思います。

それと、先ほど御説明もいただきました、次のページの入札システムデジタル化推進事業ですが、これは確かに入札をスムーズにするという利点もかなりあります。一定の規模の企業、会社であれば、そういう技術的なものも含めて対応できるんだろうと思うんですけども、入札に関わる企業の全てでこれが対応できるかどうか。それに対する説明であるとか、何か手だてを取られるのでしょうか。

○境技術企画課長 今回の入札システムデジタル化推進事業は、入札の中でも総合評価の特別簡易型を対象にごさいます、全体の中の大体3割弱程度の件数を占めております。この対象になりますのが、例えば土木一式で申しますと、特AやAの業者、あとはとび・土工など、ある程度の業者になりまして、土木一式のBやCなど、ある程度小規模な業者には今回対象となりません。これまでも価格等については電子入札をしておりますので、今回対象となるのは、ある程度規模の大きい工事になると思います。

○前屋敷委員 今回のことで、全ての事業業者に対応するというものではないわけですね。段階的に進めていくということでしょうか。

○境技術企画課長 これまでも価格競争は電子入札対応となっております。総合評価のうち、

Bクラス、Cクラス等の小規模な会社が行います小規模な工事の総合評価につきましては、地域企業育成型という形でやっております、これもシステムで対応している状況をごさいます。残っている規模の大きい場所が今回こういう対応するというので、あとはWTOですとかプロポーザルといった非常に特殊な入札についてはまだ残りますが、おおむねシステム化されるということで考えております。

○坂本副委員長 一点お伺いします。

14ページの建設産業のスマート・デジタル化推進事業について、建設業界はほかのいろいろな業界に比べてICT化が進んでいると思っております、大変評価をしているところですけども、さらにこのデジタル化を進めていくという事業だと受け止めました。このデジタル化対策の費用は、これまで、それから今後、工事費の中にしっかり盛り込まれるのかを教えてください。

○境技術企画課長 ICT工事ですけども、これは国が施行しております、県もそれに準じてやっております。ICTをどういう形で施行したかによって、国の基準に基づいて費用を計上しているという状況をごさいます。

○坂本副委員長 今朝のニュースで、長崎県だったと思うんですけども、工事の途中検査の様子を、接触を避けるためにウェアラブルカメラを使い、担当者の方が直接現場まで行かなくても検査ができるということをされておりました。

機器の購入にはそれなりのお金が発生すると思うのですが、工事代金の内訳の中にデジタル対策の費用がちゃんと認められるのかという質問なのでありますけれども。

○**境技術企画課長** 現場を事務所等から確認する遠隔臨場という作業につきましては、働き方改革の推進ですとか、生産性向上の観点から非常に有効だということで、今検討を進めているところでございます。

その中で、費用につきましても、どういう形で業者さんに計上するか、国の基準も踏まえながら、早急に検討を進めていきたいと考えてございます。

○**坂本副委員長** 私が申し上げたかったのは、デジタル化を進めていくのはいいんですけれども、その費用が業者負担にならないように設計予算の中でしっかり見ていただきたいということです。

それと併せて、他県で建設業のICT化を積極的にマスコミを集めて公開したと報じられていましたので、本県でもやっていたらと思うんですけども、建設産業に新しい人材を呼び込むために大変有効と思ったものですから、ぜひそういった取組もお願いしたいと思っております。

○**武田委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**武田委員長** ないようでありますので、それでは、以上で、管理課、用地対策課、技術企画課の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時36分休憩

午前10時38分再開

○**武田委員長** 委員会を再開いたします。

それでは、道路建設課、道路保全課、高速道対策局の審査を行います。

議案に関する説明を求めます。

○**国府道路建設課長** 道路建設課であります。

当課の令和3年度当初予算について、御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の375ページをお開きください。

当課の当初予算額は160億7,760万4,000円です。

以下、主な事業について御説明いたします。

377ページをお開きください。

上から2つ目の(事項)直轄道路事業負担金21億4,279万3,000円です。

これは、国道10号や国道220号で行われている国の直轄道路事業に対する県の負担金です。

次に、表の一番下の(事項)公共道路新設改良事業費122億3,589万円です。

主な内容を御説明いたします。

まず、説明欄1、道路改築事業29億2,732万6,000円です。

次の378ページをお開きください。

この事業は、北方北郷線などの整備に要する経費です。

次に、2、社会資本整備総合交付金事業92億1,877万7,000円です。

これは、国道219号など県が管理しております国県道の整備に要する経費です。

最後に、一番下の(事項)県単特殊改良費14億1,540万円です。

これは、小川越野尾線など市町村が地域防災計画で避難路として指定した県道などにおいて、局部的な改良や待避所設置などに要する経費です。

○**有馬道路保全課長** 道路保全課です。

当課の令和3年度当初予算について、御説明

いたします。

お手元の歳出予算説明資料の379ページをお開きください。

当課の当初予算額は156億9,895万7,000円です。

以下、主なものを御説明します。

381ページをお開きください。

まず、中ほどの(事項)道路管理費1億2,475万円です。

これは、県が管理する道路管理に要する経費でありまして、道路台帳の修正やボランティア団体等が行う活動への支援などを行っております。

このうち改善事業「美しいみやぎの道」県民ボランティア支援事業870万7,000円についてですが、後ほど委員会資料で御説明します。

続きまして、382ページをお開きください。

上から2番目の(事項)地域総合メンテナンス事業費11億3,478万5,000円です。これは、道路の巡視、巡回パトロールや応急的な維持工事に要する経費です。

次に、その下の(事項)公共道路維持事業費64億9,507万8,000円です。これは、国の補助金や交付金を受けて行う交通安全施設の整備や橋梁・トンネルなどの点検・補修に要する経費です。

次に、その下の(事項)県単道路維持費28億3,348万6,000円です。これは、県が管理する道路の日常的な維持補修に要する経費です。

383ページを御覧ください。

一番上の(事項)県単舗装補修費26億2,170万円です。これは、ひび割れや、わだち

掘れなど、傷んだ道路舗装の部分的な舗装工事や打換工事を行う経費です。

次に、その下の(事項)沿道修景美化推進対策費8億6,201万4,000円です。これは、沿道の植栽の維持管理や除草などを行い、良好な道路環境の保全を行う経費です。

次に、一番下の(事項)県単橋梁維持費3億8,000万円です。これは、橋梁の点検結果に基づき、補修を行う経費でございます。

続きまして、恐れ入ります常任委員会資料の16ページをお開きください。

改善事業「美しいみやぎの道」県民ボランティア支援事業についてです。

まず、1の事業目的です。本事業は、県が管理する国道・県道において、官民協働による道路愛護活動を支援・推進することにより、美しい宮崎づくりに向けた気運の醸成や道路愛護意識の普及啓発を行うことを目的としております。

次に、2の事業の概要です。予算額は、870万7,000円です。事業期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間です。

事業内容についてです。まず、①のアダプトロード普及啓発事業につきましては、地域の企業や団体が道路の植栽帯などを自らデザインした上で植栽を行い、その後も引き続き管理をしていただくことで、官民協働による道路環境保全活動を推進するものです。

県の役割としましては、植栽帯等の整地やプランター、清掃用具等の支給を行うとともに、看板の設置により活動のPRを行うこととしております。

次に、②のクリーンロードみやぎ推進事業です。地域住民等が実施します道路美化

活動や草刈り活動につきまして、清掃用具等の支給や草刈り活動に対する報償金の交付により支援を行うものです。

③の道路愛護運動推進事業につきましては、道路愛護ふれあい月間等における啓発イベントの実施や道路愛護功績者に対する表彰を行うものでございます。

最後に、3の事業効果であります。地域の皆様がこれらの道路愛護活動に取り組んでいただくことで、より行き届いた道路の美化や維持管理ができるとともに、地域住民の連帯意識の高まり、さらには地域の活性化につながるものでございます。

○廣松高速道対策局長 高速道対策局であります。

当局の令和3年度当初予算について、御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の427ページをお開きください。

当局の当初予算額は、19億9,028万6,000円です。

429ページをお開きください。

以下、主なものを御説明します。

初めに、中ほどの(事項)高速道路網整備促進費3,525万6,000円です。

これは、高速道路網の早期実現に向けて用地国債を活用した先行取得分の用地特会への繰出金や建設促進大会の開催に必要な経費の負担、国等関係機関への要望活動などを行うものであります。

次に、その下の(事項)高速自動車国道等直轄事業負担金18億6,366万円です。

これは、東九州自動車道及び九州中央自動車道について、国が実施する直轄事業に要する費

用の一部を負担し、これらの整備促進を図るものでございます。

○国府道路建設課長 道路建設課であります。

委員会資料の26ページをお開きください。

議案第34号「県道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について」であります。

1の改正の趣旨であります。本条例は、県道を新設、又は改築する場合における道路の構造の一般的技術的基準について定めたものであり、道路構造令の一部改正に伴い、関係規定の改正について道路構造令の改定と同じ改定を行うものであります。

2の改正の概要であります。まず、(1)自転車通行空間の確保を推進するため、次のとおり改正します。①自転車を安全かつ円滑に通行させるため、新たに自転車通行帯の設置要件を規定します。また、②自転車道の設置要件として、設計速度60km/h以上であるものと要件を追加します。下のイメージ図のように、自転車通行帯は、車道の左端寄りに1.5メートル以上の通行空間を整備するもの、自転車道は、縁石等で車道と分離した2.0メートル以上の通行空間を整備するものであります。

次に、(2)自動運転の実用化に向けた支援としまして、自動運行補助施設として、磁気マーカ一等を交通安全施設の一つとして新たに規定するものです。

下のイメージ図のように、磁気マーカ等を道路の地中に埋設し、自動運転の車両の支援を行います。また、(3)歩行者利便増進道路について、新たに構造基準を規定します。

①歩行者の滞留スペースを確保する。②利便増進に係る施設の設置場所を確保する。③バリ

アフリー基準に適合する。これら3つの基準を新たに規定します。歩行者利便増進道路につきましては、にぎわいのある歩行者中心の道路空間を構築するため、歩行者が安心・快適に通行・滞留できる空間が整備され、占用を柔軟に認められる道路として、道路法において指定制度が創設されました。

下のイメージ図は、構造基準のイメージ図であり、まず歩行者利便増進道路として指定した区間において、①紫で囲んでいる部分のような歩行者が滞留できるスペースを確保します。

次に、確保した滞留スペースについて、歩行者の利便増進が図れるよう、②のようにオープンカフェやベンチなどを設置できる場所を確保します。また、歩行者利便増進道路として指定した歩道部分の構造は、バリアフリーの基準に適合する構造とします。バリアフリー基準の例としては、横断歩道接続部分の高さや歩道の勾配等の基準が定められております。

最後になりますが、3の施行期日は、令和3年4月1日としております。

○有馬道路保全課長 常任委員会資料の23ページをお開きください。

議案第23号「道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」についてであります。

1の改正の理由でございます。

道路に電柱などの工作物等を設置し、継続して道路を使用する場合、占用を行う者は道路管理者の占用許可を受けなければならない、道路管理者は、その占用物件ごとに条例で定められた額の占用料を徴収することができることとなっております。

今回の改正につきましては、国が令和2年4月に占用料の額の改定等を行ったこと、そして

前回単価改定を行いました平成30年4月以降の地価の変動などの社会経済情勢の変化を受けまして、占用料の額の改定等を行うものでございます。

次に、2の改正の内容でございます。

1点目は、占用料の額の改定であります。

占用料の額につきましては、昭和57年以降、九州各県とともに、九州各県の土地の価格等の平均値を基に算定した九州統一の単価を採用して改定しておりますが、この額の算定基礎となる最新の地価水準等が変動したことから、変動を反映した額に改定するものでございます。

2点目は、所在地区分の改正であります。

占用料は、各自治体の人口や固定資産税評価額等に基づき、1級地から5級地までの5つに区分された所在地区分ごとに額を設定しておりますが、県内市町村の一部について、国に合わせて改正を行うものでございます。

3点目は、道路法改正に伴う改正であります。

道路法に定める占用物件として、新たに自動運行補助施設が追加されたことから、この物件につきましても、九州統一の単価による道路占用料を新たに規定するものであります。

4点目は、督促手数料の額の改定であります。

督促手数料の額は、督促状の送付に要する費用を勘案し、定型郵便物の料金相当額で定めているところでございますが、消費税及び地方消費税の引上げに伴い、定形郵便物の料金が値上げされたことから、手数料の額も「82円」から「84円」に改めるものであります。

なお、改正の詳細につきましては、お手元の令和3年2月定例県議会提出議案（令和3年度当初分）の101ページから113ページにお示しをしております。

最後に、3の施行期日ではありますが、令和3年4月1日からの施行を予定しております。

○武田委員長 執行部の説明が終了しました。

質疑はありませんか。

○山下委員 委員会資料16ページ、道路保全課の改善事業の「美しいみやぎの道」県民ボランティア支援事業ですが、国県道の空間部分に植栽とか、プランターを置いて花を植えていこうとかいうことだろうと思います。実際これはずっと続いているだろうと思うのですが、私の地域には国道222号線があり、地域のボランティアの人が空き地辺りの植栽等をやっていたのですが、高齢化してきていて、年間を通して維持管理がうまくできていないようなところも見受けられます。改善事業でまたこれを継続してやるということですので、その辺の皆さん方の抱えている課題等がありましたら教えてください。

○有馬道路保全課長 県民ボランティア支援事業は、3つの事業ということで御説明しましたが、中心的な事業がクリーンロードみやぎ推進事業ということで、草刈りを行うことに対する報償金等のお支払いと、花植え活動等に対する花苗の提供や清掃用具を支給するもので、平成13年度からスタートした事業でございます。200団体近くが登録されており、地域に定着し、広がりを見せていると考えております。

ただ、委員がおっしゃいましたように、高齢化は課題として認識しておりますし、地域の方からもそういった声を聞いております。そういった声をお聞きして、どのようにやっていきたいか、また報償金の額の問題や、やっていただく延長範囲などは随時検討していきたいと考えております。

○山下委員 併せて検討してほしいことがあるのですが、昨年からコロナの影響で、様々な産業がかなりの影響を受けているのですが、建設産業の人たちは、さほど影響はないです。先ほど令和3年度の予算の説明がありましたが、今年度も国土強靱化まで入れた108%ぐらいの予算がありました。

建設産業の人たちと話をする中で、苦情とか、コロナの中での問題というのが全く聞こえてこない。話合いをしても、順調にいらいますよという話がほとんどでありまして、ほかの産業の人たちからしたら、羨ましい位置にあるだろうと思います。

建設産業は非常に景気もいい状況ですので、また新規で3年間やるのであれば、建設産業の地域貢献の取組を考慮してほしいのですが、いかがでしょうか。

○有馬道路保全課長 この県民ボランティア支援事業につきましては、例えば地域の住民やアダプトロード普及啓発事業であれば企業の方も登録されて、道路の愛護活動に携わっているケースもございます。

また、沿道修景美化では地域の方や造園業などの専門の方の支援も必要だということで、地域の方と一緒にしたワーキンググループにも積極的に参加していただいて、その地域の道路づくりをどうしていただくかということについても議論していただくなど、貢献していただいていると考えております。

引き続きいろいろな形で、地域の方ですとか、建設業といった、専門の方の知恵もお借りしながら、沿道修景に努めていきたいと考えています。

○山下委員 はっきりしてほしいと思います。

今、コロナ禍の中で皆さんダメージを受けていて、地域の中のコミュニケーションもなくなってきているます。人が集まるのが非常に厳しい状況ですから、末端の地域の中では、人と人とが集まるのが駄目だよということなのです。

そうなってくると、地域間のコミュニケーションの継続というのが非常に難しくなっていて、今までの地域のボランティア活動も今から課題になります。ですので、建設産業とうまく連携を取った中で地域貢献をやってほしいということ、それと先ほど条例もつくって沿道修景美化のことも言われました。

黒木博さんの時代から来ているんじゃないかなと思うのですが、何十年と国県道の沿道修景で植樹がされていますが、非常に邪魔になります。都城市でも何か所かそういう指定地域があって、周りが畑だったりするとその樹木が邪魔になって、機械の出入りとなどの危険率が非常に高くなっています。去年も都城土木事務所と現場を見に行ってもらったのですが、これも見直しをしていかないと、いつまでも剪定や管理に金を使っている。周りの歩道が通れないぐらいに樹木が茂っています。樹木というのは大きくなるものだから、だから10年とか20年で1回植え替えをすとか切り倒すとか、根本的なことをもう一回見直しして、新たな時代に合ったものに変えていかないと。

昔はそんなに農作業の機械も大型ではありませんでした。今は100馬力とか、10メートルを超すような長い牽引の作業車を入れたりしますから、時代が変わってきた中での安全・安心というのを沿道修景もひっくるめて見直しをすべきだろうと思うのですが、いかがでしょうか。

○有馬道路保全課長 まず最初のボランティアの件ですけれども、このボランティア事業は、地域の方の連帯意識の高まりですとか、地域活性化につながるということも非常に大きな目的としております。現在も花植え活動などに地域の方と一緒に建設産業の方も入ってやるという事例も非常に多くなっております。確かに、本年度はコロナで一緒に集まる機会はなかったんですけれども、また状況を見て、そういった取組を推進していきたいと考えております。

それと、2点目の沿道修景関係の樹木の件です。

委員おっしゃいましたように、昭和44年に美化条例ができて、沿道修景に積極的に取り組んでいます。課題として樹木の高木化、老木化があるということは認識しております。平成29年に基本計画をつくりまして、維持管理をどうしていくかという一定の方向性を定めたところで、その一つの取組としまして張り詰めた維持管理を行うこととしています。

その中で、大きくなった樹木の伐採をやっていこうと定めております。実際に都城市などでも、特に交差点部で木が高くなって見通しが悪く、交通安全に支障があるところの伐採を行った事例もございます。そういった交通安全等も配慮しながら、一方で地域の皆さんの意見も聞きながらこういった樹木をどうしていくか検討していきたいと考えております。

○山下委員 あなた方がやっていることは、根本的なことの改善がないものだから、ただ、枝を潰したりといった目先の邪魔になるところの伐採しかしていないんですよ。

そうじゃなくて、歩道があるのに使えない状況がありますから、もう一回抜本的に沿道修景

美化のデザインを変えるなり、何か思い切った対策を講じないといけないと思います。都城市だけの問題ではなくて、以前私たちが児湯郡辺りの10号線をパンパスガラスの街道などと言っていましたよね。秋になるとパンパスガラスが茂って、それも一つのときめきだったんですよ。

だから、大事に残すものもありますが、障害となっているところは大きく計画を変えていかないと、目先の改善だけでは駄目です。

ただ、樹木の枝を払ったりだけでは、何も基本的な解決にはならないので、今の時代に合う沿道修景の在り方を基本的に考え直していかないといけないと思いますので、ぜひ検討してください。

○西田県土整備部次長(道路・河川・港湾担当)

今の委員から御指摘がありました沿道修景の在り方でありませうけれど、先ほど担当課長が申し上げた平成29年につくった基本計画に基づきまして、守るべきは守る、除去すべきものは除去するという基本的な方向は定まっております。

私が小林土木の所長時代は、飯野駅付近の県道に木がはびこり過ぎまして、シニアカーも通行できない歩道がありました。

そういうことで、地元の方々と十分意見交換しながら、樹木や寄せ植えの伐採を行い、歩道を広くし、次の世代である高齢化時代に向けた歩道の新たな使い方を実際に行ってきております。そういった取組をより積極的に進めるべきかと思っておりますので、県下全域にしっかりと浸透させてまいります。

○前屋敷委員 道路建設課の378ページの道路建設受託事業費はどういう経費になるのですか。

○国府道路建設課長 この受託事業に要する経費でございますけれども、国道327号で永田工区という改良を行っているのですが、その中の橋梁に水道管と一緒に仮設する場合に重さに応じて設計に影響を与えるということで、市町村から負担金を頂くというものでございます。

○前屋敷委員 382ページの国の補助を受けて市町村が行う指導監督の経費という、市町村道路事業指導監督事務費について中身を説明してください。

○有馬道路保全課長 市町村事業に係ります交付申請の受理や審査から補助金等の額の確定に至るまでの事務を都道府県の法定受託事務として行っておりまして、それに係る費用になります。

○前屋敷委員 これは国の補助を受けた事業に限るといことになるのですか。

○有馬道路保全課長 国の補助事業が対象でございます。

○前屋敷委員 次の383ページの県単道路維持費の中の2番ですが、道路重要施設機能推進事業の中身も教えてください。

○有馬道路保全課長 道路の情報板で大きな電光掲示板などがございます。そういった情報板の維持・更新に係るもの、あるいは防護柵やトンネルの非常用設備等の点検、維持・更新に係る事業を対象としております。

○前屋敷委員 道路の重要施設というものの中身が分かりました。ありがとうございました。

○田口委員 高速道対策局ですが、高速道路網整備促進費は昨年の当初予算は912万8,000円ですけれども、今年度は3倍以上の予算3,525万6,000円になっているのですが、建設促進大会の数が物すごく増えるのか、経費がかかる大

会になるのか中身を教えてください。

○**廣松高速道対策局長** ちょっとお時間を頂いて回答します。

○**西村委員** 道路保全課に伺います。今、道路保全も含めてなのですが、道路を建設するときは、基本はアスファルトベースで設計をされて未来永劫的にアスファルトの舗装をやり変えていくというやり方だと思います。一方でコンクリート舗装の耐久性というのが非常に注目されており、以前に比べて騒音の問題などもクリアされてきているという話を聞いております。

新技術というわけではないんですが、そういった技術革新のものを導入していったって、いわゆる長寿命化に対応していくということも必要じゃないかと思うのですが、今度の予算におけるコンクリート舗装の導入状況を教えてくださいたいと思います。

○**有馬道路保全課長** 道路舗装につきましては、維持管理のしやすさやコストの面でアスファルト舗装が中心となっております。コンクリート舗装につきましては、例えばトンネルの中などは耐久性が非常に強いということから採用しております。

この道路の舗装につきましては、今度の国土強靱化の5か年の中でも対象ということで、舗装の老朽化対策が取り込まれております。その取組の一つとしまして、委員がおっしゃいますように、コンクリート舗装の導入ということも施策の一つとしてうたわれております。

県におきましては、来年度予算において、コンクリート舗装取組の具体的な箇所は選定しておりませんが、国のほうでは、例えば国道10号でもやっておりますので、そういった事例や全国の状況等を見ながら、コンクリート舗

装の耐久性を生かした老朽化対策としての導入ができるかどうかを検討していく必要があると考えております。まずは、試行的にどの箇所をやるかなどを検討していくのかなと考えております。

○**西村委員** 国のいろいろな検討、研究や消音化というのでも進んでいると思いますし、何よりも強いということが、非常にメリットだと思います。

そういった意味で、一ツ葉有料道路辺りをどんどんやり変えるなり。アスファルトは確かにふだん利用する道路には非常に向いている部分もあると思うのですが、交通量が多い道路で1車線を待っていると、またあその道路を工事していると非常にクレームが多いところもありますし、しょっちゅう掘り変えることで、継ぎはぎなアスファルト道路というのも多く見られます。そういった意味では、下の埋設物の影響もありますけれど、自動車専用道路にはどんどん活用していったらえればよいと思います。一ツ葉有料道路を例に挙げましたが、あそこは津波のときは、道路自体が防波堤のような役割をすることも考えられるので、いいかなと思った次第でありました。また、いろいろ御検討いただきたいと思います。

○**廣松高速道対策局長** 先ほどの田口委員の御質問に回答いたします。

高速道路網整備促進費が令和2年度と比較して2,600万円の増額となっておりますのは、公共用地取得事業特別会計への繰出金を計上していることが主な要因であります。これは、九州中央自動車道「五ヶ瀬高千穂道路」において、その早期整備を図るため、県が先行取得した用地を国が買い取りする際の償還金を特別会計へ

繰り出すことで、予算が増えているという状況でございます。

○田口委員 先ほどの説明では、建設促進費等という話だったものですから、そういう大会を4倍近くやるのかなと思ったものですから。そういうことなのですね、分かりました。

○日高委員 道路保全課の関係ですが、382ページの中ほどの道路の巡回業務は委託とか直営とか、例えば巡回をする範囲とか、そういった内容を教えてください。

○有馬道路保全課長 地域総合メンテナンス事業ということで、道路につきましては、毎日の巡視パトロールです。異常気象時のパトロール、応急手当を委託して行っております。巡視につきましては、交通量に応じまして、1週間に回る回数などを決めた上で、県が管理する全路線についてパトロールを行っております。

それと、緊急時等における道路巡回パトロール、応急時工事業務につきましては、例えば台風の後には路線をパトロールしてもらって、そこで異常があれば応急工事等を行っていただくということを委託して行っている事業になります。

○日高委員 11億円、全て一般財源ということですが、金額も去年と一緒にですが、予算として十分なのでしょうか。業務の内容として、もう少し幅を延ばしたいとか、これで何とか全県うまく予定どおりやれているのか。

それと、もう一点、この事業の効果ですが、巡回をして、こういうときにこういうことがあるからこれが必要なんだよと、何かそういうのがあったら教えていただきたいです。

○有馬道路保全課長 まず、巡回パトロールの巡視頻度ですが、先ほど御説明しましたように、

交通量に応じて回数を決めております。予算があれば毎日巡視するというのが道路管理上、ベストなんでしょうけれど、制約がある中での巡視ということで、例えば職員のパトロールと併用しながら行っているということでございます。

あと応急維持等につきましても、不足する分については道路維持事業と一緒にやっております。いずれにしろ、限られた予算の中で最大の効果が上がるような形で事業を進めていきたいと考えております。

○日高委員 もし、特別にこういうことがあるから、これは必要なのですよということがあったら教えてください。

○有馬道路保全課長 道路維持管理は管理瑕疵の防止が一番大きな課題となっております。毎回管理瑕疵の報告をさせていただいておりますけれども、これがゼロになるということを目指しております。今年度につきましても、合わせまして26件ほど御報告しております、毎年20件ぐらいつつ管理瑕疵が発生している状況でございます。

私どもとしては、これをゼロに持っていきたいと考えておまして、例えばこの事業の中で、気づいたところはすぐに穴を埋めるとか、落石があったら取り除く、上から木が垂れ下がっていたらそれを伐開するというような作業をやっており、これが管理瑕疵の減少にはつながっていると考えております。引き続き、効率的なパトロール等をこの事業の中で行い、管理瑕疵の減少に努めていきたいと考えております。

○日高委員 ここまで来ているのかというところで、時々遭うことがあります。ふだん人が通らないようなところもしっかり見てもらって

ますし、ある程度雇用の関係にも役立っているのかなというのがあります。

また、地域の見守りといったイメージからしても、こういったパトロールが来ると、みんな安心するというのもあると思いますので、この辺は今後ともしっかり頑張っていたきたいと思います。

○山下委員 議案第34号についてお聞かせください。

県道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例ですから、新たに自転車道を設けるという提案ですよ。今、一番分かりやすいところといえば、橋通りと思います。今、歩道を自転車が行き来しておりますが、新たに自転車道を別に定めるという理解でよろしいですか。

○国府道路建設課長 道路交通法に自転車専用通行帯というのがございまして、都会では自転車が非常に危ないというようなことがございまして、その整備が進んでおります。それが交通安全に非常に効果があるということで、道路構造上もそういうものを規定しまして、今後の新設道路でありますとか、既設の改良工事も進むようにということで、道路交通法が今回改正されたものでございます。

○山下委員 これは全国的に、モデルとして実際に取組をしているところはあるのですか。

○国府道路建設課長 これは構造令の中でも、自転車交通量が多い区間で実施するという事になっておりまして、国からは、日500台以上が大体目安と言われており、東京都では今後計画的にやっていくということです。

恐らくその目安でいきますと、宮崎県で取組をやるのであれば宮崎市や都城市、延岡市の中

心部で今後進めていくのかなと考えております。

○山下委員 説明を聞いていて、宮崎県のどこが対象になるのかなと。都城市を見たって、ほとんど自転車で往來をしている人はいません。

宮崎県で考えたら、宮崎市の橋通りぐらいだろうなという思いでこの図を見ました。実際この構図の基準のイメージとなったときに上り下りの大体の道路の幅、そして歩道からオープンカフェまで設けようとしたときに、今の橋通りの道路幅で可能なのでしょうか。

○国府道路建設課長 歩行者利便増進道路についても御質問いただきましたけれども、基本的には歩道の必要な幅を残した上で空間を造り、進めていくということになります。委員のおっしゃるとおり、宮崎市内でありまして大分限られてくるとは考えておりますけれども、そういうものが進められるように条例で規定するというのが今回の御提案でございます。

○山下委員 今、橋通りが何メートルあって、このモデル的な道路幅にしたときに、今の道路幅で足りるのかどうかを聞きたいです。あと片側2メートル広げないといけないとか、そういうことがあれば今度は建物から何から拡幅とかあるわけでしょう。そうじゃなくて、新しい道路だけにこれを対応していこうとしているのか、どういう判断なのかなと思うのです。

○国府道路建設課長 これにつきましては新設道路もですし、既設を配慮して自転車の通行帯を確保していくということも、両方に規制される基準でございます。

○山下委員 今の橋通りの幅では足りないのですか。

○国府道路建設課長 それぞれの道路管理者が

おりますので、今後そういう自転車専用の通行帯が必要であると判断された場合は、幅員等も調査し、計画をしていくものと考えております。

○山下委員 核心を答えませんね。我々は頭で描きたいので、実際こういうモデルでやろうとしたときに、一番分かりやすい橋通りでやろうとすると、今のあの道路の幅で足りるのか、まだあと2メートルぐらい広げないと足りないとかを聞きたいのです。だって条例まで変えようということだから、頭の中でそこ辺を描いて我々、県民に対して説明しないとイケません。

○国府道路建設課長 橋通りにつきましては、今の歩道が道路交通法で、自転車の専用通行帯と歩道を分けている状態でございますので、事業実施的には可能だと考えておりますけれど、あとは道路管理者がどういった計画をされるのかということだと思います。

○前屋敷委員 先ほどの道路のパトロールのことに関連して、県自らそういう瑕疵化を防ぐという意味でのパトロールをされるんですけど、住民の皆さん方から道路管理に関して各土木事務所に情報提供だとか要望だとか、そういったものはどの程度あって、どういう対応をされるのか聞かせてください。

○有馬道路保全課長 道路管理に係る住民からの意見ですとか要望の件数については、把握しておりませんが、毎日のように寄せられているというような状況かと思っております。寄せられた場合については、まずはすぐ現地を確認して必要な対応をするということで取り組んでおります。

また、地域の方からの連絡としましては、九州地方整備局のほうで昼夜問わず1年中、電話とか、そういったもので情報が寄せられる道の

相談室というシステムが構築されております。そこから県のほうにも連絡が来まして、夜中であっても、そういった連絡があれば対応するというので取り組んでおります。

ちなみに、その件数が平成26年度は400件ぐらい、今年度は1,200件ぐらいありますので、3倍ぐらいに増えているということで、かなり行き渡っているのかなと思っておりまして、この情報も道路管理につながっていると考えております。これからも住民からの意見、また御提案については、よりよい道づくりにしっかりと役立てていきたいと考えております。

○前屋敷委員 1,200件、ほとんど毎日そういう情報の提供といたしますか、住民の皆さんのパトロールに値するんじゃないかと思うのですが、住民の皆さんがフォローしてくださるといような受け止めもしていただいて、十分対応をしていただきたいと思います。

以上、要望です。

○武田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、以上で、道路建設課、道路保全課、高速道対策局の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時31分休憩

午前11時33分再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。

それでは、河川課、砂防課、港湾課の審査を行います。

議案に関する説明を求めます。

○小倉河川課長 河川課であります。

当課の令和3年度当初予算について、御説明

いたします。

お手元の歳出予算説明資料の385ページをお開きください。

当課の当初予算額は、185億3,854万9,000円です。

以下、主なものを御説明いたします。

387ページをお開きください。

初めに、一番下の(事項)ダム施設整備事業費3億9,690万円です。

次に、388ページをお開きください。

これは、ダム管理施設の改良や更新を行い、機能の向上を図るものであります。

次の(事項)公共河川事業費40億4,700万円です。これは、国の補助により実施する河川改修などに要する経費ですが、説明欄に記載しております1から7までの事業により、堤防の整備や河道掘削、宅地のかさ上げなどを実施し、浸水被害の防止・軽減などの防災対策を進めるとともに、津波により家屋等の浸水被害が想定される区域におきまして、堤防のかさ上げや樋門の自動閉鎖化などの対策を進めていくものであります。

次に、389ページをお開きください。

上から2番目の(事項)県単河川改良費18億8,314万7,000円です。これは、国の補助事業とならない小規模な河川改修や堆積土砂の除去などを実施するものであります。

次に、390ページをお開きください。

上から4番目の(事項)直轄河川工事負担金6億8,581万1,000円です。これは、国が実施する大淀川などの直轄区間の河川改修や岩瀬ダム再生事業に対する県の負担金です。

次に、392ページをお開きください。

一番下の(事項)公共土木災害復旧費82億3,400万円です。これは、道路や河川などの公共土木施設が被災した場合の復旧に要する経費です。

○小牧砂防課長 砂防課です。

当課の令和3年度当初予算について、御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料395ページをお開きください。

当課の当初予算額は、57億1,739万7,000円です。

以下、主なものを御説明いたします。

397ページをお開きください。

まず、一番下の(事項)公共砂防事業費28億3,403万7,000円です。これは、土石流のおそれがある溪流での砂防堰堤などの整備や地滑り箇所での対策工事を行う事業です。

398ページをお開きください。

一番上の(事項)公共急傾斜地崩壊対策費20億3,016万6,000円です。これは、急傾斜地の崩壊のおそれがある箇所での擁壁工・のり面工等の整備を行う事業です。

次に、一つ飛びまして、(事項)県単公共砂防事業費2億760万円です。これは、国庫補助事業の対象とならない小規模な砂防工事を行う事業です。

一番下の(事項)県単公共急傾斜地崩壊対策事業費3億1,245万7,000円です。内訳は次のページに載せておりますが、これは、既存の急傾斜地施設の維持修繕などを行う工事や市町村が実施する急傾斜地工事に対する補助金です。

399ページを御覧ください。

一番上の(事項)直轄砂防工事負担金2億2,392万円であります。これは、霧島火山群からの土砂流出による被害を防止するために、国が実施する直轄砂防事業に対する負担金であります。

最後に、土砂災害防止啓発推進事業費185万7,000円であります。これは、土砂災害に関する防災知識の普及・啓発活動などに要する費用であります。

予算につきましては、以上であります。

続きまして、委員会資料17ページを御覧ください。

椎葉村鹿野遊谷川の特定緊急砂防事業について御説明いたします。

1の事業の目的・背景ですが、令和2年9月の台風10号により、椎葉村鹿野遊地区で発生した土砂災害の復旧について、令和2年度の災害関連砂防事業で設置する砂防堰堤と併せ、国の補助事業である特定緊急砂防事業により、斜面对策工事を実施し、今後の災害発生を防止するものであります。

次に、2の事業の概要ですが、(1)の予算額、全体事業費9億6,000万円のうち、令和3年度は2億円を計上しております。

(2)の事業期間は、令和3年度からおおむね3か年を予定しております。

(3)の事業内容は、斜面に鉄筋枠を設置した後、コンクリートを吹きつける吹付法枠工事と斜面に鉄筋を打ち込み補強する鉄筋挿入工事を実施します。

3の事業の効果ですが、今後の降雨による斜面崩壊を防止し、土砂災害から地域住民の生命、財産と緊急輸送道路である国道265号を守り、地域の安全・安心を確保するものであります。

続きまして、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況について説明いたします。

お手元の資料、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況の10ページをお開きください。

⑨の土砂災害危険箇所の整備状況について、県民の安全で安心な生活を守るため、引き続き国に対して必要な予算措置を講じるように要求し、土砂災害危険箇所のさらなる整備に努めることについてであります。

本県は、地形が急峻な上に地質が脆弱であり、台風や梅雨前線等、豪雨のたびに土砂災害が発生していることから、県民の生命、財産を守るために、危険箇所の整備が大変重要であると考えております。

県では、県民の安全で安心な生活を守るため、通常予算に加え、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の予算により、集中的に事業を実施してきたところであります。

また、令和2年12月に閣議決定された防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の初年度分が令和2年度第3次補正予算に計上され、本県におきましても今議会で補正予算が採決されたところであります。引き続き、必要な予算を確保し、積極的に土砂災害危険箇所の整備を進めることとしております。

今後とも、国や市町村など関係機関と連携を図りながら、ハード・ソフト一体となって、「いのち」と「くらし」を守る土砂災害対策に全力で取り組んでまいります。

○平部港湾課長 港湾課であります。

当課の令和3年度当初予算について、御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の401ページをお

開きください。

当該の当初予算額は、一般会計48億4,274万円、港湾整備事業特別会計13億1,294万1,000円、一般会計と港湾整備事業特別会計を合わせまして、61億5,568万1,000円であります。

以下、主なものを御説明いたします。

403ページをお開きください。

まず、一般会計であります。

下から二番目の(事項)空港整備直轄事業負担金2億2,200万円であります。これは、宮崎空港の高潮対策等の整備に係る直轄事業に対する負担金であります。

次に、404ページをお開きください。

一番上の(事項)公共海岸保全港湾事業費2億3,625万円であります。これは、津波対策として防潮堤などの海岸保全施設の整備などを行う経費であります。

次に、一番下の(事項)港営費3億4,639万7,000円であります。これは、県内港湾施設の管理運営やポートセールス活動等に要する経費であります。

次に、405ページを御覧ください。

一番上の(事項)港湾維持管理費6億7,667万7,000円あります。これは、岸壁や臨港道路等の港湾施設の維持補修に要する経費であります。

次に、中ほどの(事項)特別会計繰出金3億2,008万9,000円あります。これは、後ほど説明いたします港湾整備事業特別会計の事業費として一般会計から繰り出すものであります。

次に、下から2番目の(事項)港湾調査費1億5,387万円あります。これは、航行安全のための深淺測量や港湾に関する調査等を行うための経費であります。

次に、406ページをお開きください。

一番上の(事項)直轄港湾事業負担金7億3,643万6,000円あります。これは、細島港及び宮崎港の防波堤等の整備に係る直轄事業に対する負担金であります。

次に、下から2番目の(事項)公共港湾建設事業費9億2,735万3,000円あります。これは、国庫補助及び交付金事業により、県内港湾の防波堤や岸壁などの整備を行うための経費であります。

次に、407ページを御覧ください。

一番上の(事項)港湾災害復旧費7億4,741万円あります。これは、公共港湾施設が被災した場合の復旧に要する経費であります。

一般会計につきましては、以上であります。

次に、408ページをお開きください。

港湾整備事業特別会計について、主なものを御説明いたします。

まず、一番上の(事項)細島港管理運営費2億4,049万6,000円あります。これは、細島港の荷役機械、引船等の管理運営に要する経費であります。

次に、一番下の(事項)宮崎港管理運営費2億5,291万3,000円あります。これは、宮崎港のフェリーターミナルビルやマリーナ等の管理運営に要する経費であります。

次に、409ページを御覧ください。

一番上の(事項)油津港管理運営費3,673万1,000円あります。これは、油津港の荷役機械等の管理運営に要する経費であります。

次に、中ほどの(事項)宮崎港整備事業費5億3,700万円あります。

説明欄の1、ふ頭整備事業につきましては、後ほど委員会資料で御説明をいたします。

次に、下から4番目の公債費2億4,008万9,000円であります。これは、荷役機械や上屋等の港湾機能施設の整備に要した起債の元利償還に要する経費であります。

港湾整備事業特別会計につきましては、以上であります。

次に、委員会資料の18ページをお開きください。

宮崎港ふ頭整備事業について、御説明いたします。

1の事業の目的・背景であります。

宮崎港におきましては、令和4年5月、宮崎神戸航路に新船就航が予定されているカーフェリーが大型化されることにより、左下写真に示しておりますように、トラックが上層階の乗降口へ直接乗り降りするためのサイドスロープを設置するものであります。

2の事業の概要であります。

予算額は5億3,700万円であり、事業期間が令和2年度から令和3年度までのサイドスロープの設置工事になります。表に示しておりますように、今年度の11月議会にて承認いただきました令和2年度予算の3億5,800万円と合わせ、合計が8億9,500万円となります。

なお、工期が年度をまたがったことから、11月議会で債務負担行為を承認いただき、先日の常任委員会で御説明いたしました可動橋新設工事の請負契約7億円余と、今後発注いたしますコンクリート擁壁部分の工事と合わせて、総額が8億9,500万円となるものであります。

3の事業の効果であります。

出港直前に集中する農産物等を運ぶトラックを短時間でより多く積み込むことが可能となることから、荷役作業の効率化が図られ、大都市

圏へ農産物等が安定して供給され、本県経済の持続的な発展につながるものと考えております。

4の整備スケジュールであります。

赤で示しておりますのが可動橋の設置工事になり、補正の常任委員会で御説明しました工事請負契約のものになります。

青で示しておりますのがスロープの設置工事になり、今月中の工事発注を予定しております。

両工事とも、供用中の埠頭内の工事でありますので、事故等のないよう安全に配慮し、新船1隻目が就航するまでの完成を目指してまいります。

○小倉河川課長 河川課であります。

続きまして、議案第39号「河川法第4条第1項の一級河川の指定に係る知事の意見について」御説明いたします。

議案書では203ページになりますが、商工建設常任委員会資料で説明させていただきます。

常任委員会資料の29ページをお開きください。

国土交通大臣から意見を求められました一級河川の指定について、知事が同意するに当たり、河川法第4条第4項の規定により、議会の議決を経る必要がありますことから、今回議案として提案させていただいております。

まず、1の指定の内容についてであります。

今回、一級河川に指定される予定の河川は、一級河川五ヶ瀬川水系の1次支川の祝子川に注ぐ、2次支川森木谷川及び大野川の2河川でございます。

延長及び区間につきましては、資料に記載のとおりであります。

次に、2の指定に同意する理由についてであ

ります。

祝子川流域におきましては、平成5年、9年、17年と、度々甚大な浸水被害が発生しましたことから、県では、平成17年度から祝子川の河川改修事業を実施しておりまして、令和3年度からはその支川であります森木谷川及び大野川の築堤工事に着手する予定であります。

森木谷川及び大野川は、現在、延岡市が管理しております普通河川でありまして、県が築堤工事を実施するためには一級河川に指定される必要がありますので、今回の指定に同意するものであります。

次に、3の今後の予定についてであります。

今回の指定に同意することにつきまして、議会の議決をいただいた後、指定に同意する旨の意見書を国土交通大臣に提出することとしております。

国におきましては、今年の6月頃をめどに開催されます社会資本整備審議会河川分科会におきまして審議された後、7月頃をめどに一級河川の指定に係る官報告示がなされる見込みであり、これをもって正式に一級河川に指定されることとなります。

県としましては、今回、両河川が一級河川に指定され、祝子川本川と一体的に河川工事を実施することで、流域の浸水被害の軽減が図られ、住民の安全・安心につながるものと考えております。

○武田委員長 暫時休憩いたします。

午前11時31分休憩

午前11時33分再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。

質疑に関しましては13時10分から行いますの

で、よろしく願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前11時54分休憩

午後1時7分再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。それでは、午前中の説明に関する質疑はありませんか。

○西村委員 17ページの砂防課の鹿野遊地区の工事は、非常に早期に対応していただいて、本当にありがたい事業だと思っておりますが、言い方は悪いですが、こういった工事も壊れないとなかなか工事に結びつかない部分があると思います。この崩れた周辺を緊急的に調査する予算はあるのですか。

○小牧砂防課長 今回この鹿野遊地区で実施しているものは災害関連事業で、災害が発生したのに対して一定の改良を行うという工事です。

しかし、砂防、急傾斜は県内に非常に多くございまして、それを順次実施しているところでございますが、予算的な話もあります。そういうことで、砂防課としましては、実際どういう危険箇所があるかという基礎調査を順次進め、危険な箇所をイエロー箇所、レッド箇所と指定することによって、まずは避難していただくというソフト事業を展開しているところです。

実際土石流が発生しそうな箇所、その下流に重要な施設がある箇所といった通常壊れないところの砂防も工事をやっておりますので、一概に災害がなければ実施できないということではございません。危険な箇所を把握できれば、順次整備していきたいと考えております。

○西村委員 よく分かりました。以前から、こ

の急傾斜地の近くに住民たちからは5戸未満しかなくて、なかなか対策が難しいという話を聞いたところですが、国土強靱化の部分や囲い入れが大分進捗し、工事に入ってもらうことが増えてきて、非常に住民の安心につながっているところでもあります。

また、引き続きその対策をお願いしたいところですが、5戸以上、10戸以上でも、まだ対策工事が終わっていないところは大体何%ぐらいあるのでしょうか。

○小牧砂防課長 現時点で危険個所に対しては、まだ3割程度しか実施できていない状況でございます。

○田口委員 まず、1点目はお礼です。

議案第39号で祝子川の一級河川に指定をしていただきまして、いろいろと河川改修をしていただくということです。平成17年度の水害のときは、私の周りの地区は500世帯近くが水につきまして、私自身の家も床上70センチの浸水でした。おかげで排水ポンプがつきまして、その後も多分2回か3回ぐらいは相当上がるんじゃないかということでしたが事前にそれで収まりました。今、非常に安全性は高くなってきておりますし、河川の改修も進んでおりますこと、まずここでお礼を申し上げたいと思っております。ありがとうございました。

質問は、港湾課の403ページの空港整備直轄事業負担金2億2,200万円ですが、先ほど宮崎空港の高潮対策だという説明がございましたが、具体的にはどういう対策を空港にされるのですか。

○大浦空港・ポートセールス対策監 空港の直轄事業に関しましては、高潮対策として、高潮による*浸水等が速やかに防げるように排水溝

が計画されております。それに対して県が直轄負担金として支出するということで予算を計上しております。

○田口委員 ということは、高潮で空港がつかからないようにということではなくて、つかれることを想定して、早く水がはけるようにその工事をしているということですか。

○大浦空港・ポートセールス対策監 つかった場合に早くはけるようにということです。それから、護岸工も整備されると伺っております。ただ、金額が高いのは排水溝だと伺っております。

○田口委員 ちなみに、高潮はどれぐらいまで上がることを想定しているんですか。

○大浦空港・ポートセールス対策監 把握しておりません。

○外山委員 同じく議案第39号ですけれども、現在、管理が延岡市ですが、一級河川になるということは、管理が国の直轄になるということですか。

○小倉河川課長 河川管理者は県になります。事業も県が祝子川の改修等と一体的に行う必要があるということで、今回一級指定するものがあります。

○外山委員 つまり、一級にすることによって県ができるということですね。

○小倉河川課長 はい。委員がおっしゃるとおり、一級になることによって県で工事ができるということです。

○外山委員 分かりました。そういう意味で一級河川に指定される必要があるためと書かれているわけですね。

あともう一点よろしいですか。河川ですが、

※85ページに訂正発言あり

昨年まではしゅんせつ等が多かったのですけれども、今年度は河川改修が多いです。河川改修には、川床のしゅんせつ等が多く含まれているのでしょうか。

○小倉河川課長 今年度は補正で国土強靱化の予算がついておりますけれども、メインの工事となるのは、樹木伐採、河川のしゅんせつ工事になります。来年度の予算につきましても、その辺りがメインとなってまいります。

○武田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、以上で、河川課、砂防課、港湾課の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時15分休憩

午後1時18分再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。

それでは、都市計画課、建築住宅課、営繕課の審査を行います。

議案に関する説明を求めます。

○横山都市計画課長 都市計画課であります。

当課の令和3年度当初予算について、御説明をいたします。

お手元の歳出予算説明資料411ページ、都市計画課をお開きください。

当課の当初予算額は、31億6,076万3,000円です。

以下、主なものを御説明いたします。

413ページをお開きください。

一番下の(事項)住みよいふるさと広告景観づくり事業費4,933万2,000円です。

これは、良好な景観づくりを推進するため、屋外広告物が適正に表示されるよう、屋外広告

物監視員がパトロールを行い、監視・指導するためなどの経費であります。

次に、414ページをお開きください。

一番上の(事項)美しい宮崎づくり推進事業費1,205万9,000円です。

説明欄にあります改善事業、美しい宮崎づくりステップアップ事業につきましては、後ほど常任委員会資料にて、美しい宮崎づくり推進室長より御説明をいたします。

次に、一番下の(事項)公共街路事業費17億9,531万円です。これは、都市における安全で円滑な交通の確保や、良好な市街地の形成を図るため、街路の整備を行う経費です。

次に、415ページを御覧ください。

一番上の(事項)公共都市公園事業費3億425万5,000円です。これは、快適に利用できる都市公園を目指し、老朽化した公園施設の更新などを行うための経費です。

次の(事項)県単都市公園整備事業費3億6,260万円ですが、説明欄にあります2のひなた宮崎県総合運動公園無線放送設備津波対策事業につきましては、既存の無線放送設備が津波浸水想定区域にあることから、現在実施中の津波避難施設の整備に併せまして、津波時に安全な高い場所に無線放送設備の移設等を行うための経費です。

○梅下美しい宮崎づくり推進室長 委員会資料19ページをお開きください。

改善事業の美しい宮崎づくりステップアップ事業を御説明いたします。

まず、1、事業の目的・背景としまして、美しい宮崎づくりの輪を全県に広げるため、県民や事業者が主役となって行う景観形成活動への

支援を行うとともに、県内に点在する景観資源の連携を図ることで、魅力的な体験や交流を創出するガーデンツーリズムの推進を目的としております。

次に、2、事業の概要です。予算額は1,205万9,000円で、事業期間は令和3年度から令和5年度までの3年間を予定しております。

事業内容としましては、①から④まで4つ掲げております。

まず、①として、美しい宮崎づくり活動団体が行う景観形成活動に対し、市町村とともに、経費の一部を補助する取組を引き続き実施いたします。

下の事業内容のイメージを御覧ください。

写真①は、宮崎市高千穂通りで行われた植栽イベントを支援した事例であります。

戻っていただきまして、②として、景観啓発事業や専門家の派遣・研修会等について、引き続き実施いたします。写真②は、サイドスロープ整備に向け、色彩専門家と現地調査した事例であります。

戻っていただきまして、③は新たな取り組みとなります。平和台公園やボタニックガーデンなど、宮崎市内の11の公園や庭園から構成される宮崎花旅365というガーデンツーリズムの取組がございます。この取組を県内各地に広げるため、候補となり得る施設同士の連携支援に取り組めます。具体的には、写真③のような、公園や庭園のガーデナー、いわゆる庭師さんの現地勉強会などを開催し、人材交流や技術研さんの場を提供してまいります。

戻っていただきまして、④として、情報発信と講演会等の開催を引き続き実施したいと考えており、写真④は、今年度の美しい宮崎づくり

のつどいの開催事例であります。

最後に、3、事業の効果としまして、美しい宮崎づくりの担い手である市町村、県民、事業者それぞれの活動が活発化するとともに、担い手間の連携が深まることで、魅力あふれる、選ばれる地域づくりが促進されるものと考えております。

○金子建築住宅課長 建築住宅課であります。

当課の令和3年度当初予算について、御説明いたします。

歳出予算説明資料の417ページをお開きください。

当初予算額は、23億999万2,000円であります。

以下、主な事業について御説明いたします。

419ページをお開きください。

一番下の(事項)建築確認指導費2,573万1,000円であります。これは、建築物の建築確認、許可及び検査等に要する経費であります。

420ページをお開きください。

一番上の(事項)建築物防災対策費4,831万7,000円であります。これは、地震や崖崩れ等による建築物の被災を未然に防止するための対策等に要する経費であります。

説明欄2及び3の改善事業につきましては、後ほど委員会資料で御説明いたします。

421ページを御覧ください。

一番上の(事項)県営住宅管理費12億7,880万2,000円であります。これは、県内に約8,800戸あります県営住宅の管理に要する経費で、入退去管理や建物の維持管理・修繕に要する経費などであります。

次に、その下の(事項)公共県営住宅建設事業費7億330万円であります。これは、県営住宅の整備に要する経費で、日向市の古城ヶ鼻団

地ほか1団地の建て替えを進めるとともに、既存の団地の外壁改修やバリアフリー化などを行うものであります。

予算関係につきましては、以上であります。

続きまして、委員会資料の20ページをお開きください。

改善事業、被災建築物・宅地応急危険度判定体制強化事業について御説明いたします。

1の事業の目的・背景であります。大地震により被災した建築物・宅地の余震等による倒壊や崩壊の危険性を速やかに判定し、情報提供するための体制を確保するものであります。

次に、2の事業の概要であります。

予算額は240万円で、事業期間は令和3年度から5年度までの3年間です。

事業内容としましては、まず①の被災建築物・宅地応急危険度判定士の養成ですが、大地震発生時には多くの判定士を必要とすることから、引き続き講習会等を開催し、判定士の登録を行うものであります。

資料には記載しておりませんが、建築物は判定士の目標1,000名に対し昨年度末907名、宅地は民間判定士の目標100名に対し80名といった登録状況となっております。目標数の確保に向けて、継続して取組を進めてまいります。

次に、②の判定体制の拡充ですが、判定に必要な資機材の備蓄を引き続き進めるとともに、初動体制の強化として、行政・民間の判定士が連携して初動体制を検討し、発災時に通信手段が利用できない場合であっても判定活動に入れるよう体制を強化するものであります。

最後に、3の事業の効果であります。被災建築物・宅地応急危険度判定の実施体制を安定

的に確保することにより、大地震後の被災建築物・宅地の二次災害を軽減・防止し、県民の安全の確保が図られるものと考えております。

次に、委員会資料の21ページをお開きください。

改善事業、木造建築物等地震対策加速化支援事業について、御説明いたします。

1の事業の目的・背景であります。南海トラフ地震の発生が懸念される中、本県の住宅の耐震化率は目標に対して低く、さらなる取組が必要となっております。

本事業は、旧耐震基準で建築された木造住宅の所有者等に対して、耐震対策の支援を行うことにより、大規模地震発生時における人的被害の軽減を図るものであります。

2の事業の概要であります。予算額は3,985万5,000円で、これまで以上に積極的に耐震化を進めていくため、昨年度から約2,000万円の増額としております。

事業期間は、令和3年度から5年度の3年間としております。

事業内容としましては、引き続き、アの市町村への補助と、イの講習会を行うものであり、アンダーラインを引いている部分が今回の改善点となります。

下の方に事業の流れを図で表しておりますので、併せて御覧ください。

まず、①の住宅所有者に対するダイレクトメール送付ですが、所有者が積極的に診断や工事を行っていただけるよう市町村が所有者に直接働きかけるダイレクトメール等に要する費用の一部を補助するものであります。

次に、③の耐震診断としましては、耐震診断を行う事業者の新規の参入を促すため、補助の

上限額を増額しております。

④のローコスト工法アドバイザー派遣であります。但し、工事費が高額で所有者が負担し切れなことが改修工事の進まない要因となっておりますので、ローコスト工法をアドバイスする専門家を派遣し、工事費の低減を図ることとしております。

⑤の危険なブロック塀の除却・復旧支援では、国の補助制度に併せて除却後のフェンス設置など復旧費用を対象に加え、利用者にとって使いやすくしております。

最後に、3の事業の効果であります。建築物の耐震性を確保し、危険なブロック塀を除却することにより、大規模地震発生時の人的被害などを防止し、多くの県民の生命や財産の保護が図られるものと考えております。

○巢山営繕課長 営繕課であります。

当課の令和3年度当初予算について、御説明します。

歳出予算説明資料の423ページをお開きください。

当課の当初予算額は、2億5,373万1,000円あります。

以下、主なものを御説明いたします。

425ページをお開きください。

一番下の(事項)営繕管理費1,288万円あります。これは、主に営繕工事に係る設計書の作成や工事監理などの業務に関する事務経費でございます。

○梅下美しい宮崎づくり推進室長 美しい宮崎づくり推進室であります。

委員会資料24ページをお開きください。

議案第24号「都市公園条例の一部を改正する条例」について、御説明いたします。

まず、1、改正の理由であります。

都市公園に公園施設以外の工作物、その他の物件又は施設を設けて都市公園を占有しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた者は、都市公園条例第10条で定める使用料を納付していただくこととなります。

この占有許可による使用料につきましては、道路占用料に準じて設定しておりますことから、先ほど説明のありました議案第23号、道路占用料徴収条例の一部改正に伴いまして、都市公園の占有許可による使用料の額の改定を行うものであります。

次に、2、改正の内容であります。

使用料の納付を定めた条例第10条に関する別表第1の一部を改定するものであります。

改定例としまして、第1種電柱の場合、県が管理します都市公園は、宮崎市と西都市にありますので、それぞれ表の一番右列にある金額に改定となります。

今回改定の対象は、米印のとおり、電柱のほかには電話柱や電線類、ガス会社などの地下埋設物、工事用看板などの仮設工作物となります。全部で45件の改定一覧表につきましては、議案書を後ほど御覧いただければと思います。

最後に、3、施行期日は、令和3年4月1日としております。

○金子建築住宅課長 建築住宅課でございます。

委員会資料の22ページをお開きください。

議案第22号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」について、御説明いたします。

1の改正の理由であります。建築物のエネ

ルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正により、条例において引用する法の規定に条項ずれが生じたため、所要の改正を行うものであります。

次に、2の改正の内容であります。

法の規定の条項ずれに伴いまして、それらを引用する条例の規定について、(1)及び(2)のとおり改正するものでありまして、(1)の第3条第1項では3か所、(2)の別表第2では6か所となっております。

最後に、3の施行期日につきましては、令和3年4月1日としております。

○武田委員長 執行部の説明が終了しました。

質疑はありませんか。

○山下委員 都市計画課の413ページの広告景観の事業は監視員がいて、新たな広告に対しての使用料を徴収されると思います。公共的なものと企業の皆さん方の広告というのがあると思うのですが、規定というのはいかにどのように決められるのですか。

○梅下美しい宮崎づくり推進室長 この屋外広告物に関しましては、県の屋外広告物条例を定めてございまして、風致の維持、公衆の危害防止や良好な景観形成に資するために規制を行っております。

広告物の中には公共的な目的の公共広告物と、あとは民間の方が掲出されるものがございまして、許認可が生じてまいります。

県内は規制地域と禁止区域の大きく2つに分かれてございまして、一番規制が厳しいのは第1種禁止区域と言いまして、自然公園の中などになります。一番規制が緩いものでいきますと、規制区域の第3種となりまして、例えば町なかの商業区域になります。

そういった中で、一定の面積以上につきましては、基本的に届出をしていただきます。公共に関しては、届出をして許可不要になる場合もございまして、その広告物の大きさなどを審査の中で判断させていただきます。

○山下委員 手数料はどれくらいあるのですか。

○梅下美しい宮崎づくり推進室長 収入額としまして約3,500万円程度見込んでございます。

○山下委員 県内全体で3,500万円の広告料が入るといことですね。

○梅下美しい宮崎づくり推進室長 県に入りますのがその額でございまして、あと県内には宮崎市が独自に広告物の条例を持っておりますので、宮崎市を除く分が先ほど申しました3,500万円程度ということでございます。

○山下委員 以前、口蹄疫が出たときに、農業青年の人たちが地域おこしの中で、道路端のところに口蹄疫に負けない元気な地域づくりなどと書いたロールを出したのですよ。そうしたら監視員の人から、これが広告になると指摘を受けて広告料の請求が来ました。

これはおかしいだろうと。今、コロナ禍でそういう地域おこしの組織の人たちがコロナに負けないなどという、みんなが元気になれるような看板を出したときに、それも広告対象になるのでしょうか。

○梅下美しい宮崎づくり推進室長 屋外広告物の定義としまして、「常時又は一定の期間継続して」、次に、「屋外で」、3つ目に、「公衆に表示されるものであって」、「看板、立看板、はり紙、はり札、広告塔」等々に該当するものがございまして。

今回委員のおっしゃったのは、ロール状のもの

のに、頑張れ宮崎などと文字を掲示するというイメージだと思っていますが、それについても、今申し上げた定義でいけば広告に該当すると思われま。ただ、これは公共的じゃないのかという御判断もございませので、その辺りは土木事務所のほうで判断していくことになると思ひます。例えば祭事事項といったものについては許可が不要になるようなこともございませので、そういったものを見極めながら判断していくことになると思ひております。

○山下委員 そこをしっかりと監視しとかないと、皆さん地域のためにやろうと思ひたことが違反だと言われてショックを受けるのです。違反という言葉の重みなのです。

元気な宮崎づくりとか、地域の連携というのをしっかりとやっていこうとか、そういうものが一番大事なことです。それに対して水を差すようなことがあってはいけなと思ひのです。

ルールだって、ずっとそこに置いておくわけではなく、1年以内には牛の餌として全部食わしていくわけです。だから、そこまでクレームをつけるようなこの広告の条例というのが私はおかしいなと思ひて、そのとき申し入れをしましたが、そのときもスムーズにはいけなのです。これは広告だとか、国道から何メートル以内にあるから、その定義づけの中で広告料をもらいますとか意味不明なことだけで議論してひて。これは地域おこしであり、何も利益のな農協の青年部の人たちが自らボランティアでやってくれてひるのに、それを違反行為だとかいうことを、しっかりと見直しをしていただひて、積極的な応援をするような形でやっていけなと。

例えば、広告収入があるんだしたら、逆にこ

ういうことは皆さん協力して作ってくださひとか、そういったことでやってひいいのかなと。その辺の問題整理をしていけなといけなと思ひます。

○梅下美しい宮崎づくり推進室長 広告物は景観に対して非常にインパクトが大きいものだと考えてひます。道路でひきますと、例えば交差点付近に大きい奇抜なものが掲出されまると、そちらに注意が向ひてしまひて交通安全上に支障が生じるとひうことで、禁止地域や禁止物件を定めてござひます。

そういう中で、適用除外については、ある程度柔軟にできるのではないかとおっしやっひていただひたと思ひてひます。

確認しましただころ、適用除外の物件や許可不要で表示できるものもござひます。例えば公益上必要な施設に掲出する奉仕広告物、管理用広告物、あとは表示期間1か月以内の冠婚葬祭、祭礼の一時的な広告物といったものがござひます。先ほどのロール状のものですと、1か月程度であれば許可不要で掲出できます。

しかしながら、そういうやり取りがなされただとひうことでござひますので、屋外広告物の監視員さんと十分に認識の共有化を図りながら、適切な屋外広告物行政に努めてまひりたいと思ひてひます。

○山下委員 難しいことは僕らが判断できるわけでもないから、そのことはいいひですが、例えば交差点の見通しの悪いところは厳しくやらないといけませ。

私が言わんとしてひるところは、地域おこしの広告みたいなのは、積極的にやれる方向を皆さんに啓蒙してひくことも大事だろうと。一つ確認したいひですが、例えば、都城市の主要

道路に宮崎牛や都城牛がおいしいですよといった行政あたりが中心になって立てる看板を皆さんよく目にされますよね。都農町にもありますよね。ああいう地域の中で出している広告物も手数料をもらっているのでしょうか。基準を教えてください。

○梅下美しい宮崎づくり推進室長 国や都道府県、市町村が法令や政策などに基づいて表示する広告物は、公共広告物という取扱いになりまして、許可申請手続、いわゆる手数料は不要でございますが、土木事務所と協議をしていただくということになってございます。

○山下委員 実質手数料はかからないという理解でいいですか。

○梅下美しい宮崎づくり推進室長 手数料は不要です。

○山下委員 もう一つ確認で、例えばシートベルトをかけましょうとか、交通安全対策でもいろんな標語があると思うのですが、それは手数料はかけていないのでしょうか。

○梅下美しい宮崎づくり推進室長 多分、交通安全ののぼり旗などだろうと思いますが…

○山下委員 のぼり旗ではなくて、標語の看板です。

○梅下美しい宮崎づくり推進室長 そちらも公共広告物ということで該当すると考えております。

○田口委員 さっきの口蹄疫のときに頑張ろう宮崎みたいに書いたローラーは、結局はオーケーになったと理解していいのですか。

○梅下美しい宮崎づくり推進室長 個別の許可については土木事務所で行っておりますので、詳細には承知しておりませんが、冠婚葬祭、祭礼等の一時的な広告物ということで許可不要で

取り扱った事例は、私は承知しております。

○田口委員 同じ例が延岡でもあって、空飛ぶ玉ネギの会長さんがやられました。たしか口蹄疫頑張れだった。でも、すぐに私のところに電話が来て、すぐ外せと言われたと。こうやってみんなに元気づけようと思ったのに、土木事務所が来て外せと言われ、会長さんも泣く泣く外したのですよね。各土木事務所が判断することなのか。

○梅下美しい宮崎づくり推進室長 屋外広告物につきましては、実務的には屋外広告物監視員が土木事務所におりまして、許可に関する手続は土木事務所長が行ってございます。

今お話ありました飼料ローラーに口蹄疫復興に係るエールなど、非営利的な内容を表示する場合も規制の対象になるのかということでございますが、内容が非営利、営利的にかかわらず、表示場所や方法について規制をさせていただいてございます。

例えば、先ほど申しましたように、交差点の非常に見えにくいところだと困りますので、そういった場所とか表示の大きさについては協議させていただく必要があると思っておりますが、許可を受ければ表示は可能であるということでございます。

また、国や地方公共団体が協議を行う場合には同意を受けることで表示が可能ですので、その場合には手数料も不要だということでございます。

○田口委員 県内には何か所も土木事務所がありますので、ぜひ各土木事務所によってその判断が違ったりしないようにしておいていただきたいと思います。よろしく願います。

○梅下美しい宮崎づくり推進室長 おっしゃる

とおり、不整合があるといたしませんので、指導を徹底したいと思います。

○山下委員　まとめておきたいと思うんですが、都城市はそのときにすったもんだしました。市も分からず県に問い合わせたら、まず第一義的に駄目で、こういう書類の手続をなささいと。田んぼの中であるのに、なぜそんな面倒くさいことをさせるんだらうと。あなたが今強調して交差点だとか言うけれど、それは常識の範囲でみんな分かるんですよ。

国道からちょっと中に入った、ぱっと目立つところにやらないと、みんな元気にならないわけです。その次の年まではみんな頑張ったけれど、その後しなくなりました。

せっかく農業青年の組織の人たちが頑張っていて、みんなに元気を訴えようとやっているのに、やる気をなくさせるということは、あなた方は監視員に丸投げして、監視員の人たちが条例をつくっていけば、これで駄目だということで突き上げる。そしたら、それが駄目だということで判断してしまう。

慈善で地域が取り組んだことをどこがしっかりと酌み取ってくれるのということをしっかりとあなた方も条例の中で判断基準を設けておかないと、せっかくの仲間意識がなくなってくるということを申し上げておきたいと思います。

○外山委員　21ページの木造建築物等地震対策加速化支援事業ですが、この(4)のイ、事業主体の県が木造住宅所有者にダイレクトメールを送付して、いろんな手続を踏んで、例えばブロックを例に取れば、危険であり、除去、あるいは修復が必要であるという診断が出ます。そうすると、所有者が工事費を負担して、その4分の1を補助するのですか。

○金子建築住宅課長　ダイレクトメールで耐震化の補助制度があるということをお知らせします。ブロック塀でいくと、診断までいきませんが、外観などで判断しまして、危険があるということで除去に該当すれば、今回は所有者等の方が3分の1を負担して改修を行うことになっています。

○外山委員　ということは、そのブロック塀に関して言えば、所有者が市町村に申し出るわけですか。

○金子建築住宅課長　そのとおりでございます。

○外山委員　僕は勘違いしていて、事業主体が市町村で補助率4分の1だったので、市町村負担かと思ったら、強制力がないのですね。このダイレクトメールからアドバイザー派遣をして、最終的に改修あるいは撤去が必要だと診断した場合に、所有者に対して強制力はないのですか。

○金子建築住宅課長　これは所有者の方の判断になります。市町村が指定した範囲の避難路沿いのコンクリートブロックなどで対象になったものについて、所有者が判断してこの事業を行うことになります。

○外山委員　予算額の(2)財源の国庫から39万8,000円はどういうものでしょうか。

○金子建築住宅課長　これはイの県が実施します講習会等の費用で交付金の対象になるものです。

○外山委員　それが39万8,000円に該当するわけですか。

○金子建築住宅課長　はい。

○前屋敷委員　今に関連してなんですけれども、ブロック塀所有者の住民の方が古くて危な

いと自ら判断して各自治体に申請をする場合に、自治体はそのブロック塀の診断をして判断をするということになるわけですか。

○金子建築住宅課長 まず、市町村がその危険な箇所の把握の調査を行うことになるかと思えます。基本的には所有者の方の判断になるかと思えますけれども、危険性が高いものなどは、市町村の職員の方がそういった危険性を伝えて、事業について周知をするということになるかと思えます。

○前屋敷委員 自治体がそういう箇所を特定して、持ち主の方に相談をされるということは、流れとしてあると思えます。いろいろなところにお住まいの皆さんが自らブロック塀は危ないという判断をされた場合に、それは市町村から指示がなければ、全額自己負担で撤去し、それに代わる生け垣などを建設をしなければならない。あくまでも自治体主導でやるという事業になるのですか。

○金子建築住宅課長 ブロック塀の所有者の方は、そういった危険性の判断はなかなかできないかと思えます。細かいところを言えば、ブロック塀の高さが高いとか、基礎がないとか、鉄筋が入っていないとか、そういう専門的な判断がありますので、やられる場合やこの事業制度を使いたいということであれば、まず市町村の相談窓口にご相談していただくように説明していきたいと思っております。

○前屋敷委員 自治体からの指示待ちという点では、そういうことが周知、徹底をされないと思えます。自治体では通学路などの一定のところを特定することもあるのでしょうかけれども、自らが危険だなと感じた場合は、自治体に相談をし、即自治体が

調査に入るといった対応ができると、より安全性も高まるのではないかと思うものですから、そういう対処も必要じゃないでしょうか。

○金子建築住宅課長 今年度までのブロック塀の補助事業につきましては、小学校から半径500メートル以内のスクールゾーン沿いのブロック塀が対象でした。来年度の事業からは、市町村が指定をした道路沿いの危険なブロック塀ということになりますので、もう一度市町村が判断しまして、危険性があるブロック塀については早急に撤去し、今回は復旧費も対象になりますので、そういった働きかけをしていただくように市町村にはお話をしていきたいと思っております。

○山下委員 同じく建築住宅課、421ページの(事項) 県営住宅管理費ですが、説明の中で、県住として今2,800戸を管理をしているということだったのですが、これは指定管理に出しているのではなかったですか。

(「8,800戸じゃなかった」と呼ぶ者あり)

何戸でしたか、確認が取れば教えてください。

○金子建築住宅課長 先ほど8,800戸と申しました。

○山下委員 指定管理に出しているのですか。

○金子建築住宅課長 421ページの(事項) 県営住宅管理費の説明欄の2番目に入退居管理事業がありまして、この中で指定管理者に委託料ということで管理をお願いしています。

○山下委員 指定管理で出しているのは、何とどこですか。

○金子建築住宅課長 県央、県南は一般社団法人宅建業協会で、県北は延岡日向宅建協同組合といった名称です。

○山下委員 今、入居率はどれぐらいですか。

○金子建築住宅課長 全体で約83%になります。

○山下委員 指定管理は、この予算が全部行っていれば2億9,400万円です。指定管理で出していて、83%ということは、入居率が低いのか高いのか、こんなものでしょうかということなのか、どういう判断していますか。

○金子建築住宅課長 80%が最低限の入居率と思いますけれども、政策空家を入れますと、86%ぐらいの入居率になります。後ほどその他報告のところでも御説明しますが、入居率を向上させるための取組については、引き続き行っていかないとけないと思います。

○山下委員 家賃収入がいくらあるのですか。

○金子建築住宅課長 公営住宅使用料につきまして、令和3年度の予算額は20億3,416万3,000円を予定しております。

○山下委員 20億円は入ってくるわけですか。入居の入替えのときの管理費は、入居者が入るときに2か月分ぐらい積立てをしますよね。これは一般のマンションやアパートを借りるときと同じような条件ですか。

○金子建築住宅課長 民間のアパートなどにつきましても、退去するときには修繕費用やクリーニング代を多分取っておりますけれども、県営住宅につきましても、退去する際に畳、ふすまの交換などは基本的にお願ひしております。

ただ、それ以外の通常の損耗程度のものについては、修繕料は取っておりません。退去されましたら、その後、指定管理者がクリーニングを兼ねた退去修繕を行って、次の入居者を迎え入れるというような段取りになっております。

○山下委員 家賃収入は20億円ということでは

たよね。これは令和3年度の家賃収入の計画ですが、令和2年度で実質いくら入ってきましたか。

○金子建築住宅課長 ちょっとお時間を頂いてお調べいたします。

○山下委員 ぜひ教えてほしいのは、計画に対して入居率が85~86%と言われたので、実際あなたたちの収支の中で、今年が20億円だったら、去年は目標に対して100%家賃収入が回収されているのか。あなたたちの事業計画はどうなっているのかなということを確認したいので調べてほしいです。

○金子建築住宅課長 元年度の収入済額が21億485万9,000円になります。徴収率につきましては100%です。

○山下委員 間違いのない数字ですね。100%ということは、あくまでも入居率に対して、あなた方は低い収支率を見ているということの判断だよ。100%ということは、八十何%で見ているということでしょう。

○金子建築住宅課長 入居率は83%で、徴収率につきましては収入予定額について滞納がなく、全部徴収できたという意味合いのもので100%ということになります。

○山下委員 いや、私が聞いたのは、目標に対して、年度計画の中でこれだけ家賃収入が入りますよという中で、それは、今言われた入居の中の100%ということは、滞納がなく徴収できましたということでしょう。僕が聞いているのはそうじゃなくて、何%の徴収計画で令和3年度が20億円という家賃収入の見通しを立てたのか、それに対して過年度でどれぐらい徴収ができていたのかということ。

○金子建築住宅課長 入居率につきましては、

前年度の入居率を参考に収入額を定めております。すみません、もう一度申し上げます。公営住宅の使用料につきましては、収入申告がされている7,200戸分について、一月2万3,000円の12か月ということで、徴収率は99.9%を見込んで予算を立てております。

それから、収入申告未済分は345戸で、使用料の単価を1万9,000円の12か月分ということで7,700万円を見込んでおります。

○山下委員 収入未済額だね。

○金子建築住宅課長 収入申告ができていない部分ということです。

○山下委員 ということは、実際、収入未済額がそれだけあるということは、計画に対して確実に100%家賃収入はできているという理解でいいのですか。

○金子建築住宅課長 入居していただいて使用料が発生している部分につきましては、100%徴収できているということです。

○西村委員 414ページの土地区画整理事業費について伺いたいのですが、これを見ると、日向市駅周辺地区ほか1地区となっておりますが、今、県内で2か所しか区画整理事業はやられていないのでしょうか。

○横山都市計画課長 土地区画整理事業につきましては、現在、日向市で2地区、それから延岡市で1地区、宮崎市で1地区、計4地区でございます。区画整理の場合には、現場の仕事が終わった後にお金の清算ということで、清算期間が5年ほどございます。今、清算期間に入っておりますのが、宮崎市の松小路地区の1か所で、現在、動いている現場が4か所ありまして、既に清算に入っているのが松小路地区と高岡町の飯田という2地区でございます。

以上が区画整理の地区で、宮崎県は区画整理の市街化区域に占める面的整備の割合が全国的にも非常に高く、必要などころがある程度終わってきたと考えているところでございます。

○西村委員 説明が分かりにくかったですけれども、日向市ほか一地区と書いていて、イメージ的に2地区と思いましたが、そうではなくて、実際は4地区工事をしていて、その4地区以外に2か所事業が終わり、整理されているということですかね。

○横山都市計画課長 この土地区画整理事業の(事項)のところは、各市が区画整理事業をする中で、その区画整理の中に県道が含まれている場合には、その県道の整備の事業費も区画整理の収入になるわけですが、県に代わって道路の整備をしていただけるという県に一定のメリットがあるので、市が負担する裏のお金に対して県が一定の補助をするというものでございます。その箇所が、現在、日向市駅周辺が1地区、それともう一か所、先ほど申し上げました松小路地区が1地区の計2地区ということでございます。

○西村委員 今、県全体では4か所しているけれど、その4か所のうちの2地区だけ県の土地や道路がかかっているのか、その負担金が2,930万円ということですね。

今の話の中で宮崎県は都市計画が非常に進んでいるとありました。確かに市町村の中でも進んでいるところもあれば、なぜここはしなかったのだろうかという地区もたくさん残っていると思います。今の時点で、各市町村から区画整理の要望等が上がっている地区はあるのでしょうか。

○横山都市計画課長 確定はしておりませんけ

れども、今、1地区ほどは御相談が来ていると聞いております。

○前屋敷委員 県営住宅の問題で421ページ、県営住宅管理費のところですが、先ほど入居率の話になって、政策空家も含めると86%の入居率ということでしたが、県営住宅に入居したいという方は大変多くいろいろ御相談を受けています。

御自分の希望される地域でないとか、そういうことで折り合いがつかずに断念される方もいらっしゃるのでしょうけれども、それにしてもかなり入居率が高いとは私は思いません。もっと入居していただいているのじゃないかと思えます。

それと、以前もここでお話したかと思うのですが、県営住宅で空き家はかなり目立つというのを地域の住民の皆さん方も把握をされておられて、どうして入居されないのだろうかとか、また希望している方がどうしてあそこに入れないのだろうかというようなお声や御相談を聞きます。

ですから、その辺が県民の皆さんにしっかりと理解をされていかないと、意図的に入れないのではないかと疑心暗鬼になったりします。県営住宅の入居を切望しておられる方は非常に多いということも県としてしっかり認識をして対処していただきたいと思えます。

今後、政策空家などで新たな建て替えの計画などがどの程度あるのか教えてください。

○金子建築住宅課長 県営住宅の入居につきましては、平成23年や24年ぐらいには、応募倍率が6倍や7倍と高い状況にありましたけれども、昨年度は1.8倍ぐらいと低くなっておりません。

ただし、立地もあるとは思いますが、1階やエレベーターがついているところを希望される高齢者といった住宅確保に配慮が必要な方は、希望の団地にはなかなか入れないという状態があるかと思えます。

県営住宅の建て替えの計画につきまして、来年度は宮崎市の出来島団地の設計を行うことにはなっておりますけれども、それ以降の建て替え計画につきましては、まだ検討中でありますので、老朽化した住宅の建て替えを計画的に進めたいというふうには考えております。来年度公営住宅の長寿命化計画の見直しなども控えておりますので、その中で検討してまいりたいと考えております。

○前屋敷委員 高齢化が進む中で、おひとり暮らしの高齢者の方はどんどん増えております。そういう方は、公営住宅にとりわけ安価な家賃で入れるということもあって、入居を希望されている方が多いです。建て替えのときの対処も必要なんですけれども、通常でも1階部分であるとか、せめて2階ぐらいまでをそういうひとり暮らしの方の住まいに充てられるような政策なども県としてしっかり持っていただきたいと思えます。また、若者の入居ということも今求められているんじゃないかな。ひとり暮らしで入居の希望も出ていたりするのですけれども、その辺の住宅政策はどのような考えを持っていらっしゃいますか。

○金子建築住宅課長 今のところ公営住宅の入居につきましては、同居親族があるというところで考えております。高齢単身の方の入居については、広さが2DKよりも狭いぐらいのところ、少々広い住戸でもできるだけ入れるように範囲は広げておりますし、2階、3階でも住

んでいただけるようにエレベーターを後づけで設置するといった対応をしております。

ただし、若者の単身になりますと、まだ検討が必要なのではないかと考えております。

○前屋敷委員 そして、エレベーターの件なのですけれども、古いところはエレベーターがついていないんです。今言われたように外づけで、建物の外にエレベーターをつけるという工作が今よその県では割と進んでいる話も聞くので、そういう対応も必要ではないかと思っております。ぜひそういった計画も進めてほしいと思います。

それと、422ページの公共優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅の供給ですが、これは住宅公社に関わるころなのですか。どういう中身になるものか御説明ください。

○金子建築住宅課長 422ページの中ほどの(事項)公共優良賃貸住宅供給促進費のところの高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業になるかと思っております。これは民間が高齢者向けに整備したアパートに家賃補助を行っております。例えば都城市や延岡市に4団地、94戸の家賃補助を行っているところでございます。

○前屋敷委員 申し訳ありませんが、私もそういう制度があるのはあまり存じ上げていませんでした。民間の住宅に入居される高齢者の方に対しての家賃補助というのは、直接県に申請をするわけですか。それともそこの不動産あたりが申請をしてくださるという形で入居が可能になるということでしょうか。

○金子建築住宅課長 この高齢者向け優良賃貸住宅につきましては、平成13年に高齢者の居住の安定確保に関する法律におきまして規定されたもので、良質な居住環境を備えた高齢者向け

の賃貸住宅を供給する民間の事業主体に、例えば供用部分の整備費や家賃の低廉化につながる補助をするということです。これは民間の事業者が入居募集して、そういった方が入った住戸について家賃補助を行っていくという制度になっております。

○前屋敷委員 94戸補助をされていると言われましたけれども、どの程度の補助になるのですか。

○金子建築住宅課長 資料が手元にありませんので調べてまた回答します。

○武田委員長 ほかにありませんでしょうか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○武田委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○金子建築住宅課長 委員会資料の30ページをお開きください。

県営住宅の空き住戸を活用した地域活性化事業の実施について、御報告いたします。

まず、1の概要であります。近年、県営住宅におきまして空き住戸の増加が進行しており、特に大規模団地では、地域の活力低下が懸念されている状況にございます。

これらの課題に対応するため、国の地域再生計画の認定を昨年度末に受け、県営住宅を目的外使用して地域コミュニティの活性化に取り組む団体を募集し、その事業者を決定したところでございます。

次に、2の事業内容でありますけれども、事業者は、特定非営利活動法人ささえ愛生目台で、事業期間は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までとなっております。

実施場所は、宮崎市の生目台3団地としております。

なお、当事業の拠点として、使用する住戸につきましては、生目台東団地の1戸で準備を進めているところでございます。

次に、実施する活動内容でございますが、①から③に記載のとおり、高齢者等を対象としたごみ分別、ごみ出し支援等の生活支援や、放課後の子育て支援として保護者が帰宅するまでの居場所の提供のほか、高齢者と子供の居場所づくりとして、少人数で食事等が行える交流の場の提供などを行うこととしております。

3の事業の効果でありますけれども、地域コミュニティの活性化を図ることができるとともに、入居者や地域の方々々が安心して暮らせる魅力ある住宅団地づくりにつながるものと考えております。

○武田委員長 執行部の説明が終了しました。質疑はありますか。

○坂本副委員長 関連ですけれども、去年7月の人吉の豪雨災害のときに、避難者の受入れで県内の県営住宅の空き部屋を活用してということでした。県の取組に対して私の回りでは大変好評で、他県からもすばらしいという声をたくさん頂きました。

それで、実際そのときに避難所として使われた実績がどれくらいあったのかを教えてくださいませんか。

○金子建築住宅課長 昨年の7月豪雨災害のときに、被災者の方を目的外使用として受け入れるという取り扱いをしまして、熊本県の1世帯がえびの市の京町団地に入居されまして、現在は退去されています。

○坂本副委員長 実際に使われた方は少なかったかもしれないのですが、そういう使い方というのはすばらしいと思って、私も注視しており

ました。

それで、今後こういう災害時の活用の仕方というのは、例えば県内での災害についても同じように扱われていくのか、今後の予定について教えてください。

○金子建築住宅課長 災害被災者の方の目的外使用につきましては、県内の方でもその都度受け入れるようにしております。*例えば火災に遭って住むところがない方も目的外使用で入居していただくことになります。

そのほかにも犯罪被害者の方々にも目的外使用ということで入居していただいておりますので、極力、国の通知等に従いまして目的外使用として受け入れたいと思います。

今回のこの地域活性化事業につきましては、国交省ではなくて内閣府の計画認定を受けて、コミュニティの活性化を目的とした受入れに取り組んだということでございます。

○日高委員 この地域活性化事業につきましては、1か月募集をされたわけですが、このささえ愛生目台以外には申込みはなかったのですか。

○金子建築住宅課長 1事業者のみの応募でございました。

○日高委員 これは2年間ということですが、使用料はどのようになるのでしょうか。

○金子建築住宅課長 1戸当たり2万1,000円程度になります。

○日高委員 それはこの事業だから、条例上の規定の金額を少し特別にするとか、そういうことではなくてですか。

○金子建築住宅課長 公営住宅使用料の一番安い区分の金額で設定しております。

※83ページに訂正発言あり

○日高委員 取りあえず生目台東団地が拠点ということですが、この募集は全県下に向けられたのですか、それとも地域を限定されたのですか。

○金子建築住宅課長 これはホームページなどで募集しております。

○日高委員 ホームページということになると、見る人は見るけれど、見ない人はなかなか見ないので、啓発の方法はまた考えていただきたいと思います。

県営住宅についても、空き家は当然どんどん増えるばかりだと思います。特に、市町村は県営よりもっとひどいはずです。市町村については、それを修繕するとか、バリアフリーにするとか、エレベーターをつけるとか、そういった余力はないので、ぜひ県営住宅はしっかり頑張ってくださいと思っています。

重複しますが、先ほど使用料の徴収率は100%と言われましたが、これは令和2年のこのコロナの関係があっても、今のところの徴収率というのは100%ですか。

それと、併せてコロナ禍において免除申請とか、徴収猶予の関係とか、そういう申請があったのかどうか、分かる範囲でお願いします。

○金子建築住宅課長 家賃の徴収率につきましては、今年度はまだ確定しておりませんが、昨年度は100%ということでした。指定管理者のほうに委託しておりますけれども、例年99.何%というような高い徴収率は上げているところでございます。

コロナ関係で、家賃の減免などを行っている件数でありますけれども、2月28日時点で、県央で28件、県北7件の35件相談を受けておりまして、減免申請が20件出ておりまして、20件許

可しております。

○武田委員長 日高委員、報告事項に関する以外の質疑でしたら、後でお願いをしたいと思います。関連の質問でしたら。

○日高委員 報告事項の件につきましては、ホームページということだったと思うのですが、今後はもっと活用が増えてくると思います。ぜひ啓発の方法をいろいろ考えていただきたいと思っています。

○金子建築住宅課長 公営住宅、市町村住宅、県営住宅につきましても、来年度に住生活基本計画を見直しまして、高齢化社会の中でどれくらいの公営住宅数が適当かということを検討しまして、それぞれの役割の下、供給計画を立てていきたいと思っております。

それから、1件訂正であります。先ほど「火災」につきましても、目的外使用で受け入れられると言いましたけれども、火災の場合は条件がありまして、大規模な火災ぐらいになります。ただ、そういったことは可能であるということでございます。

○前屋敷委員 NPOの事業になるのですけれども、実施場所が3団地上げられておりますが、それぞれの団地にそういう場所を設けて、その中で、東団地を拠点にするという活動になるわけですか。

○金子建築住宅課長 この事業者さんは、これまでその団地で訪問介護の事業などを行っておりまして、その事務局が生目台の中にある関係で、そこに一番近い生目台東団地の1戸を使いたいという計画を立てております。3団地の中の1室は使えるということですが、今は生目台東の1戸だけ使用できることになっております。

○前屋敷委員 では、このささえ愛生目台という法人の方が3団地をそれぞれ1戸ずつ利用するというのも可能になるということですか。

○金子建築住宅課長 可能でございます。

○武田委員長 ほかに関連で質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、以上で、都市計画課、建築住宅課、営繕課の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時33分休憩

午後2時35分再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。

各課の説明及び質疑が全て終了しましたので、これより総括質疑を行います。

県土整備部全般について、質疑はありませんか。

○日高委員 この令和3年度の当初予算の概要というのがありますが、それとこの資料の関係ですがよろしいですか。

これは質問じゃないのですけれども、数字の記載の仕方で以前から気になっていたところがあるものですから、県土整備部がどうのこうのということではありません。

昨日の商工関係も同じようなパターンだったのですが、例えば皆さん、今日の予算の概要の説明書をお持ちだと思うのですが、これの8ページ、9ページがありますけれども、数字の記載の仕方です。予算と直接関係はないところで細かいことを言って申し訳ないのですが、この概要については、8ページの一番下、合計の一番右側2.1%という伸び率になっています。これは2.1という数字の書き方ですね。

あと県土整備部、今日頂いているこっちの資料は1ページの一番下109.4%という数字になっております。財政のこの予算の概要様式でいけば、これは9.4%という記載の仕方になるのかなと。

それから、この109.4の一番上の欄から2番目の三角の33億というところがありますが、ここに三角がついたら、普通は下のパーセンテージのところにも三角がついていくのかなという感じで財政のこの資料をまとめてあります。

総務政策と厚生は、この財政と同じような数字の書き方でされております。あと商工建設と環境農林は、こちらの県土整備部や商工と同じような形になっております。

だから、どうということではないのですが、数字の取り方ですので、錯誤がないように、できたら統一をしたほうがよいのではないかと、私は以前から思っていました。そこ辺は議会のそれぞれの部署の担当で、話し合いをしてもらったほうがいいかなと思って、意見を提案させていただきました。

○吉村県土整備部次長(総括) 元財政課長の立場で申し上げますと、確かに委員御指摘のとおり、表現はそろっていたほうが委員の皆様にも分かりやすいかと思います。議会からの申し入れがなくとも、執行部側で関係部局、相談した上でベストな表現方法等を次回に向けてしっかり検討をさせていただきたいと思います。

○金子建築住宅課長 先ほど最終予算の説明の中で、前屋敷委員から質問いただき、保留していました件です。

422ページの(事項)公共優良賃貸住宅供給促進費の中の高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業の2,032万8,000円でありますけれども、こ

これは補助率ではなく、民間の家賃と公営住宅の家賃の差額を上限2万円まで補助するという事業になっております。

○田口委員 先ほど質問したことで、聞き漏らしがありました。港の高潮対策のところ、県の負担が2億2,200万円、去年は5億2,966万6,000円負担していますが、これは排水対策ということでしたが、実際事業全体の中のどれぐらいを県が負担しているのでしょうか。

○大浦空港・ポートセールス対策監 負担率ということていきますと、現時点では24%になります。もともと空港法で国が3分の2、県が3分の1の負担なのですけれども、それに対して後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律で、国の負担が引き上げられることになっております。それは県の財政力指数に応じるため変わる年もありますので、現時点は3分の1ではなく、0.24ということてあります。

○田口委員 これは何年間にわたる事業なのでしょう。昨年からは始まっているのですか、もっと前からですか。

○大浦空港・ポートセールス対策監 この事業は、来年度予算では高潮対策等なんですけれども、今年の事業ていきますと、例えば地震に対して液状化などを防ぐための地盤改良工事をやっております。国の事業計画が年度に応じて立てられて、計画的にやられているということになります。

はっきりした数字を覚えていないんですけれども、これ自体の計画は、三、四年ぐらい前だったかと記憶していますけれども、数年にわたって事業計画が立てられて、それに即して毎年進められているということてございます。

○田口委員 では、高潮が終わった後には、このままいろいろこういう対策が続くのですね。

○大浦空港・ポートセールス対策監 今のところまだ事業は続くことになっております。基本的には防災、減災に資するということて先ほど申しました地震対策だとか、高潮対策だとか。それから老朽化対策ということて電源設備の交換などはずっと継続的にやられているということてございます。

○田口委員 では、今後続く対策も県の負担率は24%と見といていいわけですか。

○大浦空港・ポートセールス対策監 先ほど申しましたように、県の財政力指数に応じて変わりますが、その前は0.2333という時代もありますし、0.24ぐらいで認識しておいていいのかなと思っております。

先ほど私が田口委員にお答えした際に、「浸水」という言葉を申し上げましたけれども、直轄事務所さんに確認したところ、浸水はしないと。ただ、高潮で越波などはありますので、そういうときに速やかに流下するために排水溝等を来年はやると伺いましたので、訂正させていただきます。

○前屋敷委員 374ページの技術企画課のところですが、上から2行目に(事項)公共事業総合情報システム及び云々とありますが、これは昨年ではなく、今回800万円出てきている予算ですが、入札システムデジタル化に関連しているのでしょうか。

○境技術企画課長 この公共事業総合情報システム及び土木積算システムの新OS対応業務に対する経費ということてです。このシステム自体は、今稼働していますが、それを動かすOSのサポート期限が令和5年の10月に終了するとい

うことで、そのOSの更新に向けた検討を行うという業務になってございます。

○武田委員長 ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 その他、何かありませんか。

○山下委員 大雨災害等の議論も議案の中でもあったわけですが、雨水対策等で都市も毎年大雨災害で浸水等があって、大淀川の主流のところは町部の河川が上がったときに遮断しまするので、排水をポンプで川に流す排水機場を何箇所か造っております。しかし、それでも対応し切れないということで、国交省と何か協議をしているということを知りました。実際計画が上がっているのかどうか分かりませんが、大淀川の本流と萩原川の合流点のところに大雨が降ったときに、雨水が一気に川に流れないように一旦避難させる施設を造るような話を県は把握しておられますか。

○小倉河川課長 委員が言われた大淀川の本線と萩原川の合流点には今、国が遊水池を計画しております。そのことだと思うのですが、ポンプはまた別です。

ポンプの件については、直接は聞いていないのですが、数年前によその県で大雨のときに、川の水があふれそうなのに、上流側でどんどんポンプ排水を行ったことによって下流で越水して被害が大きくなったという裁判にもなった災害がありました。大淀川流域にも数多くのポンプがありますが、下流に負担がいかないように上流でうまく調整しながら、ポンプの運営をやっていこうということを国が今進めております。まだ協議の段階なのですが、そのことではないかなと思っております。

○山下委員 調整池だと思うのですよね。あそ

こは十何ヘクタールあるのかな。今、パチンコ屋とかあるのですが、そこも退去をさせて、水の調整池を造るような話を聞きました。県はこの事業には全然関わっていないということでしょうか。

○小倉河川課長 これは直轄の事業でありまして、県は、直接は関わっておりません。

○武田委員長 ほかにその他でありますか。

その他で、明利部長、石井次長、何かありましたら。

○石井県土整備部次長（都市計画・建築担当）

私までこういう機会を与えていただき、誠に恐縮です。恐らく今年度で退職をする2人ということでの御指名だったかと思っております。お礼も含めてお話をさせていただきたいと思っております。

私は、この常任委員会には課長時代も含めまして3年間お世話になりました。我々職員にとりまして、この常任委員会の際は、非常に身の引き締まる思いといたしますか、緊張感のある重要な場所でありました。

私も課長時代、議員の方々に聞かれることについて、できるだけ分かりやすく、また簡潔に答えられるようにということで、高校時代以来になると思いますが、図書館に通って勉強したりもいたしました。

そういった意味では、この常任委員会の際は日々の仕事の成果を発表する場ということでもございまして、そのために課題や懸案に対して日々努力することが非常に重要でございました。

今回、私たちが退職いたしましても、私の後ろや、それから周囲にいる優秀な彼らは、これまでの私たちの意思や思いを引き継いで、必ずや県民の期待に応える立派な県土整備部にして

くれるはずですので、今後とも県土整備部をどうぞよろしく願いいたします。常任委員会の皆様には、本当にお世話になりました。ありがとうございました。(拍手)

○明利県土整備部長 発言の機会を頂きましてありがとうございます。私からも一言お礼を申し上げます。

今年度の県土整備部の一番の懸案は、国土強靱化の緊急3か年の延長を何としてでも現実化するということでした。コロナ禍で要望活動等がなかなかできない中、県議会におかれましては、意見書を提出していただきまして、数少ない要望の機会に、丸山議長自らその意見書を持って、私どもと一緒に財務省、国土交通省に要望に行ってくださいました。

おかげで5か年加速化対策という形で、この国土強靱化の予算を延長、拡充することができました。これは本当に、常に後押しをしていただきました商工建設常任委員会の皆様をはじめ、関係者の皆様のおかげだと、本当に心からお礼を申し上げます。ありがとうございます。

それから、もう一つの課題としましては、冒頭御報告をいたしましたけれども、高速道路の新規事業化でございます。中央自動車道の高千穂―雲海橋交差点間の新規事業化、それから東九州自動車道の一部4車線化につきまして、この最後の常任委員会で皆様に御報告できたということを何よりもうれしく思っております。これも皆様の日頃の御支援のたまものと心から感謝を申し上げます。

このほか県土整備部では、非常に工程管理、安全管理の厳しい中、予定どおりにあのような立派な宮崎駅西口広場を完成いたしましたし、紆余曲折ありました運動公園の避難施設につき

ましても、今、順調に整備が進んでおります。

今後は、これらをうまく活用して、いざというときに県民の安全・安心につながる、それから中心市街地等の活性化につなげる、これがまた課題になろうかと思えます。

私は、今年度いっぱいまで退職いたしますが、先ほど石井次長も言いましたように、ここにあります優秀な職員、それから出先の事務所の職員も含めまして、これから県土整備部一丸となりまして、県土整備行政を推進してまいりますので、引き続き御支援、御指導のほどよろしくお願いいたします。まことに1年間お世話になりました。ありがとうございます。(拍手)

○武田委員長 ありがとうございました。

それでは、以上をもって県土整備部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時55分休憩

午後2時57分再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。

採決についてですが、委員会日程の最終日に行うことになっておりますので、12日に行いたいと思います。開会時刻は13時10分としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 以上で本日の委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

午後2時58分散会

令和3年3月12日(金曜日)

午後1時6分再開

出席委員(8人)

委員	長	武田浩一
副委員	長	坂本康郎
委員		外山衛
委員		山下博三
委員		西村賢
委員		日高利夫
委員		田口雄二
委員		前屋敷恵美

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者(なし)

事務局職員出席者

議事課主査	井尻隆太
議事課主査	増本雄一

○武田委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に、各議案につきまして、賛否も含め御意見を願います。

○前屋敷委員 御意見というほどではありませんが、反対する議案がありますので、分けていただきたい。具体的に言いますと第1号、ほかは賛成です。

○武田委員長 第1号、分かりました。

ほかに御意見はないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、採決に移ります。

採決につきましては、賛否が分かれておりますので、まず、議案第1号について採決を行います。議案第1号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○武田委員長 挙手多数によって、第1号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第9号から第11号、第13号、第14号、第22号から第24号、第34号から第38号及び第39号の各号議案について一括で採決いたします。各号議案につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 御異議なしと認めます。よって、各号議案につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願の取扱いについてであります。

請願第3号、労働者に対する支援の抜本的拡充を求める請願についてであります。この請願の取扱いも含め、御意見を願います。

○前屋敷委員 前回から継続になっている案件ですけれども、やっぱり今のコロナ禍の中の状況からいっても、今議会で採択をしていただきたいと思っております。

○武田委員長 ほかにありませんか。

○西村委員 継続でお願いします。

○武田委員長 それでは、お諮りいたします。請願第3号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○武田委員長 挙手多数。よって、請願第3号は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、委員長報告(案)についてであります。

委員長報告の項目及び内容について御意見をお伺いいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時8分休憩

午後1時10分再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りいたします。商工観光振興対策及び土木行政の推進に係る調査については継続調査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

ほかに何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 以上で委員会を終了いたします。委員の皆様、お疲れさまでした。

午後1時10分閉会

署 名

商工建設常任委員会委員長 武 田 浩 一